

第 1 部

計画策定について<総論>

1 計画策定の背景・趣旨

障害者基本法では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立および社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することと規定されています。

我が国では、平成26（2014）年1月の「障害者権利条約」の批准を契機として、障害のある人を支援するための法律・制度が順次整備されてきました。

令和5年には、「第5次障害者基本計画」が策定され、「障害者基本法」の目的の達成および共生社会の実現に向けた施策と取組みを継続するとともに、「SDGs（持続可能な開発目標）」の視点を取り入れた、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現等、社会情勢の変化に応じた内容が盛り込まれました。また、同年、こども家庭庁が創設され、障害児の福祉の増進および保健の向上、障害児の地域社会への参加・包容等の推進が図られることとなりました。

近年の法改正としては、令和6（2024）年に地域生活の支援体制および就労ニーズに対応した支援の充実、ニーズに応じた支援体制の整備を定めた「改正障害者総合支援法」、児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化および事業主の責務の明確化等を定めた「改正児童福祉法」が施行され、地域生活の支援体制に関する規定が拡充されました。さらに、同年、事業所における「合理的配慮の提供」の義務化を含めた「改正障害者差別解消法」が施行され、令和7年には、手話に関する施策を総合的に推進することを目的とした「手話に関する施策の推進に関する法律」が制定されています。

本区では、これらの国の動向を踏まえ、障害者施策の総合的な指針となる「品川区障害者計画」、障害福祉サービス等の見込量や提供体制の確保策を定める「第7期品川区障害福祉計画」および「第3期品川区障害児福祉計画」を一体的に策定し、障害者施策の推進に努めてきました。

このたび、令和8（2026）年度末をもって、「第7期品川区障害福祉計画」および「第3期品川区障害児福祉計画」の計画期間が満了することから、国の動向および本区の障害のある人を取り巻く現状・課題を踏まえ、新たに「第8期品川区障害福祉計画」および「第4期品川区障害児福祉計画」を策定します。

■ 図表 1-1 障害福祉の動向（主な法改正・制度改正等）

令和3年 (2021年)	9月	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律《施行》 国や地方自治体が医療的ケア児とその家族に対する支援に責務を負うことを初めて明文化した法律
令和4年 (2022年)	5月	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法《施行》 障害のある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現を資することを目的とした法律
	8月	障害者権利条約の対日審査《実施》 国連障害者権利委員会による条約の実施状況の審査が行われ、9月に総括所見が公表された
	9月	東京都手話言語条例《施行》 手話を必要とする人の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会の実現を目的とした条例
令和5年 (2023年)	3月	第5次障害者基本計画《策定》 障害者施策に関する国の基本計画。計画期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間
	4月	こども家庭庁《新設》 障害児に関する事業所管が、従来の厚生労働省等から移管
令和6年 (2024年)	4月	改正障害者差別解消法《施行》 事業者による障害のある人への合理的配慮の提供義務化
	4月	改正障害者雇用促進法《施行》 ○ 民間企業における法定雇用率の段階的引上げ ○ 週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満で働く重度の身体・知的障害者、精神障害者の算定特例 ○ 障害者雇用調整金・報奨金の支給方法の見直し ○ 納付金助成金の新設・拡充等

	4月	改正障害者総合支援法および改正児童福祉法《施行》 ○ 新サービスの創設「就労選択支援」、およびグループホームにおける一人暮らし等への移行支援の実施 ○ 精神科病院における「入院者訪問支援事業」の創設、および従事者による虐待の通報仕組みの整備 ○ 児童発達支援センターの類型の一元化、および地域における中核的役割の明確化 ○ 障害児入所施設等からの退所者等のための「自立支援拠点事業」等の創設
令和7年 (2025年)	4月	改正障害者雇用促進法《施行》 除外率制度における各業種の除外率の段階的引下げ
	6月	手話に関する施策の推進に関する法律《施行》 手話に関する施策を総合的に推進するため、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めた法律
	7月	東京都障害者情報コミュニケーション条例《施行》 障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに意思を伝え合い、安心して生活できる共生社会の実現を目指すことを目的とした条例
	7月	災害対策基本法等の一部を改正する法律《施行》 能登半島地震後の福祉支援強化と迅速な復興を目的とした法律
令和8年 (2026年)	4月	高次脳機能障害者支援法《施行》 高次脳機能障害者に対する支援に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにすること等を目的とした法律
	6月	民法等の一部を改正する法律（成年後見制度の見直しに係る改正）《公布》 後見および保佐の制度を廃止して補助の制度に一元化し、本人にとって必要な範囲でその利用を可能とする法律
	7月	改正医療的ケア児支援法（医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律）《公布》 ○ 支援対象に医療的ケア児等および重症心身障害者並びにそれらの家族を追加 ○ 基本理念に基本的人権と尊厳を明記 ○ 支援施策と支援センター機能の強化

	10 月	改正東京都福祉のまちづくり条例施行規則《施行》 便所（トイレ）、駐車場および劇場等に係るバリアフリー基準の見直し
--	------	---

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、「品川区障害者計画（令和6年度～令和11年度）」、ならびに「第8期品川区障害福祉計画（令和9年度～令和11年度）」および「第4期品川区障害児福祉計画（令和9年度～令和11年度）」の3計画を一体的な計画として策定するものであり、本区の障害者施策の方向性や具体的な方策を定めています。

また、本計画は、国の「第5次障害者基本計画」や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえるとともに、区政の全体計画である「品川区長期基本計画」および「品川区地域福祉計画」等の関連する各計画との調和と整合を図っています。

① 品川区障害者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく「区市町村障害者計画」であり、基本理念や基本方針などの障害者施策に係る基本的な事項を定めています。

② 第8期品川区障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づく「区市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービスおよび相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る成果目標や必要とされるサービス見込量等を定めています。

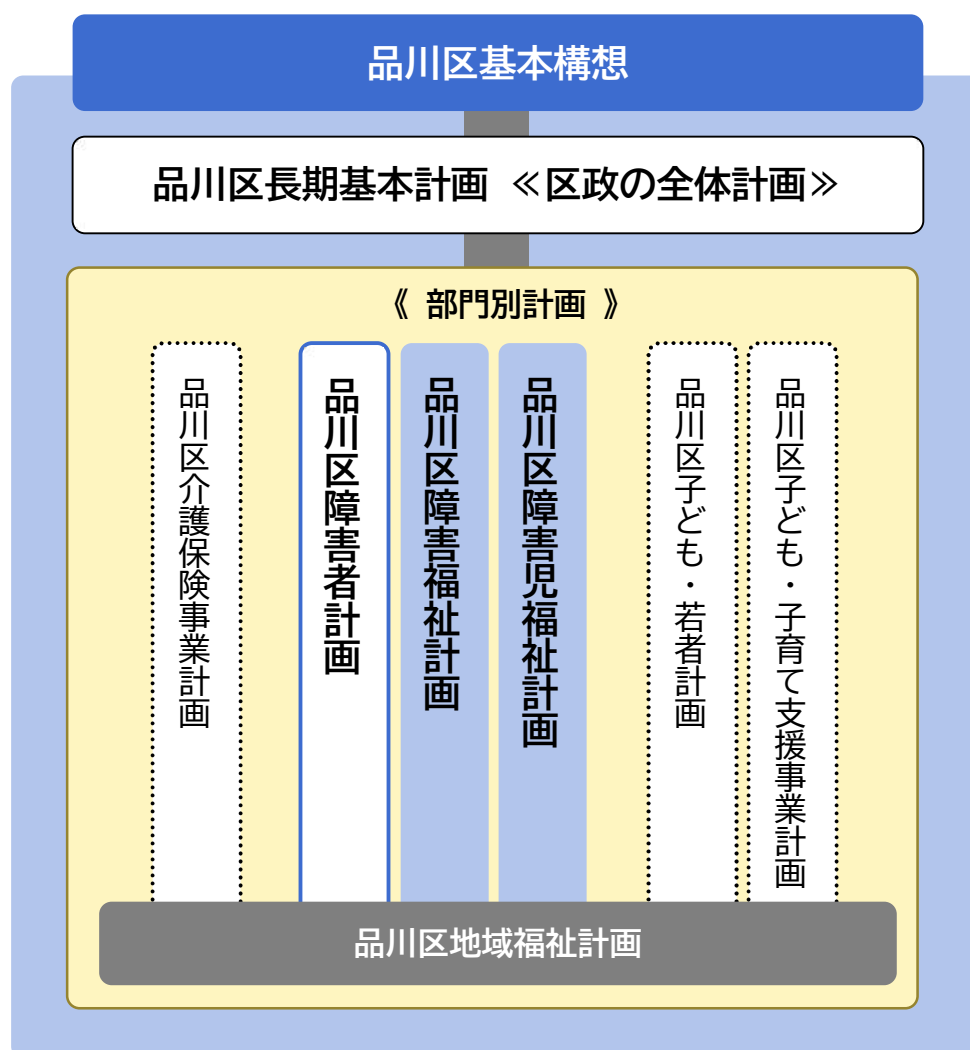
③ 第4期品川区障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に基づく「区市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保に係る成果目標や必要とされるサービス見込量等を定めています。

■ 図表 1-2 計画の定義

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 (第 11 条第 3 項)	障害者総合支援法 (第 88 条第 1 項)	児童福祉法 (第 33 条の 20 第 1 項)
主な内容	障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画	障害福祉サービス等の確保と方策等を定める計画	障害児通所支援等の確保と方策等を定める計画
計画期間	各自治体の任意	原則 3 年を 1 期 (計画期間変更可)	原則 3 年を 1 期 (計画期間変更可)

■ 図表 1-3 計画の位置づけ



3 計画の期間

- 「品川区障害者計画」は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画期間として策定しています。

区市町村は、「障害者基本計画」および「都道府県障害者計画」を基本に策定するとされています。国の「第5次障害者基本計画」の計画期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間です。

- 「第8期品川区障害福祉計画」と「第4期品川区障害児福祉計画」は、令和9（2027）年度から令和11（2029）年度までの3年間を計画期間として策定します。

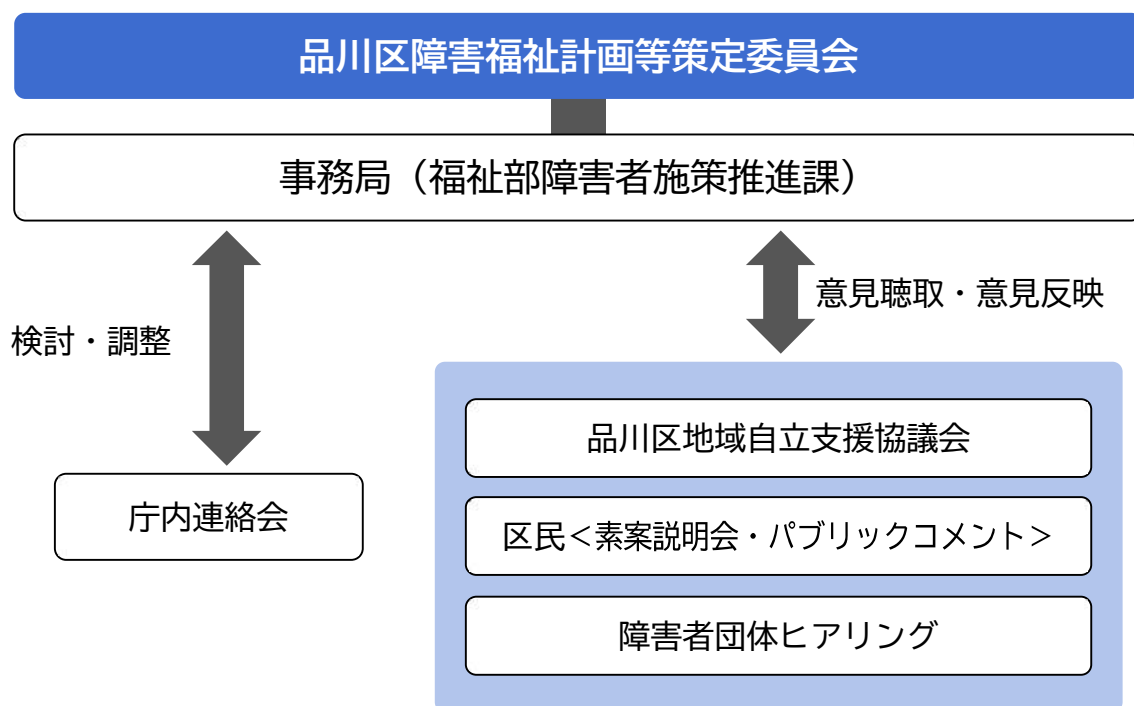
■ 図表 1-4 計画期間

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
長期基本計画						10年間（R 2～R11）									
障害者計画	9年間（H27～R 5）									6年間（R 6～R11）					
障害福祉計画	第4期		第5期		第6期		第7期		第8期						
障害児福祉計画	—		第1期		第2期		第3期		第4期						

4 計画の策定体制

- 令和7（2025）年9月から10月にかけて、障害児者の生活状況や障害福祉サービスに係る利用者ニーズ、区の障害者施策に対する意見や要望等を把握するため、品川区障害計画等策定のための基礎調査（以下、「アンケート調査」と称す）を実施しました。
- 本計画の策定にあたっては、学識経験者、保健・医療関係者、福祉関係者、就労関係者、教育関係者、障害者団体、公募区民、行政職員で構成する「品川区障害福祉計画等策定委員会」を設置し、計画策定に関して検討を行いました。
- 本計画の策定にあたり、障害者総合支援法第88条第9項に基づき、「品川区地域自立支援協議会」において、意見聴取を行いました。
- 本計画の策定にあたり、障害当事者やその家族の意見を反映させるため、障害者団体ヒアリングを実施しました。
- 本計画の策定にあたり、広く区民の意見を反映させるため、素案説明会およびパブリックコメントを実施しました。
- 本計画の策定にあたり、関連する部署で構成する「庁内連絡会」を開催し、計画の検討や調整を行いました。

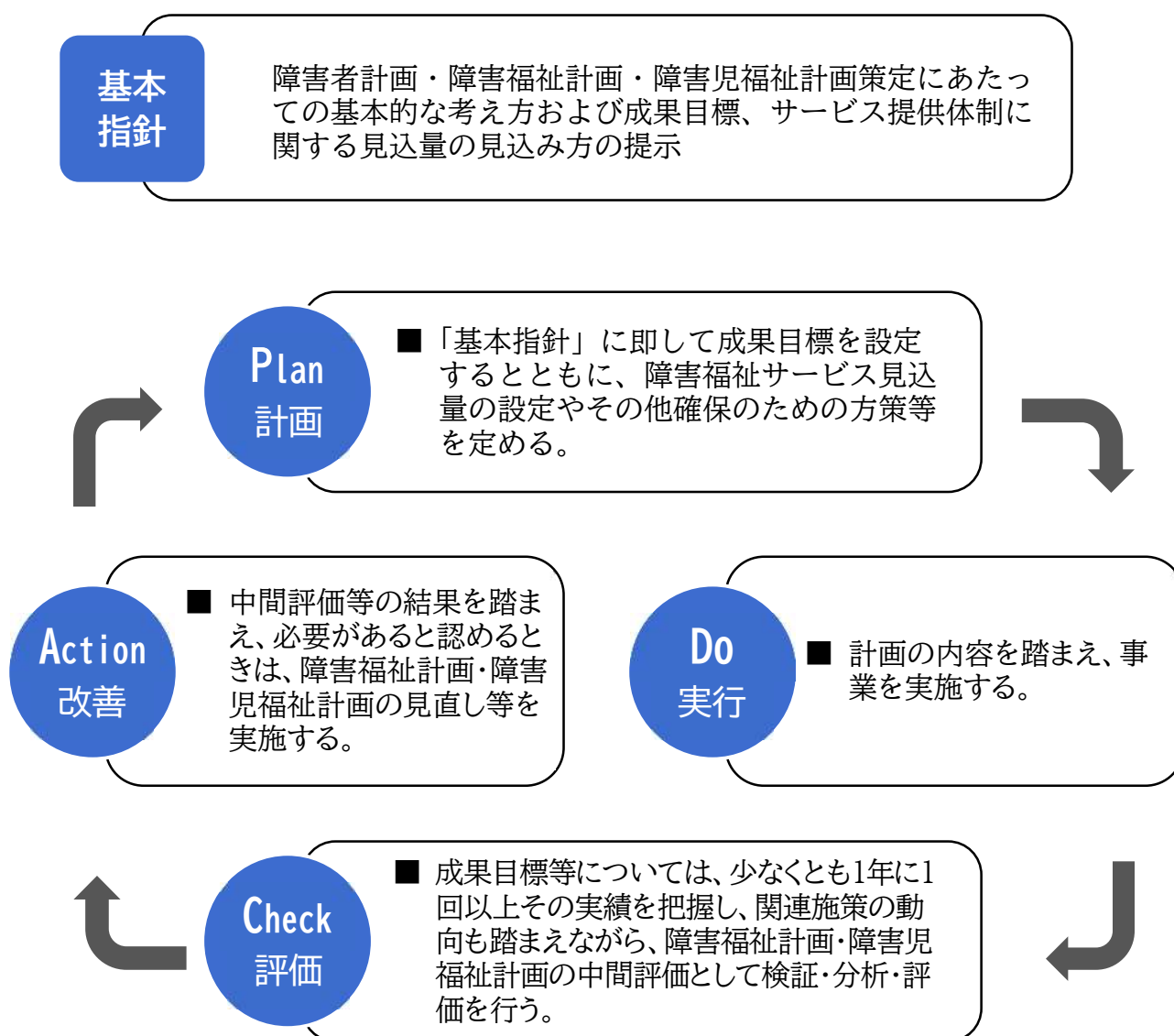
■ 図表1-5 計画策定の体制



5 計画の推進体制

- 障害者総合支援法第88条の2および児童福祉法第33条の21に基づいて、計画に定める事項は、定期的に調査、分析および評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じます。
- 障害者計画、障害福祉計画および障害児福祉計画の総合的かつ計画的な推進を図るため、品川区障害福祉計画推進委員会を設置し、PDCAサイクルに基づいて計画の進捗状況の検証および分析・評価を行い、必要に応じて計画の改善・見直しを行います。

■ 図表1-6 PDCAサイクルのプロセス



第2章

障害児者の現状と課題

1 障害児者の現状

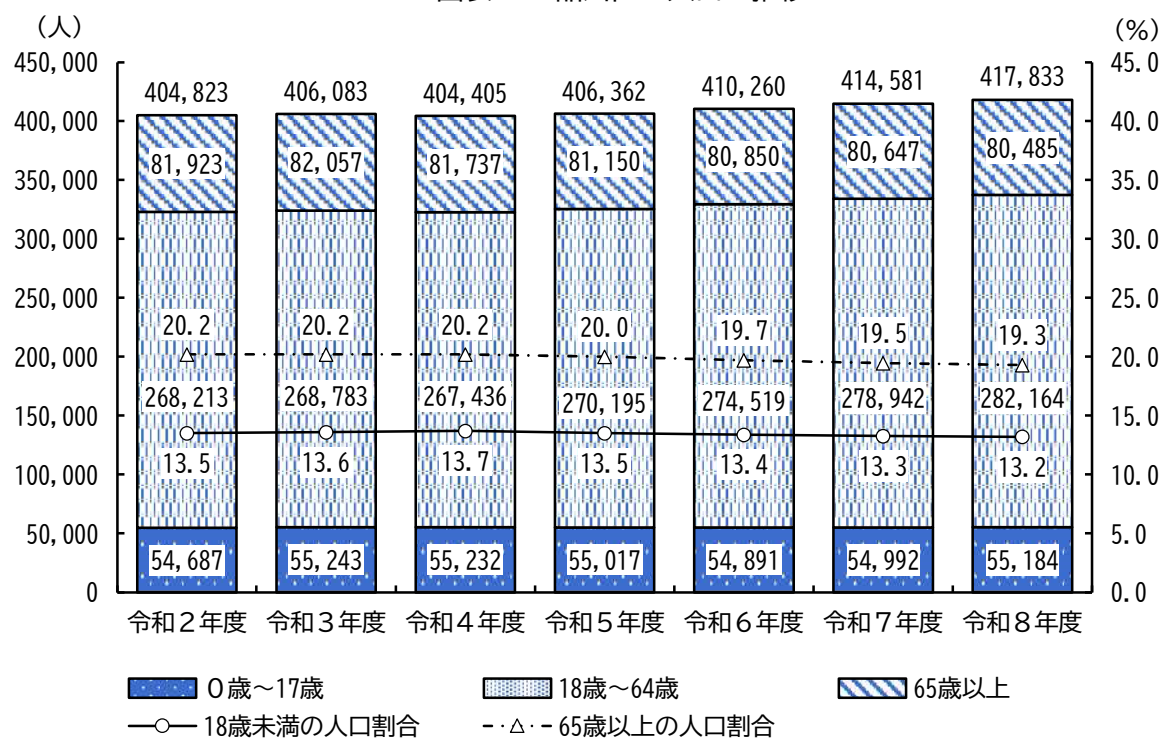
(1) 人口の推移

区の人口は令和4(2022)年度から令和8(2026)年度にかけて増加傾向にあり、令和8(2026)年度の人口は417,833人です。

そのうち、65歳以上の高齢人口は、令和3(2021)年度の82,057人をピークに、令和4(2022)年度からはゆるやかに減少傾向にあります。

また、0歳から17歳までの18歳未満の人口も、高齢人口と同じく令和3(2021)年度の55,243人をピークに、令和4(2022)年度から令和6(2024)年度にかけて減少傾向にありましたが、令和7(2025)年度から再び増加しています。【図表2-1】

■図表 2-1 品川区の人口の推移



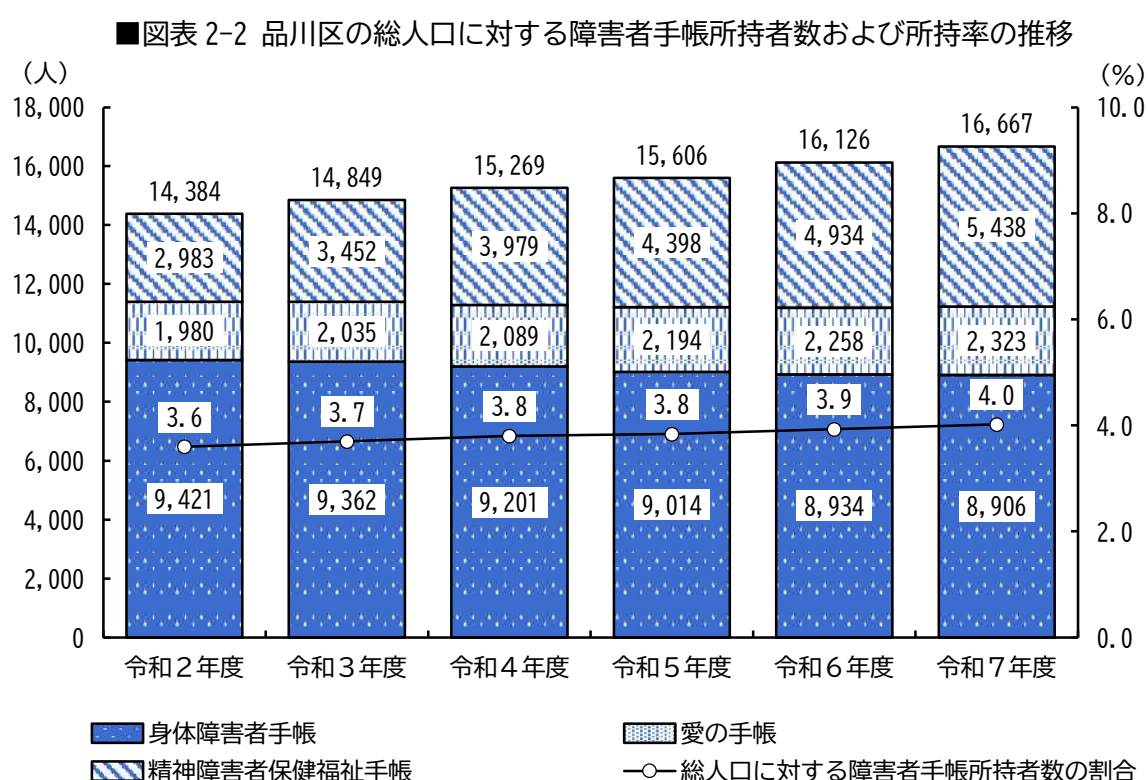
出典：品川区の統計（各年度4月1日時点）

(2) 障害者手帳所持者数等の推移

区の障害者手帳所持者は、令和7(2025)年度時点で、身体障害者手帳が8,906人、愛の手帳が2,323人、精神障害者保健福祉手帳が5,438人となっており、総人口に対する障害者手帳所持者数の割合は4.0%となっています。

身体障害者手帳所持者が減少傾向、愛の手帳所持者は増加傾向となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者は大きく増加しており、令和2(2020)年度から令和7(2025)年度までの6年間で、2,983人から5,438人へと約1.8倍に増加しています。

【図表2-2】



出典：品川区の福祉、品川区の保健衛生と社会保険

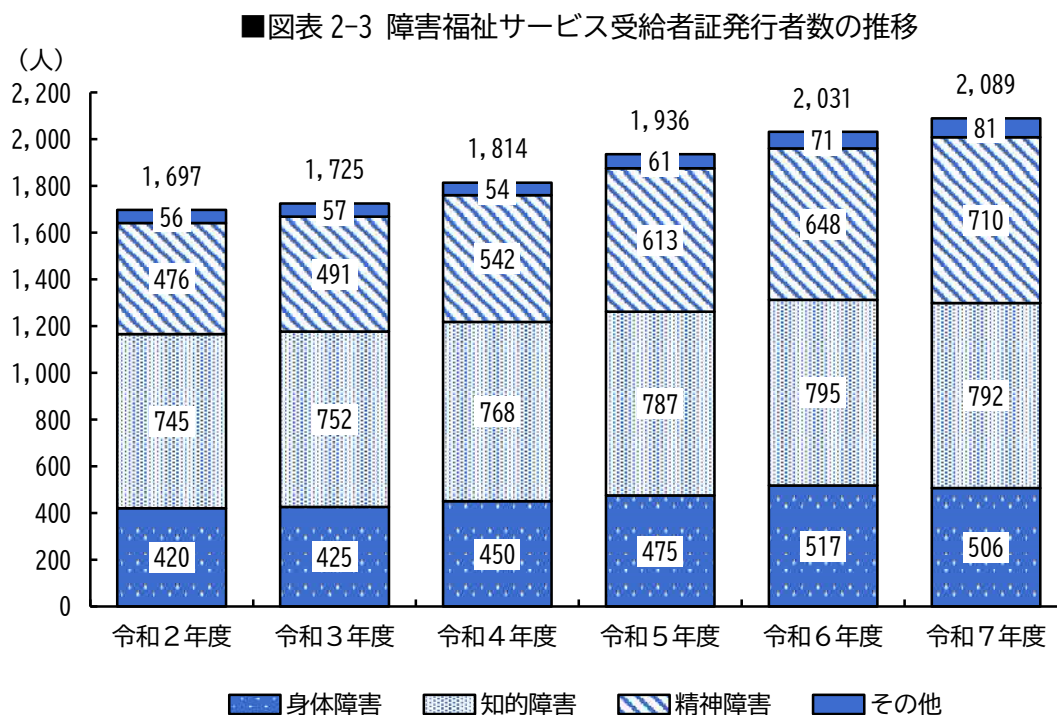
※身体障害者手帳・愛の手帳：各年度4月1日時点

精神障害者保健福祉手帳：各年度3月31日時点

※精神障害者保健福祉手帳所持者数は、手帳の有効期限が2年であるため、当該年度と前年度の認定件数の合計値としています。

※重複障害者を含むため、合計は延べ人数です。

区の障害福祉サービス受給者証発行者数については、令和7(2025)年度で2,089人となっており、令和2(2020)年度から令和7(2025)年度までの6年間で392人増加しています。特に、精神障害では、476人から710人へと約1.5倍に増加しています。【図表2-3】



※各年度3月31日時点

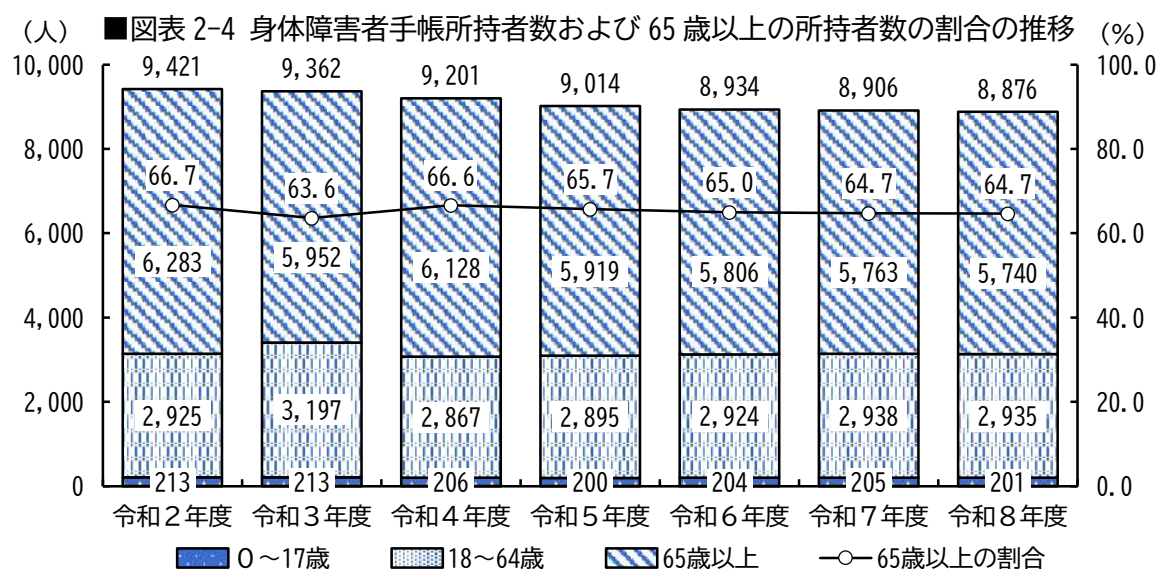
※「その他」は手帳を所持していないが、障害福祉サービス受給者証の発行を受けている人数です。

(3) 身体障害者の状況

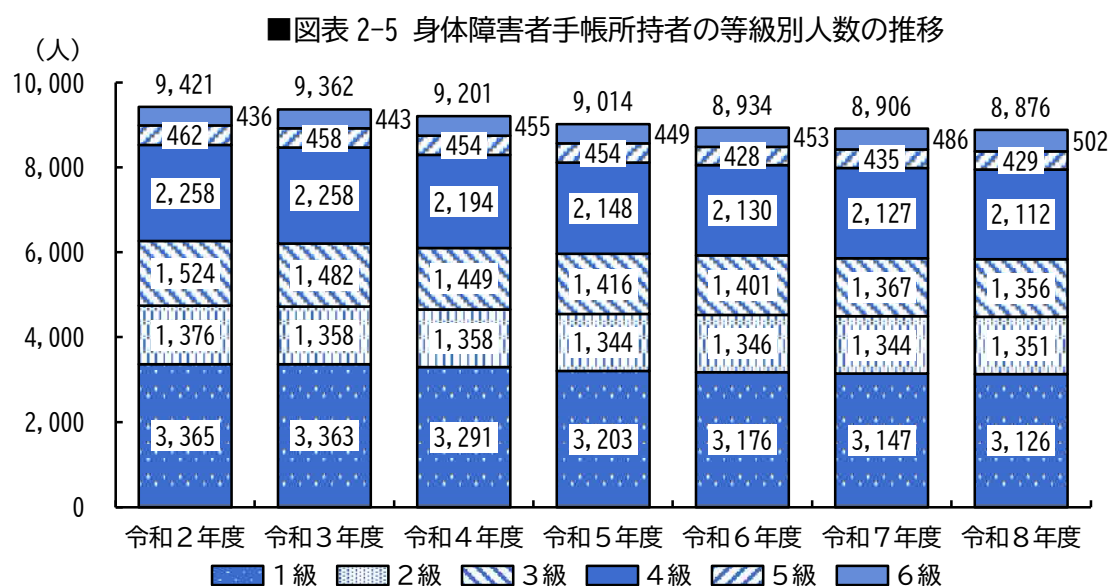
区の身体障害者手帳所持者は、令和8(2026)年度で8,876人となっており、そのうち65歳以上の人数は5,740人で、身体障害者手帳所持者全体の64.7%となっています。

令和2(2020)年度から令和8(2026)年度までの7年間で、手帳所持者数は545人減少し、65歳以上の割合は2.0ポイント減少しています。【図表2-4】

等級別で見ると、1級および3級～5級は概ね減少傾向、2級はほぼ横ばいで推移しており、6級のみ令和2(2020)年度から令和8(2026)年度までの7年間で66人増加しています。【図表2-5】



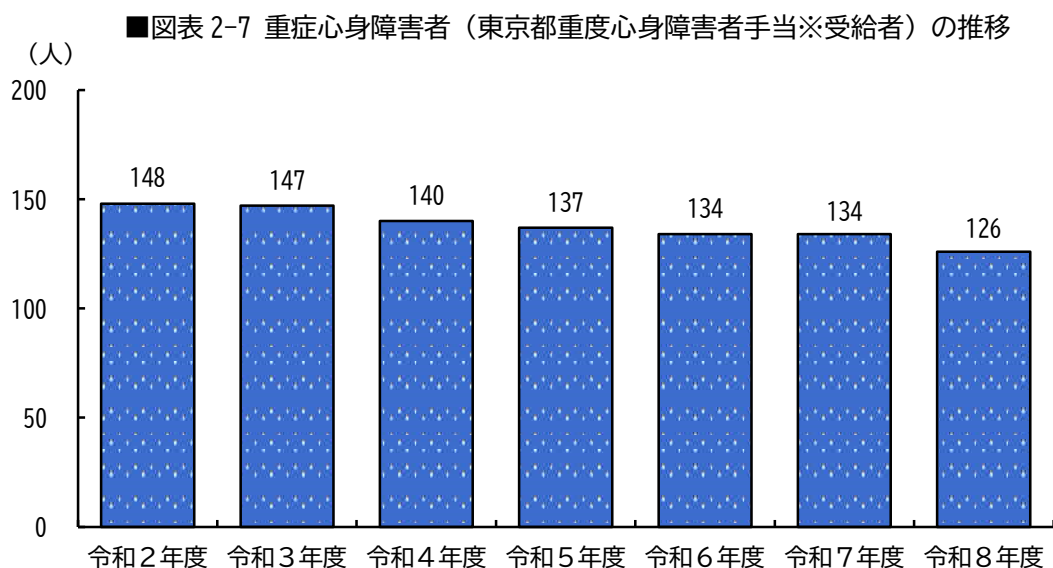
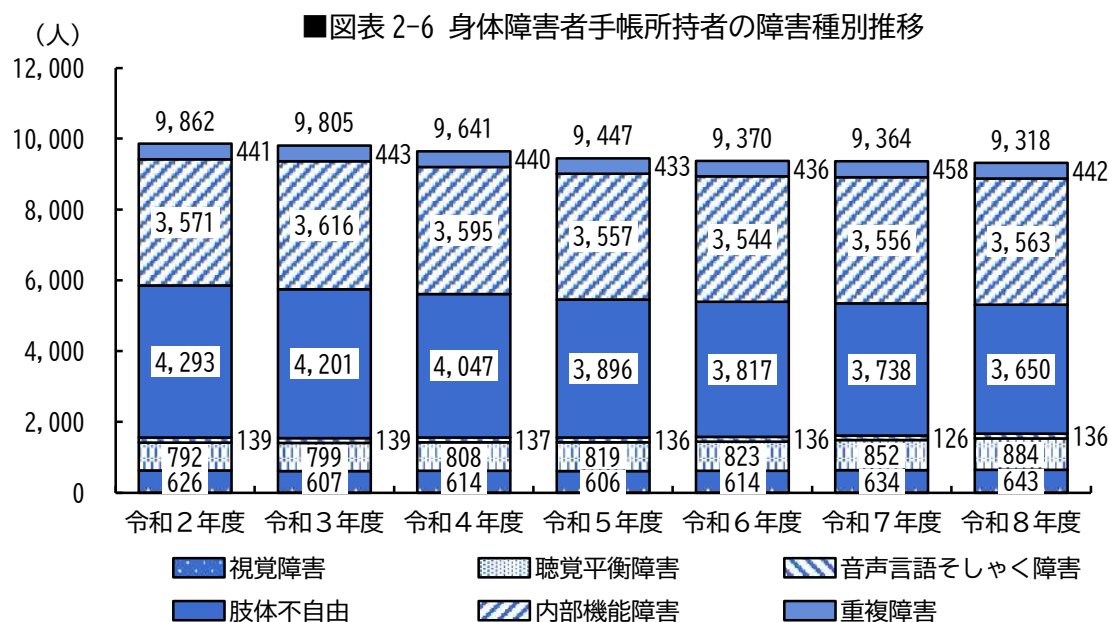
※各年度4月1日時点



※各年度4月1日時点

障害種別で見ると、令和8(2026)年度では、肢体不自由が3,650人、内部障害が3,563人とそれぞれ全体の4割近くを占めています。【図表2-6】

また、重症心身障害者は、令和8(2026)年度で126人と、令和2(2020)年度から減少傾向にあります。【図表2-7】



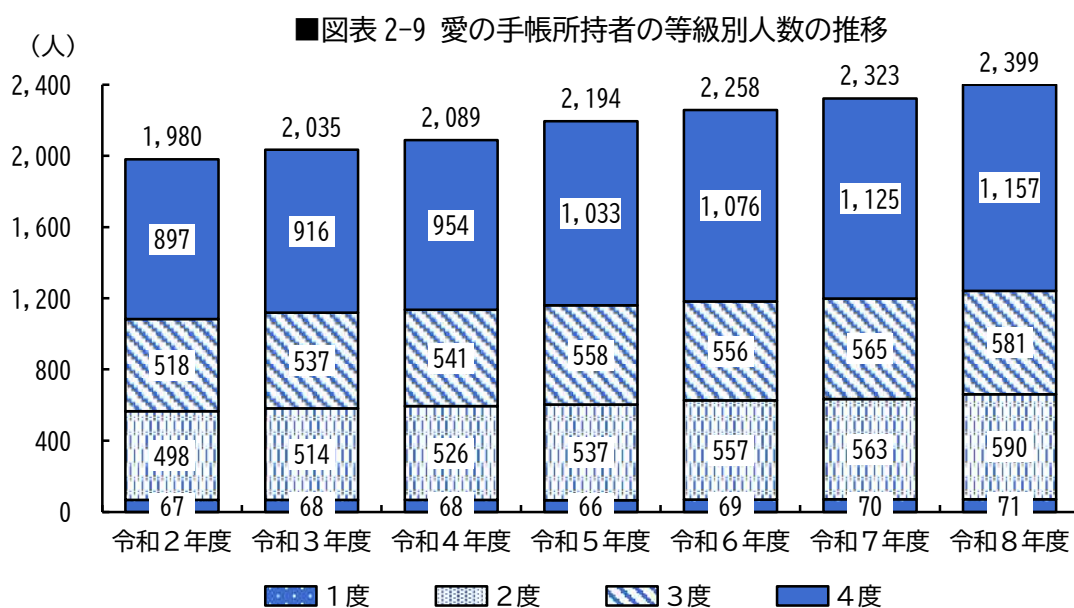
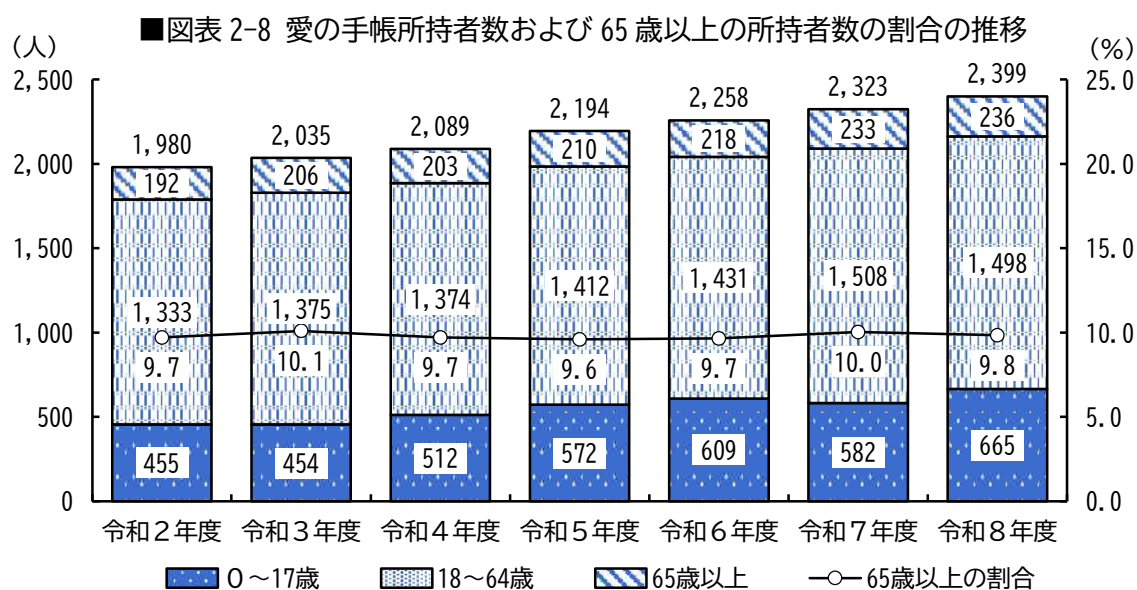
※「東京都重度心身障害者手当」とは、在宅生活をする心身に重度の障害があり、常時複雑な介護が必要な方に対して、東京都の条例により支給される手当です。

(4) 知的障害者の状況

区の愛の手帳所持者は、令和8(2026)年度で2,399人となっており、そのうち、65歳以上の人数は236人で、愛の手帳所持者全体の9.8%となっています。

令和2(2020)年度から令和8(2026)年度までの7年間で、手帳所持者数は419人増加していますが、65歳以上の割合はほぼ横ばいで推移しています。【図表2-8】

等級別で見ると、すべての等級で概ね増加傾向にあり、特に4度は令和2(2020)年度から令和8(2026)年度までの7年間で260人増加しています。【図表2-9】



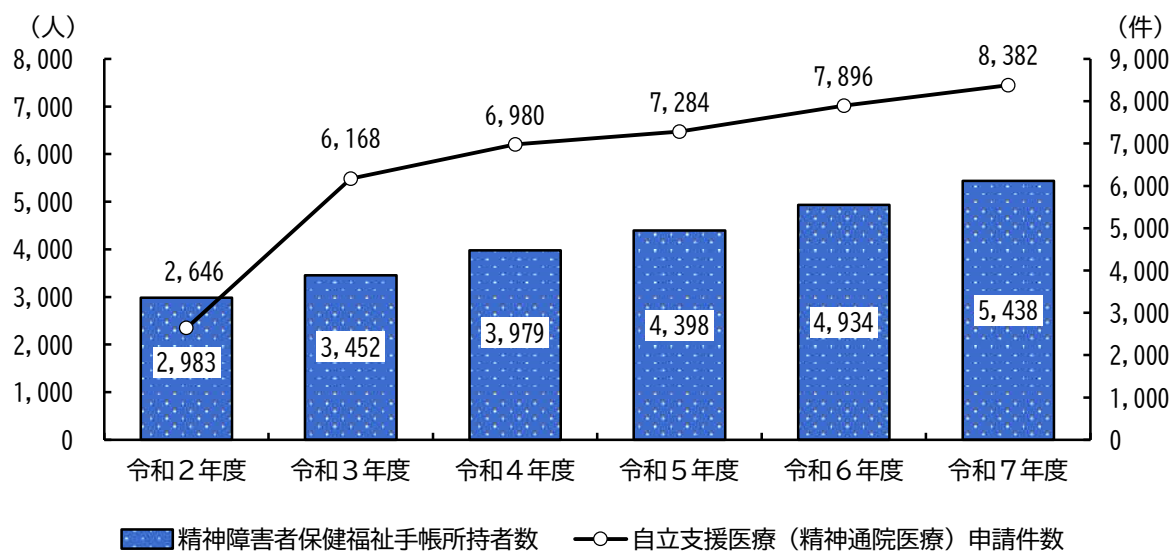
(5) 精神障害者の状況

区の精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和7(2025)年度で5,438人となっており、自立支援医療(精神通院医療)の申請件数は8,382件となっています。

令和2(2020)年度から令和7(2025)年度までの6年間で、手帳所持者数は2,455人増加しています。

自立支援医療(精神通院医療)の申請件数は、令和2(2020)年度に新型コロナウイルス感染症の影響により件数が少なくなっていますが、令和3(2020)年度から令和7(2025)年度までの5年間で、2,214件増加しています。【図表2-10】

■図表 2-10 精神障害者保健福祉手帳所持者数および自立支援医療（精神通院医療）申請件数の推移



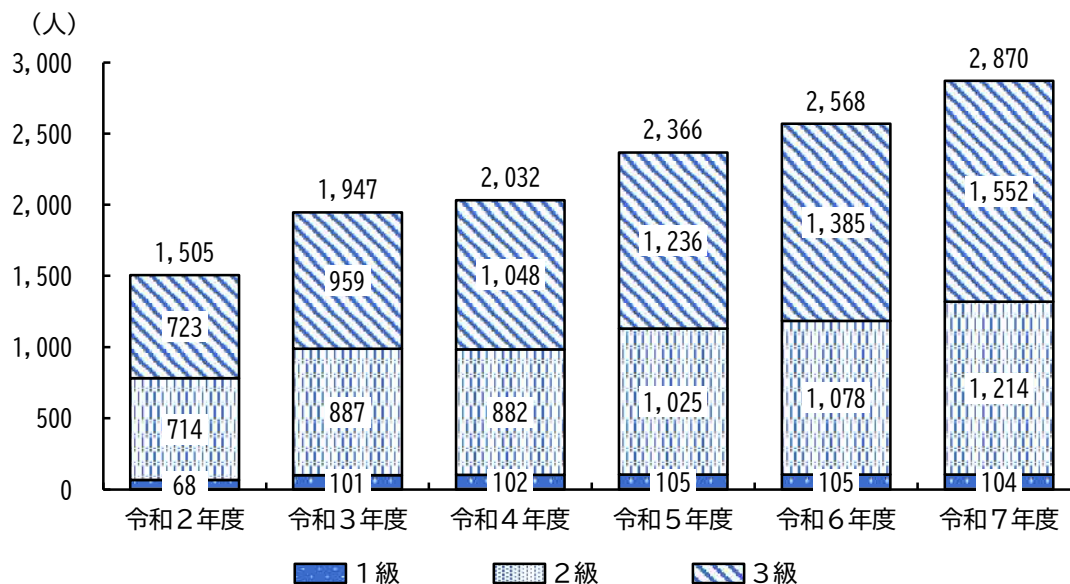
出典：品川区の保健衛生と社会保険（各年度3月31日時点）

※精神障害者保健福祉手帳所持者数は、手帳の有効期限が2年であるため、当該年度と前年度の認定者数の合計としています。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、受給者証の有効期限を1年延長するよう厚生労働省が省令を改正したため、令和2(2020)年度の自立支援医療(精神通院医療)の申請件数が大きく減少しています。

等級別で見ると、すべての等級で、令和2(2020)年度から令和7(2025)年度の6年間で概ね増加傾向にあり、特に3級は、723人から1,552人へと約2.1倍に増加しています。【図2-11】

■図表 2-11 精神障害者保健福祉手帳認定者の等級別人数の推移



出典：品川区の保健衛生と社会保険（各年度3月31日時点）

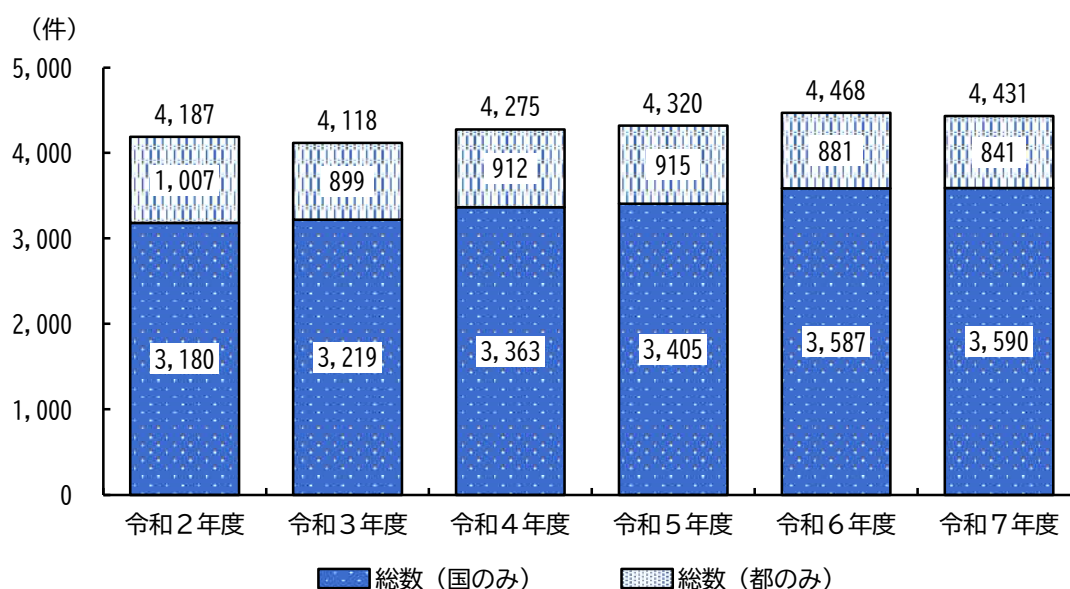
(6) 難病患者の状況

平成26(2014)年に「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)」が制定され、新たな難病医療費助成制度が始まりました。

現在は348疾病が国の医療費助成の対象となっています。さらに東京都においては、都独自の難病医療費助成を行っており、国の対象に加え、8疾病が医療費助成の対象となっています。

区の特種疾病医療費公費負担申請件数は、令和7(2025)年度で4,431件となっています。令和2(2020)年度から令和7(2025)年度までの6年間で、総数(国のみ)はゆるやかな増加傾向にありますが、総数(都のみ)は令和5(2023)年度以降減少傾向にあり、令和2(2020)年度から令和7(2025)年度までの6年間で166件減少しています。【図表2-12】

■図表 2-12 特殊疾病医療費公費負担申請状況（国負担＋都負担）



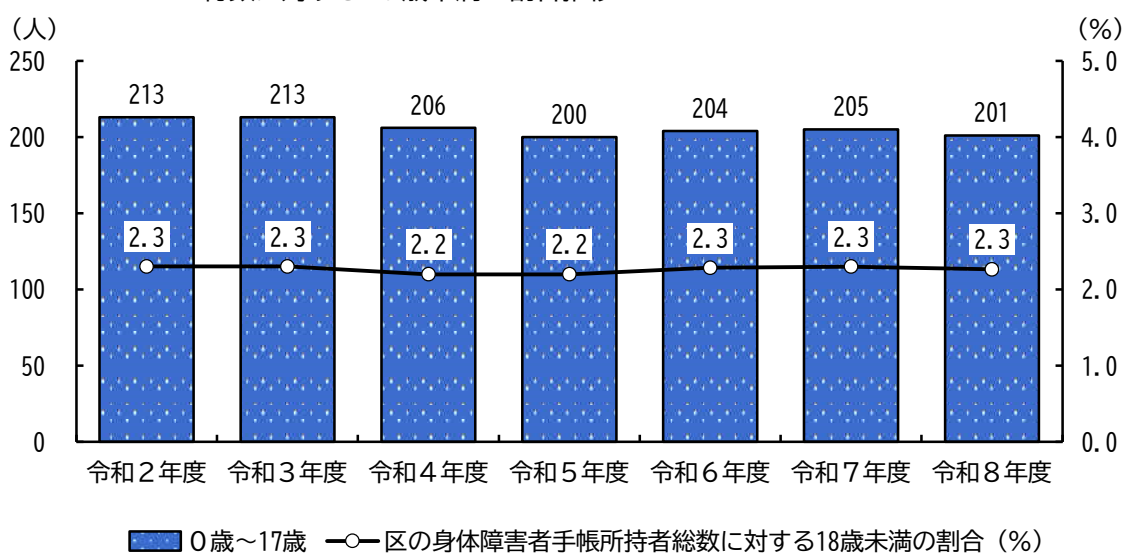
出典：品川区の保健衛生と社会保険（各年度3月31日時点）

(7) 障害児の状況

区の18歳未満の身体障害者手帳所持者は、令和8(2026)年度で201人となっており、令和2(2020)年度と令和3(2021)年度の213人をピークとして、令和4(2022)年度以降は200人程度で推移しています。

また、区の身体障害者手帳所持者数のうち、18歳未満の割合は、令和8(2026)年度で2.3%となっており、その推移は令和2(2020)年度以降ほぼ横ばいとなっています。【図表2-13】

■図表 2-13 18歳未満の身体障害者手帳所持者数および品川区の身体障害者手帳所持者総数に対する18歳未満の割合推移

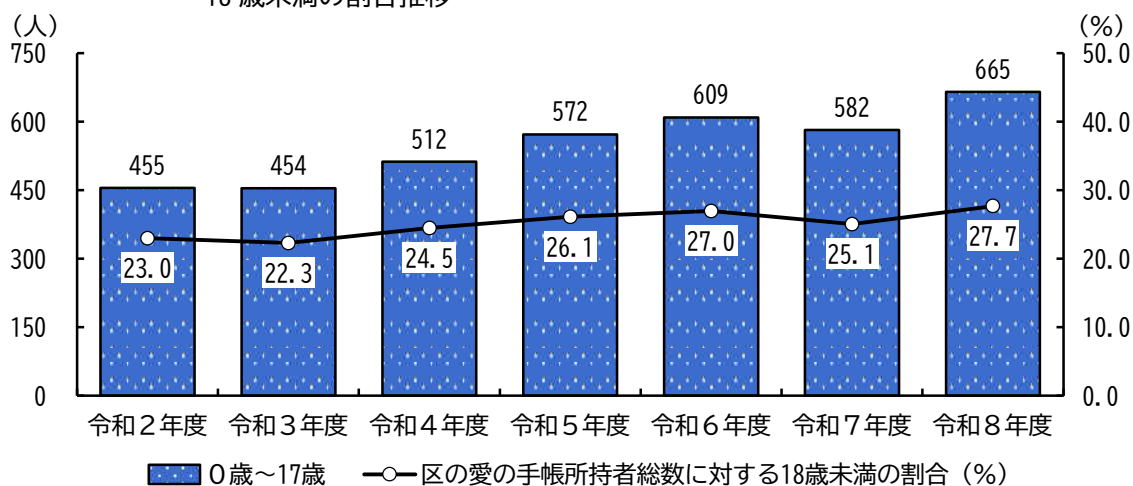


※各年度4月1日時点

区の18歳未満の愛の手帳所持者は、令和8(2026)年度で665人となっています。
 令和2(2020)年度から令和8(2026)年度までの7年間で、210人増加しています。
 また、区の愛の手帳所持者数のうち、18歳未満の割合は、令和8(2026)年度で27.7%と、令和7(2025)年度より2.6ポイント増加しており、1年間の増加率として、令和2年度以降最大となっています。【図表2-14】

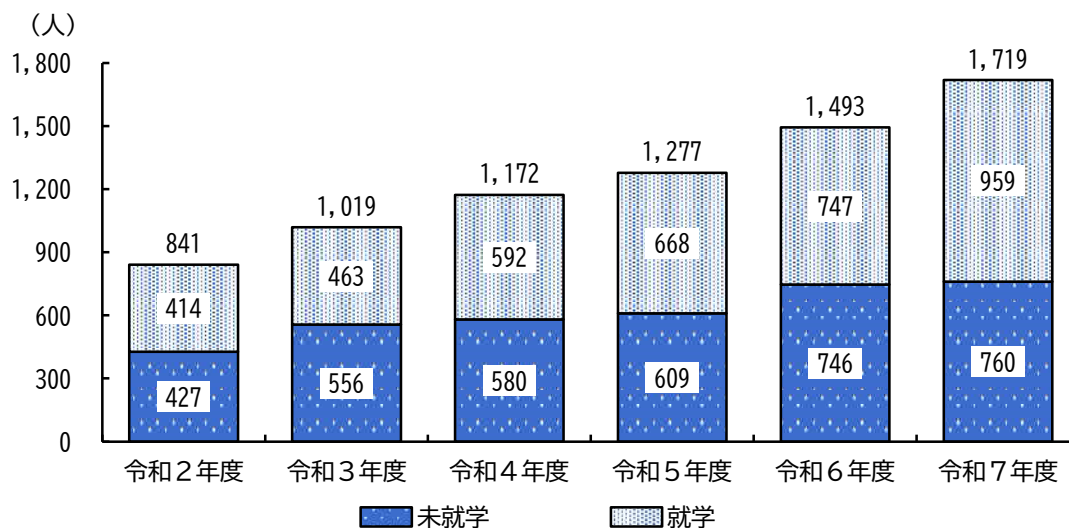
区の障害児通所支援受給者証発行者数は、令和7(2025)年度で1,719人となっています。令和2(2020)年度から令和7(2025)年度までの6年間で、841人から1,719人へと約2倍に増加しています。【図表2-15】

■図表 2-14 18歳未満の愛の手帳所持者数および品川区の愛の手帳所持者総数に対する18歳未満の割合推移



※各年度4月1日時点

■図表 2-15 障害児通所支援受給者証発行者数の推移



※各年度3月31日時点

【医療的ケア児について】

区の医療的ケア児は、令和8(2026)年3月31日時点で未就学児が20人、就学児が6人となっています。【図表2-16】

医療的ケアの内容は、経管栄養が23人と最も多く、次いで酸素吸入(18人)、人工呼吸器(16人)、吸引(12人)、気管切開(11人)、導尿・人工肛門(1人)と続いています。

【図表2-17】

■図表 2-16 18 歳未満の医療的ケア利用者年齢別実人数と割合

年齢	人数（人）	割合（％）	年齢	人数（人）	割合（％）
0 歳	9	34.6	9 歳	1	3.8
1 歳	3	11.5	10 歳	1	3.8
2 歳	1	3.8	11 歳	1	3.8
3 歳	2	7.7	12 歳	—	—
4 歳	1	3.8	13 歳	—	—
5 歳	2	7.7	14 歳	—	—
6 歳	2	7.7	15 歳	—	—
7 歳	1	3.8	16 歳	—	—
8 歳	1	3.8	17 歳	1	3.8
合計				26	100.0

※令和8年3月31日時点

※在宅レスパイト事業および障害児支援サービス等の利用者のうち、医療的ケアを要する人数

■図表 2-17 18 歳未満の医療的ケアの内容（重複者含む）

医療的ケアの内容	人数（人）
経管栄養	23
酸素吸入	18
人工呼吸器	16
吸引	12
気管切開	11
導尿	1
人工肛門	1

※令和8年3月31日時点

※在宅レスパイト事業および障害児支援サービス等の利用者のうち、医療的ケアを要する人数

(8) 主なサービスの利用状況

①障害福祉サービス

18歳以上の障害者の主な障害福祉サービスの利用状況について、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの実績をみると、生活介護では、月間利用者数は概ね増加傾向となっており、月間利用日数については、年度ごとに増減がみられるものの、全体として大きな変化はみられません。【図表2-19】

就労移行支援は、月間利用者数・月間利用日数ともに増加傾向となっています。【図表2-20】

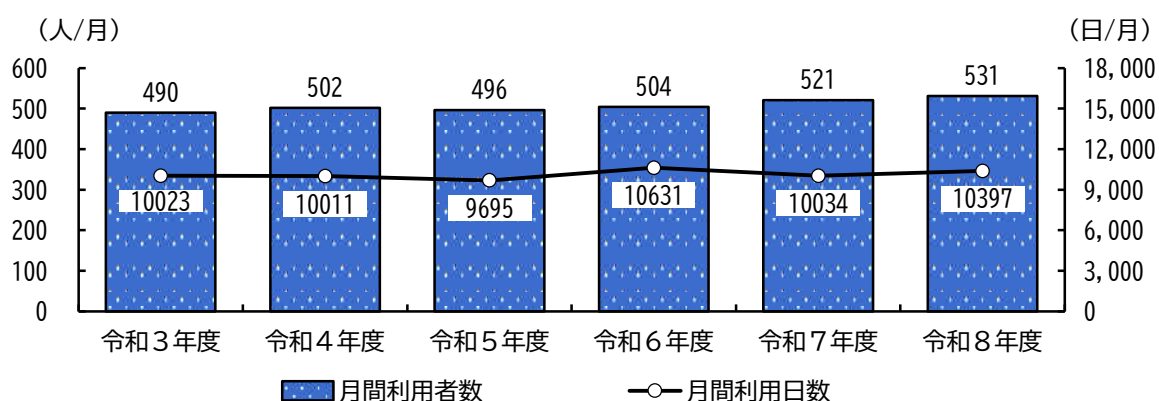
就労継続支援B型は、月間利用者数・月間利用日数ともに増加傾向となっており、令和6(2024)年度以降はその傾向がより顕著になっています。【図表2-21】

共同生活援助(障害者グループホーム)の月間利用者数は、同期間において98人増加しており、そのうち精神障害の利用者数も増加しています。【図表2-22】

■図表 2-18 主な障害福祉サービスの利用状況

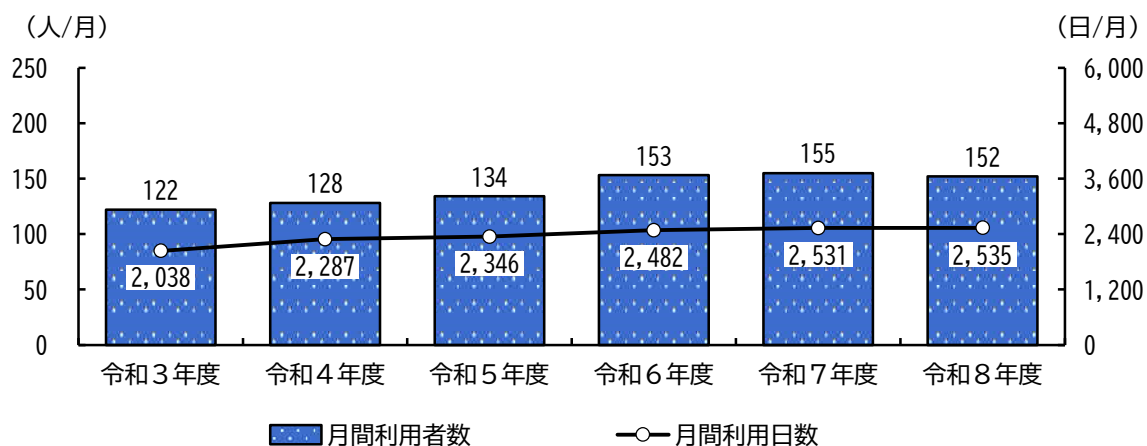
サービス名	単位	第6期計画			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	月間利用者数	490	502	496	504	521	531
	月間利用日数	10,023	10,011	9,695	10,631	10,034	10,397
就労移行支援	月間利用者数	122	128	134	153	155	152
	月間利用日数	2,038	2,287	2,346	2,482	2,531	2,535
就労継続支援(B型)	月間利用者数	374	378	387	402	439	458
	月間利用日数	5,919	6,124	6,230	6,703	7,106	7,285
共同生活援助	月間利用者数	246	258	279	305	344	360
	(内)精神障害	94	108	104	117	140	140

■図表 2-19 生活介護



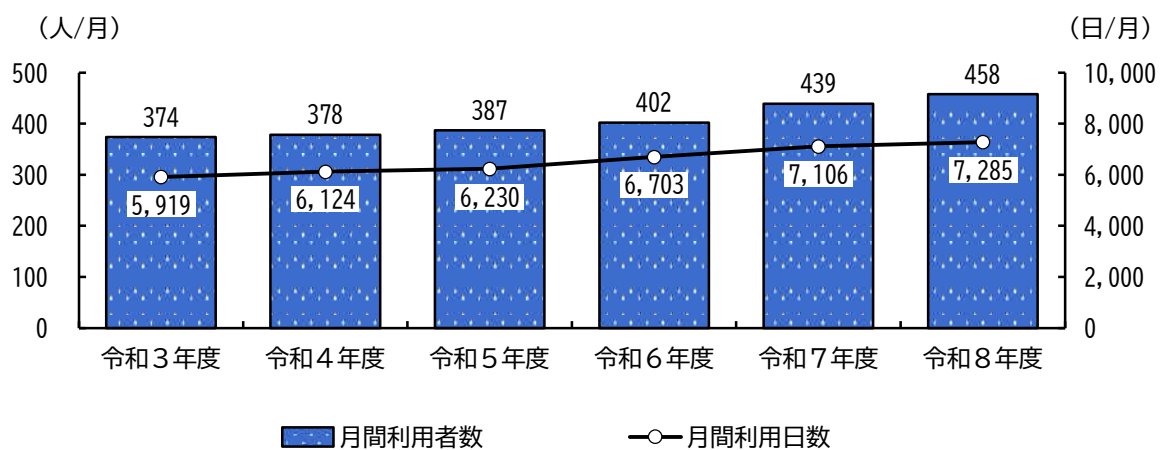
※各年度3月末までの月平均値、ただし令和8年度は4月～7月の平均値

■図表 2-20 就労移行支援



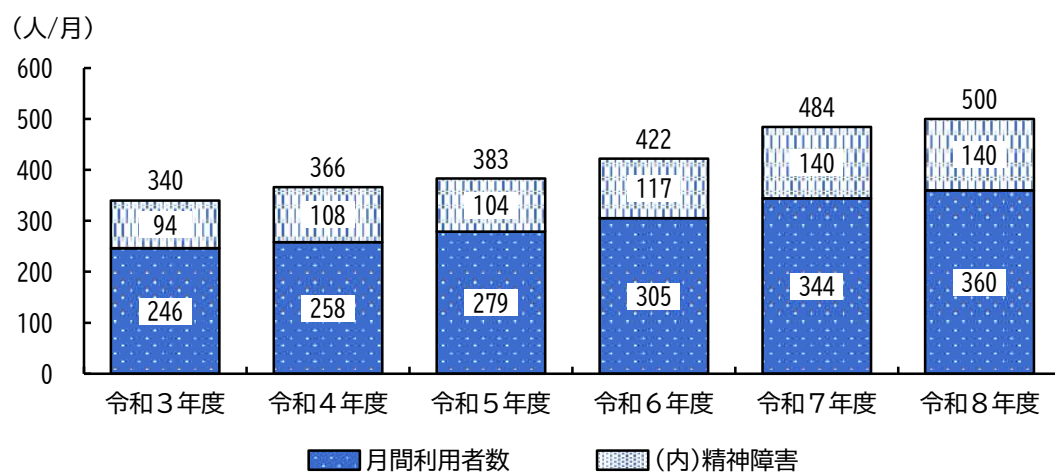
※各年度3月末までの月平均値、ただし令和8年度は4月～7月の平均値

■図表 2-21 就労継続支援B型



※各年度3月末までの月平均値、ただし令和8年度は4月～7月の平均値

■図表 2-22 共同生活援助（障害者グループホーム）



※各年度3月末までの月平均値、ただし令和8年度は4月～7月の平均値

②児童福祉法に基づく主な障害児支援サービス

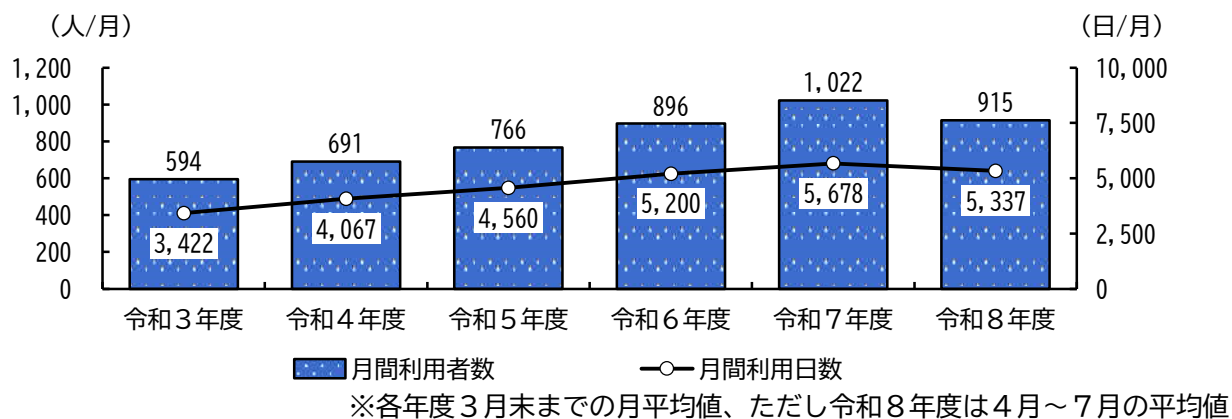
18 歳未満の主な障害児支援サービスの利用状況について、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの実績をみると、児童発達支援では、月間利用者数・月間利用日数ともに増加傾向となっています。また、月間利用者数を前年度と比較すると、令和 6(2024)年度には 130 人増、令和 7(2025)年度には 126 人増となっており、同期間において 428 人増加しています。【図 2-24】

放課後等デイサービスも同様に、月間利用者数・月間利用日数ともに増加傾向となっています。月間利用者数を前年度と比較すると、令和 6(2024)年度には 142 人増、令和 7(2025)年度には 184 人増となっており、同期間で 614 人増加しています。【図2-25】

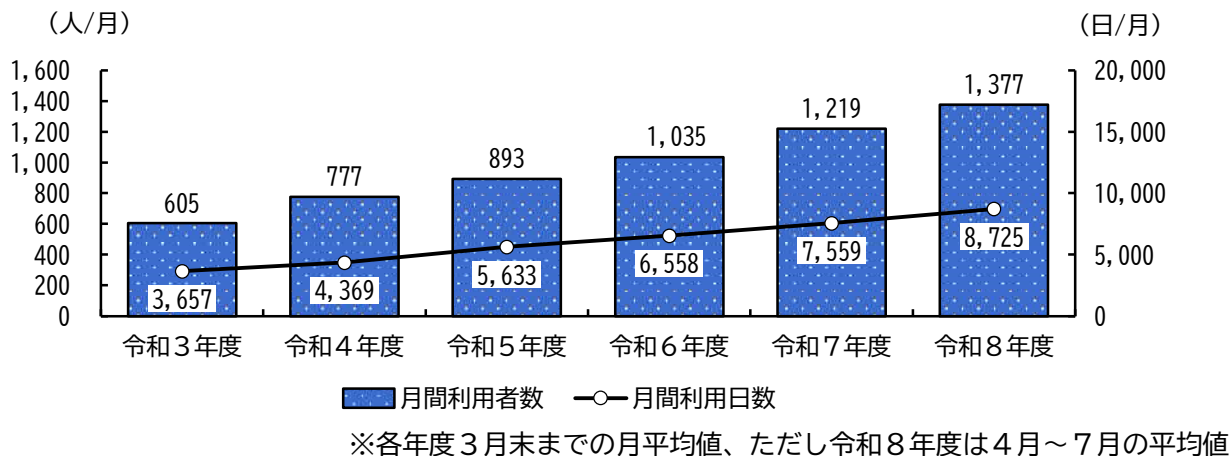
■図表 2-23 主な障害福祉サービスの利用状況

サービス名	単位	第6期計画			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	月間利用者数	594	691	766	896	1,022	915
	月間利用日数	3,422	4,067	4,560	5,200	5,678	5,337
放課後等デイサービス	月間利用者数	605	777	893	1,035	1,219	1,377
	月間利用日数	3,657	4,369	5,633	6,558	7,559	8,725

■図表 2-24 児童発達支援



■図表 2-25 放課後等デイサービス



2 障害児者施策の課題

(1) 障害児者施策の課題の抽出について

本計画の策定にあたって、「品川区障害福祉計画・障害児福祉計画策定のための基礎調査アンケート」および障害者団体ヒアリング等に基づき、区における障害児者施策の課題を抽出し、品川区障害福祉計画等策定委員会の意見等を踏まえて、本計画において取り組むべき施策課題を設定しました。

(2) 基礎調査アンケートの実施について

区内の障害のある人の生活状況や意見・要望などのニーズを把握し、今後の障害児者施策の推進に役立てることを目的として実施しました。

① 調査対象

調査対象	対象内訳
在宅障害者（18歳以上）	障害福祉サービス利用者（全員）
	障害福祉サービス未利用者（無作為抽出）
在宅障害児（18歳未満）	障害福祉サービス利用者（全員）
	障害福祉サービス未利用者（無作為抽出）
施設入所者	施設入所者（全員）
区内事業所	区内障害福祉サービス事業所（全事業所）

② 調査期間

令和7年9月26日～令和7年10月24日

③ 調査方法

郵送による配付、郵送回収およびWEB回答

④ 配付・回収結果

調査対象者※	配付数（人）	有効回収数（人）			有効回収率
		WEB回答	紙回答	計	
在宅障害者（18歳以上）	4,070	598 (32.6%)	1,234 (67.4%)	1,832 (100%)	45.0%
在宅障害児（18歳未満）	1,645	490 (55.1%)	399 (44.9%)	889 (100%)	54.0%
施設入所者	293	12 (9.3%)	117 (90.7%)	129 (100%)	44.0%
計	6,008	1,100 (38.6%)	1,750 (61.4%)	2,850 (100%)	47.4%

※区外施設利用者を含む

調査対象事業所	配付数（事業所）	有効回収数（事業所）	有効回収率
区内事業所	198	118	59.6%

障害児者施策の課題一覧

課題	頁	施策の柱	主な施策・取組み
1 相談支援体制の充実	**	① 包括的な相談支援の充実	1-(1) 相談支援体制の強化
			1-(2) 障害特性に応じた専門相談の充実
2 地域移行と住まいの場の確保		② 地域生活の支援の充実	2-(2) 地域生活への移行・継続の支援
		③ 障害福祉サービス等の充実	3-(1) サービス提供体制の確保
			3-(3) 重症心身障害・医療的ケアの支援の推進
3 障害特性等に応じた支援の充実		① 包括的な相談支援の充実	1-(2) 障害特性に応じた専門相談の充実
			3-(1) サービス提供体制の確保
			3-(3) 重症心身障害・医療的ケアの支援の推進
			3-(5) 発達障害支援の充実
			3-(6) サービスの質の向上
4 介助者の負担軽減等		③ 障害福祉サービス等の充実	3-(1) サービス提供体制の確保
		⑤ 障害のある子どもへの支援の充実	5-(2) 地域における支援体制の充実
			5-(4) 家族支援の充実
5 障害福祉人材の確保・育成		④ 障害福祉人材の確保・育成	4-(1) 障害福祉人材の確保・定着
			4-(2) 研修の充実・職場環境の整備
6 障害のある子どもへの支援の充実		③ 障害福祉サービス等の充実	3-(1) サービス提供体制の確保
			3-(3) 重症心身障害・医療的ケアの支援の推進
		⑤ 障害のある子どもへの支援の充実	5-(2) 地域における支援体制の充実
			5-(3) 早期発見・早期支援の充実
			5-(4) 家族支援の充実
		⑩ インクルージョンの推進	10-(2) 地域におけるインクルージョンの充実

課題	頁	施策の柱	主な施策・取組み
7 災害時における障害特性に応じた支援の充実		⑥ 安全・安心な暮らしの確保	6-(2) 災害対応等の推進
8 雇用・就労の充実		⑦ 就労支援の充実	7-(1) 就労支援の推進
			7-(2) 多様な働き方の推進
		⑨ 障害理解と権利擁護の促進	9-(2) 障害理解・差別解消の促進
			9-(3) 合理的配慮の提供の充実・促進
9 情報取得と行政手続きの負担軽減		⑧ 社会参加の促進	8-(1) 情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実
		⑨ 障害理解と権利擁護の促進	9-(3) 合理的配慮の提供の充実・促進
10 障害者差別解消および合理的配慮の提供		⑨ 障害理解と権利擁護の促進	9-(2) 障害理解・差別解消の促進
			9-(3) 合理的配慮の提供の充実・促進

関係機関と連携した伴走型相談支援体制の整備および障害特性に応じた専門相談の充実等が求められています。

現状と課題

◆ 相談支援体制のさらなる充実

悩み事を相談する際の困りごととして、在宅障害者(18歳以上)で24.7%、在宅障害児(18歳未満)で29.7%、施設入所者で18.6%が「どこに問い合わせたらよいかわからない」と回答しており、最も高い結果となっています。(図表3-1、図表3-2、図表3-3)

さらに、困りごとを解決する際に必要なこととして、「一緒に解決策を考えてくれること」、「じっくり話を聴いてもらえること」、「どこでどんな相談ができるかがわかりやすくなっていること」という声が多く寄せられており、障害のある人への相談支援体制のさらなる充実が求められています。(図表3-4、図表3-5、図表3-6)

◆ 専門性の向上および連携体制の整備

障害種別ごとの相談状況は、在宅障害者(18歳以上)では、「あまり相談できていない」または「相談は不十分である」と回答した割合が、音声・言語・そしゃく機能障害のある人では15.4%、発達障害では14.6%と他の種別より高くなっています。また、在宅障害児(18歳未満)では、音声・言語・そしゃく機能障害のある人では25.0%、精神障害では24.6%、肢体不自由では21.1%となっており、障害種別によって満足に相談できていない状況が見られる結果となりました。(図表3-7、図表3-8)

その他の自由意見や障害者団体ヒアリングでは、「障害特性に応じた専門相談の充実」および「医療・教育・福祉等の連携による連携体制の構築」等の要望も多く寄せられ、**専門性の向上および連携体制の整備が求められています。**

主な施策体系・取組み

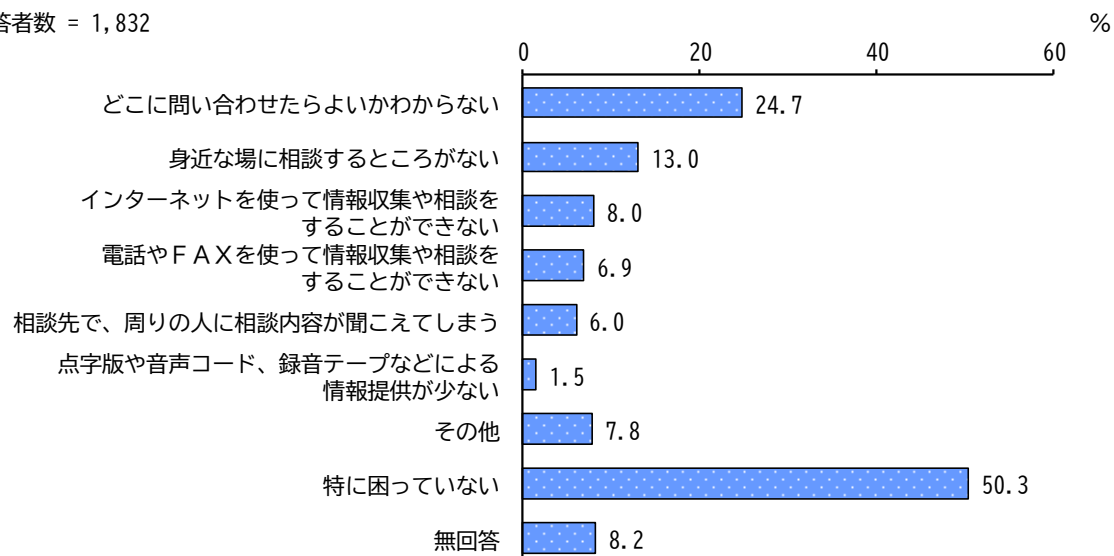
第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画

施策の柱	主な施策・取組み	掲載ページ
施策の柱1 包括的な相談支援の充実	1-(1) 相談支援体制の強化	P●●●
	1-(2) 障害特性に応じた専門相談の充実	P●●●

○ あなた（お子様）は、悩み事などを相談するときに困ることはありますか。
（複数回答）

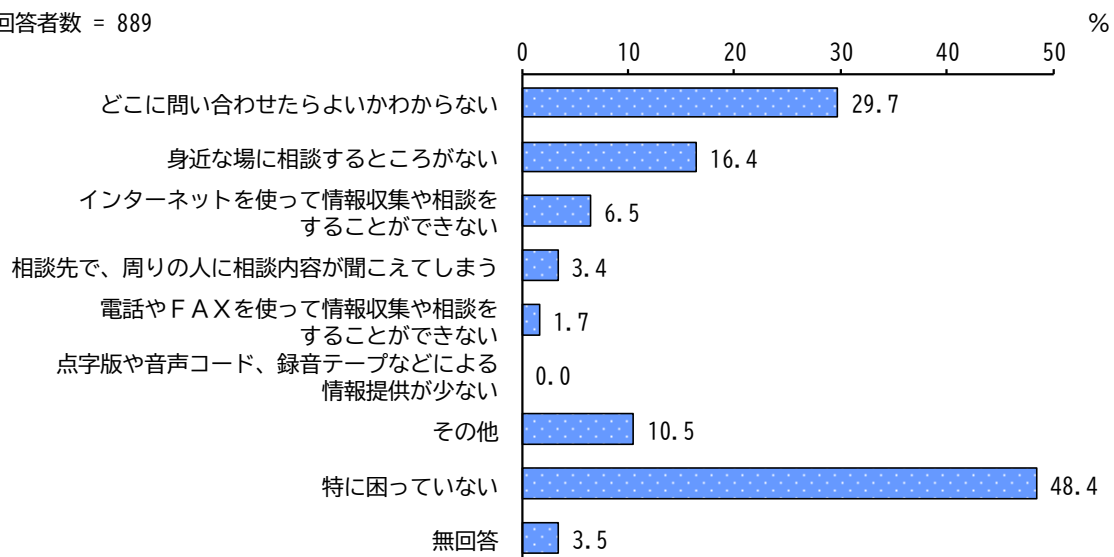
・在宅障害者（18歳以上）**図表3-1**

回答者数 = 1,832



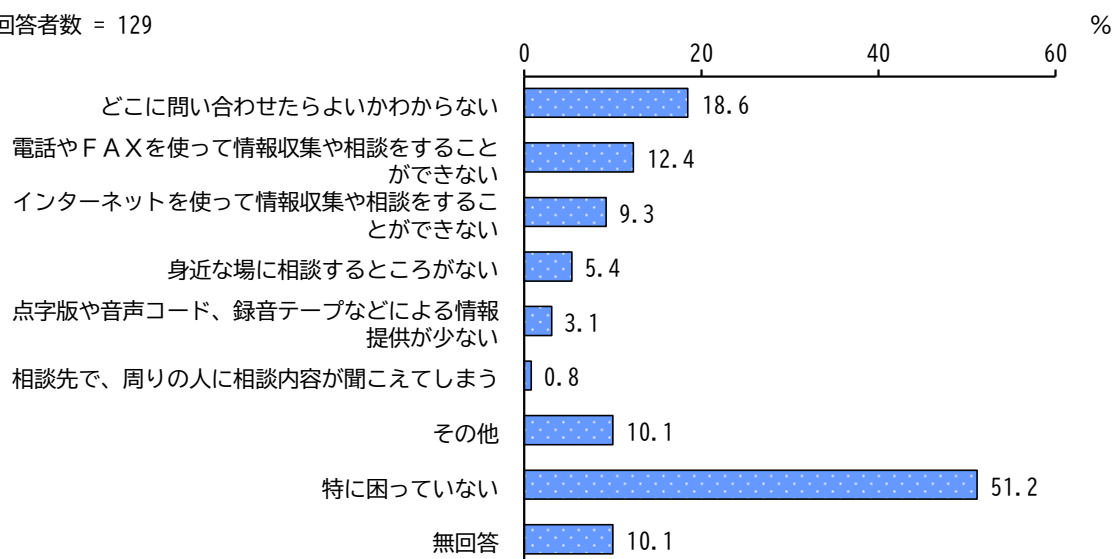
・在宅障害児（18歳未満）**図表3-2**

回答者数 = 889



・施設入所者 図表3-3

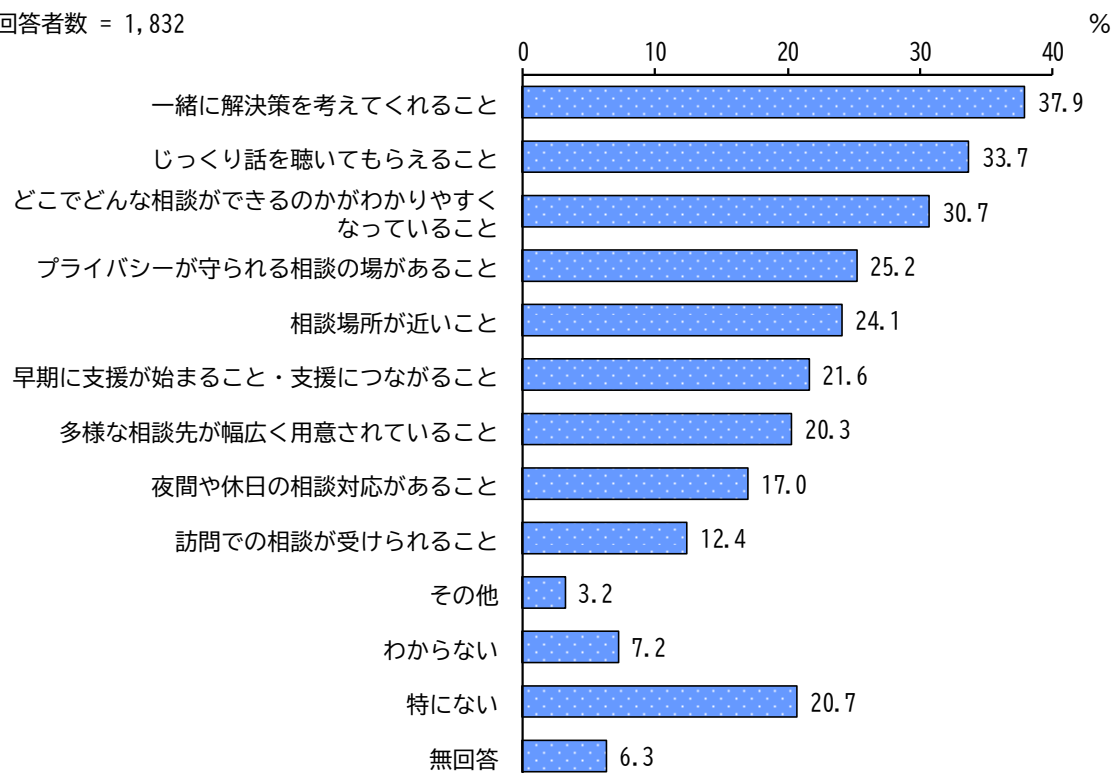
回答者数 = 129



○ あなた（お子様）が抱えている悩みや困り事を解決するために必要なことは何ですか。（複数回答）

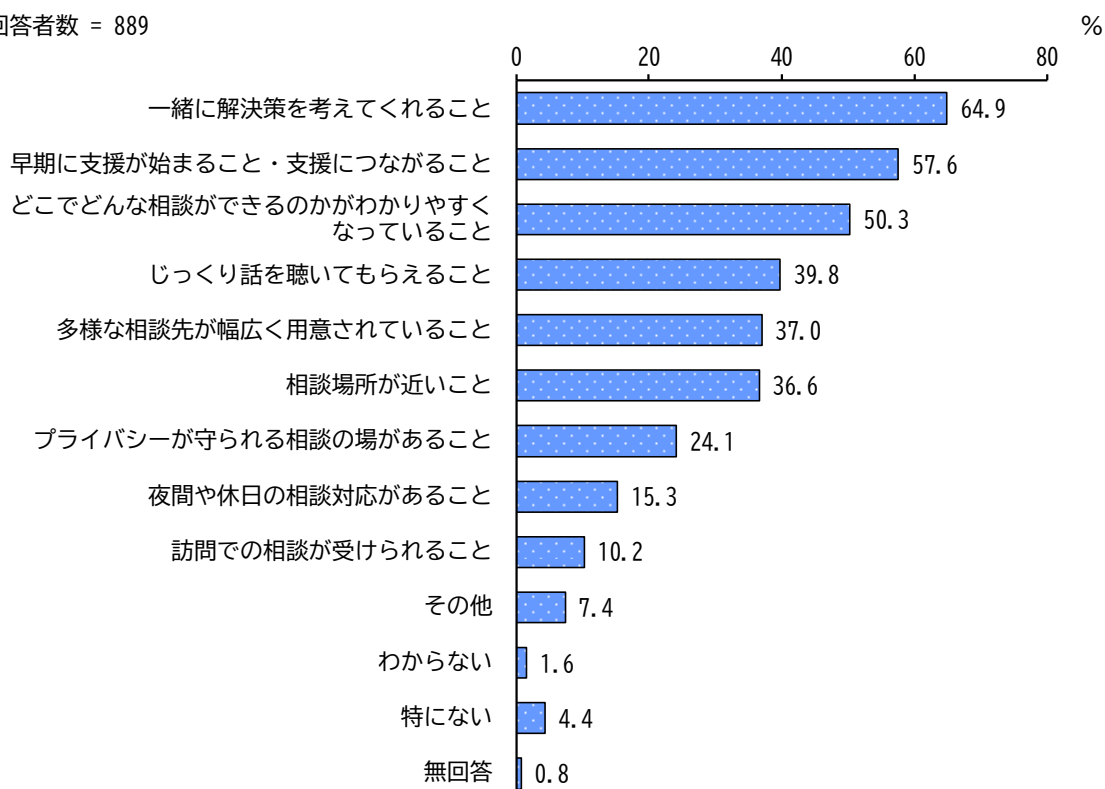
・在宅障害者（18歳以上）図表3-4

回答者数 = 1,832

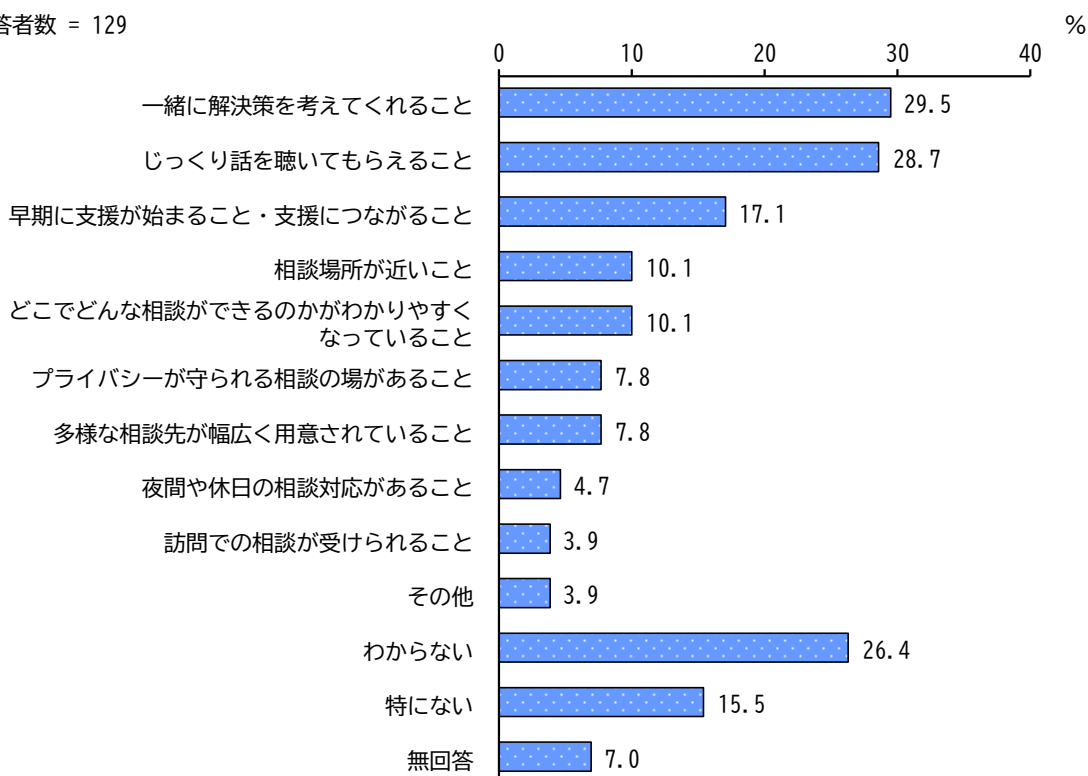


・在宅障害児（18歳未満）**図表3-5**

回答者数 = 889

・施設入所者 **図表3-6**

回答者数 = 129



○ あなた（お子様）が困ったとき、相談相手にはどの程度相談にのってもらえますか。一番よく相談する相手について、お答えください。

・在宅障害者（18歳以上）**図表3-7**

単位：％

区分	回答者数 (件)	十分に相談できている	ある程度は相談できている	あまり相談できていない	相談は不十分である	相談する相手はいない	無回答
全 体	1,832	36.4	42.2	7.9	3.3	4.4	5.8
障害種別	視覚障害	90	38.9	36.7	7.8	3.3	7.8
	聴覚・平衡機能障害	59	30.5	49.2	5.1	5.1	5.1
	音声・言語・そしゃく機能障害	39	38.5	30.8	7.7	5.1	10.3
	肢体不自由	330	35.8	43.0	9.1	1.8	6.1
	内部障害	219	47.5	35.2	3.2	2.3	5.9
	知的障害	416	40.9	38.5	6.5	2.2	9.4
	発達障害	446	34.8	40.8	10.1	4.5	5.4
	精神障害	815	32.3	45.4	9.2	4.5	3.9
	高次脳機能障害	74	32.4	36.5	10.8	1.4	16.2
	難病・特定疾患	189	37.0	44.4	10.1	1.6	1.6
	慢性疾患	249	35.3	44.6	6.4	3.6	5.2

・在宅障害児（18歳未満）**図表3-8**

単位：％

区分	回答者数 (件)	十分に相談できている	ある程度は相談できている	あまり相談できていない	相談は不十分である	相談する相手はいない	無回答
全 体	889	32.2	56.2	7.3	2.6	1.1	0.6
障害種別	視覚障害	3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	聴覚・平衡機能障害	18	27.8	72.2	0.0	0.0	0.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	4	50.0	25.0	25.0	0.0	0.0
	肢体不自由	38	36.8	36.8	15.8	2.6	2.6
	内部障害	16	43.8	43.8	12.5	0.0	0.0
	知的障害	294	27.2	61.2	6.8	2.0	0.7
	発達障害	584	27.9	57.7	9.6	3.3	0.7
	精神障害	69	23.2	52.2	15.9	8.7	0.0
	高次脳機能障害	3	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0
	難病・特定疾患	50	26.0	62.0	8.0	2.0	0.0
	慢性疾患	7	14.3	85.7	0.0	0.0	0.0

課題2

地域移行と住まいの場の確保

地域生活への移行や継続を支援するため、グループホームをはじめとする居住基盤の整備等、地域生活を希望する人が、必要な障害福祉サービス等を受けることができる体制整備が求められています。

現状と課題

◆ 居住の場の確保と整備

現在受けている、ご家族や主な介助者からの介助や支援が受けられなくなった場合に、「グループホーム」に入居を希望する人が、在宅障害者(18歳以上)では20.3%、在宅障害児(18歳未満)では37.2%と、令和4年度調査と比較して増加しています。(図表3-9、図表3-10)

また、在宅障害者(18歳以上)では、将来の希望する暮らし方として、「グループホーム」での暮らしを希望する人が14.4%となっており、現在グループホームを利用していない理由として、「入居を希望しているが、なかなか空きがないから」と回答した人が25.4%と、居住基盤の不足がうかがえる結果となりました。(図表3-11、図表3-12)

施設入所者が、現在入所している施設以外で希望する暮らしについて、「グループホームや福祉ホームで暮らしたい」と回答した人が25.0%(3人)、希望する暮らしをするために必要な支援として、「障害者向け住宅やグループホームなどの整備」と回答した人が41.7%(5人)となっており、地域生活を希望する人が、必要な障害福祉サービス等を受けられるよう、**体制の整備が求められています**。(図表3-13、図表3-14)

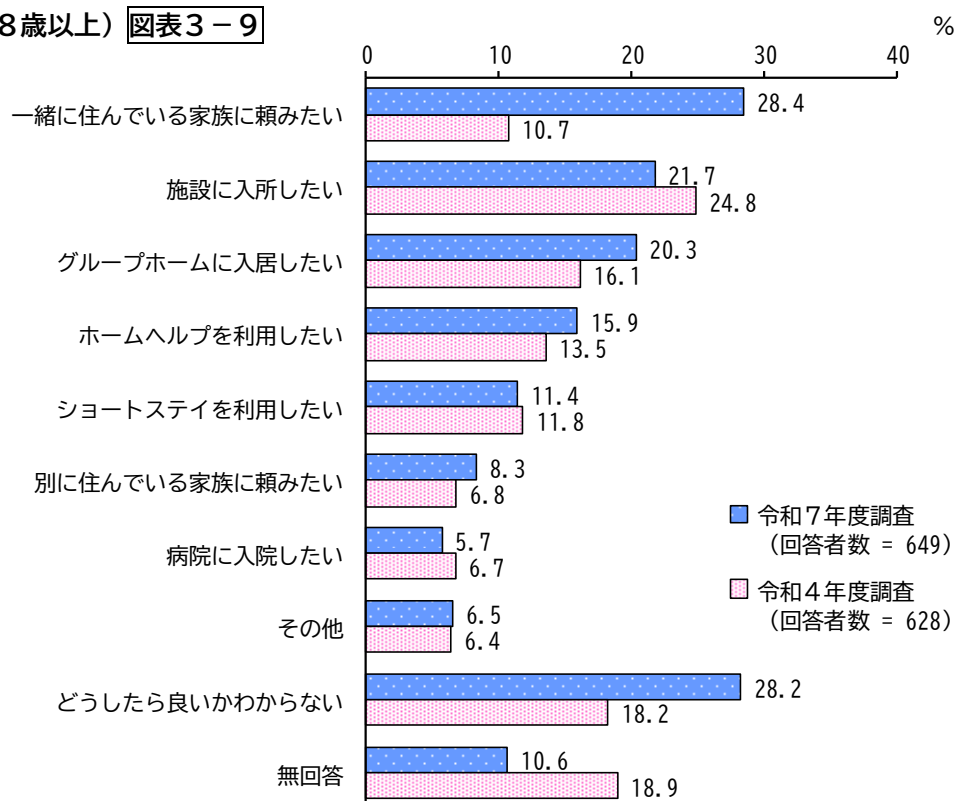
主な施策体系・取組み

第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画

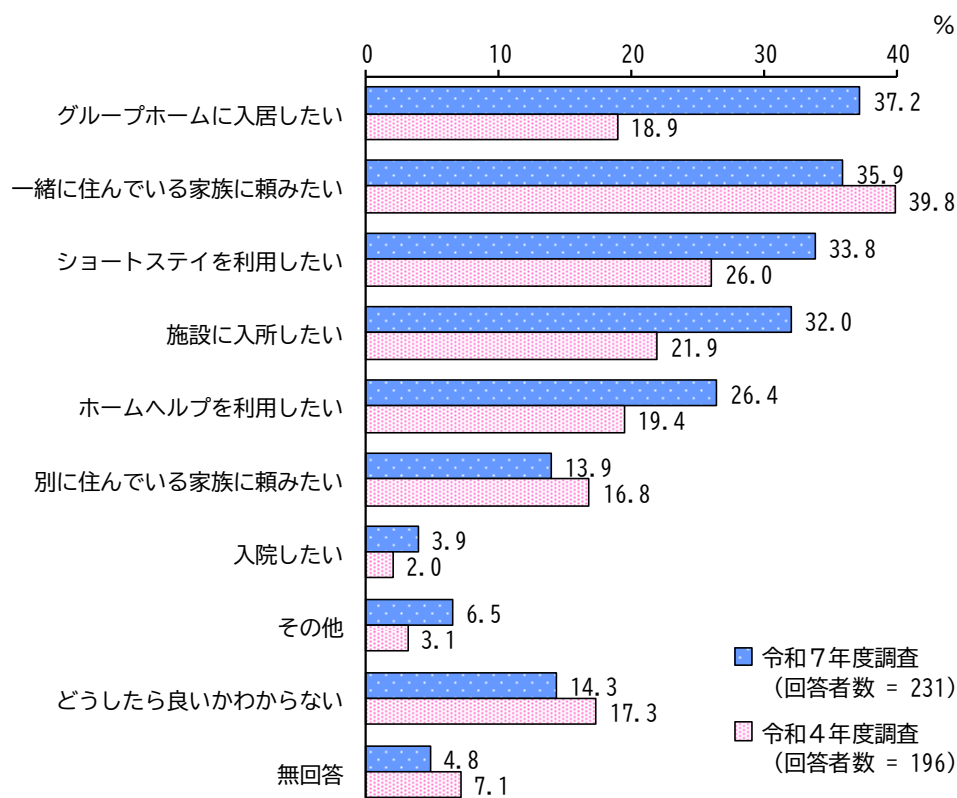
施策の柱	主な施策・取組み	掲載ページ
施策の柱2 地域生活の支援の充実	2-(2) 地域生活への移行・継続の支援	P●●
施策の柱3 障害福祉サービス等の充実	3-(1) サービス提供体制の確保	P●●
	3-(3) 重症心身障害・医療的ケアの支援の推進	P●●

○ あなた（お子様）が、現在受けている介助や支援を受けられなくなった場合は、どうしたいですか。（複数回答）

・在宅障害者（18歳以上） 図表3-9

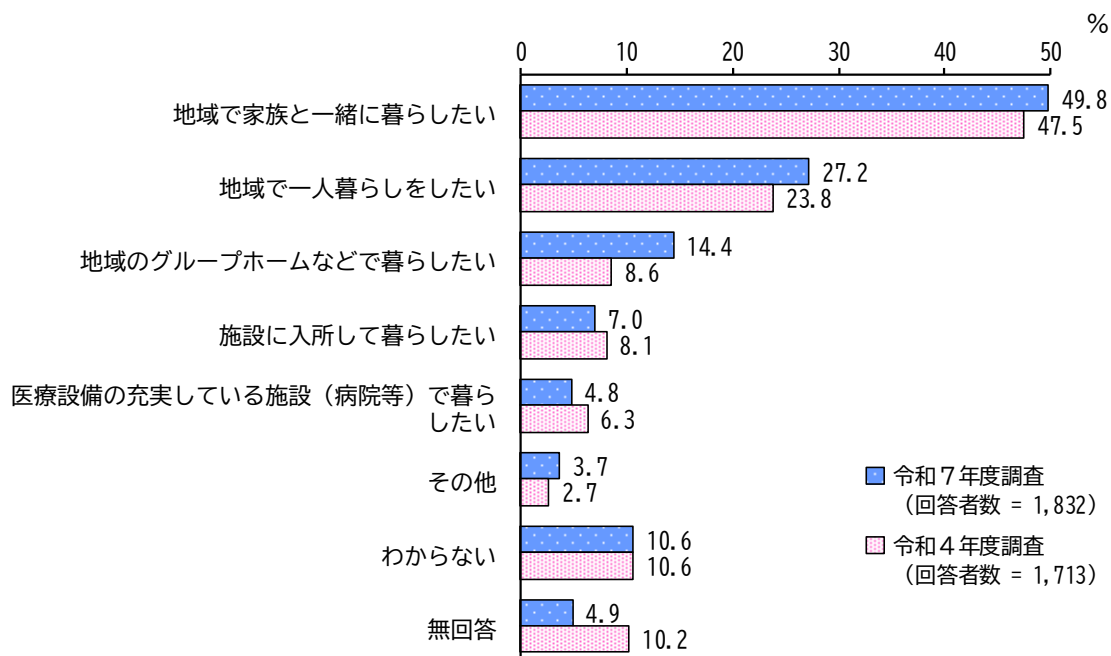


・在宅障害児（18歳未満） 図表3-10



○ あなたは将来（５～１０年後くらい）、どこで暮らしたいと思いますか。（複数回答）

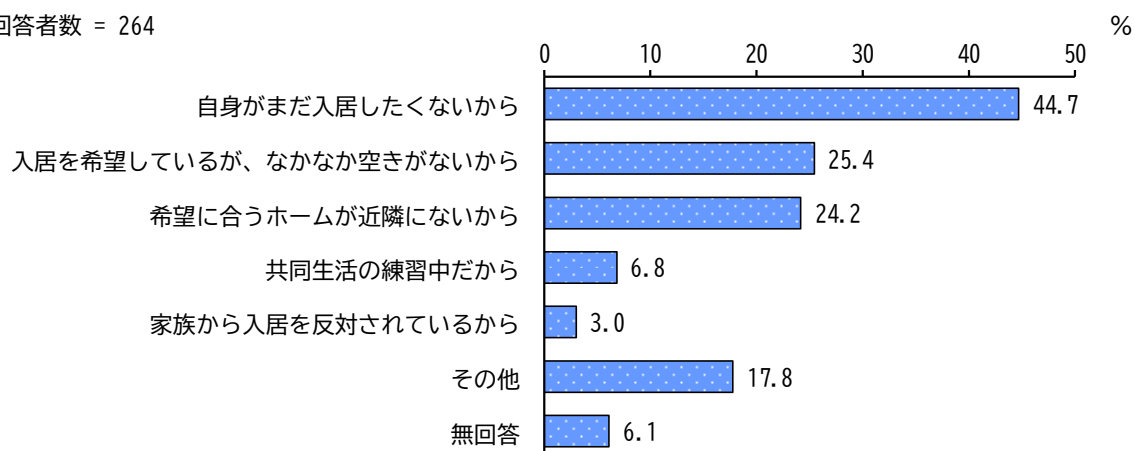
・在宅障害者（１８歳以上）**図表３－１１**



○ 「地域のグループホームなどで暮らしたい」と回答した人にお聞きします。現在、グループホームを利用していない理由は何ですか。（複数回答）

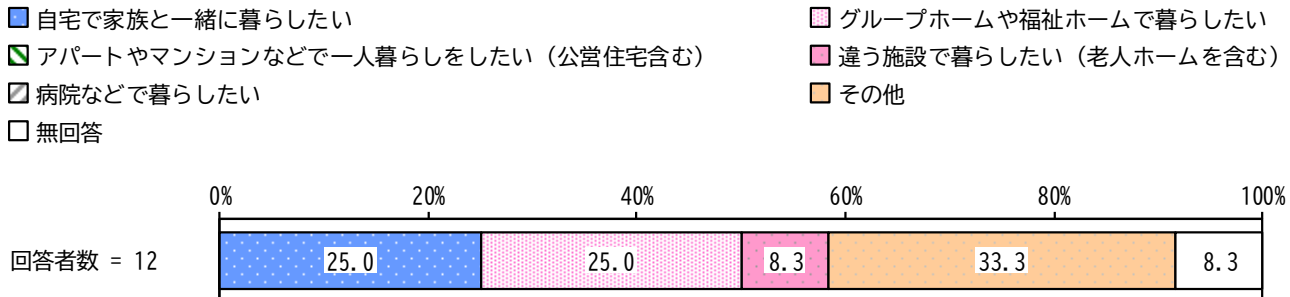
・在宅障害者（１８歳以上）**図表３－１２**

回答者数 = 264



○（現在の施設とは違うところで暮らしたいと回答した人に対して）
どこで暮らしたいですか。

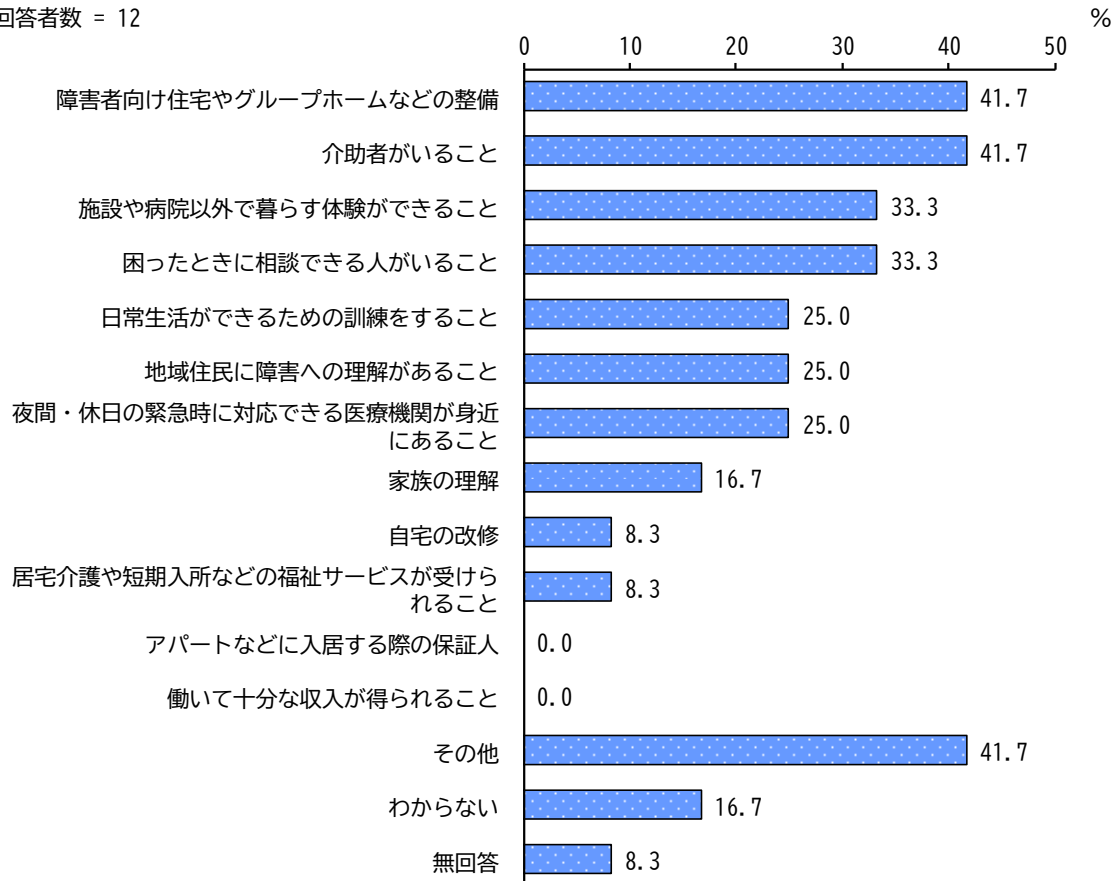
・施設入所者 図表3-13



○（現在の施設とは違うところで暮らしたいと回答した人に対して）
あなたが希望する暮らし方をするためには、どのような支援や環境が必要になると思いますか。（複数回答）

・施設入所者 図表3-14

回答者数 = 12



障害特性等、一人ひとりの状況に応じたサービスの充実、医療的ケアおよび重症心身障害児者とその家族が安心して暮らすことができる支援体制の整備が求められています。

現状と課題

◆ 障害特性等に応じたサービスの充実

障害種別ごとに「重要だと思う区の取組み」を尋ねたところ、在宅障害者(18歳以上)では、「一人ひとりの状況に合わせた支援を行えるサービスがあること」の回答が多く、発達障害のある人では57.0%、知的障害では55.5%、肢体不自由では54.8%、難病・特定疾患では54.0%、精神障害では51.8%と、いずれも5割を超え、その他の種別でも概ね5割近くを占めています。(図表3-15)

在宅障害児(18歳未満)においても同様の傾向が見られ、すべての種別で6割以上が「一人ひとりの状況に合わせた支援を行えるサービスがあること」と回答しています。(図表3-16)

とりわけ、令和4年度調査結果と比較して大きな変化がみられた項目として、発達障害の該当者数が注目されます。在宅障害者(18歳以上)の24.3%、在宅障害児(18歳未満)の65.7%が発達障害に該当すると回答しており、在宅障害者(18歳以上)では約1.8倍に増加、在宅障害児(18歳未満)では6割を超えてなお増加していることから、発達障害児者支援の拡充が**必要です**。(図表3-17、図表3-18)

また、精神障害のある在宅障害者(18歳以上)では、困り事を解決するために必要なこととして、47.5%が「じっくり話を聴いてもらえること」と回答しており、精神障害のある人が安心して生活するために必要な支援や、気軽に相談できる場の提供が**求められています**。(図表3-19)

◆ 医療的ケアおよび重症心身障害児者への支援体制の整備

自由意見や障害者団体ヒアリングでは、医療的ケアや重症心身障害児者が安心して利用できるショートステイ、生活介護施設等の不足に関する声が多く寄せられました。

医療的ケアおよび重症心身障害児者とその家族が安心して地域で生活を送ることができるよう、家族環境等を踏まえた支援やニーズを把握するとともに、必要な支援体制の整備が求められています。

◆ サービスの質の向上

自由意見や障害者団体ヒアリングでは、サービス供給量に加え、事業所とのコミュニケーション不足、専門的スキルに関する課題等、サービス提供の“質”に関する指摘も寄せられており、障害福祉サービス等の量および質の両面からの充実が求められています。

主な施策体系・取組み

第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画

施策の柱	主な施策・取組み	掲載ページ
施策の柱1 包括的な相談支援の充実	1-(2) 障害特性に応じた専門相談の充実	P●●
施策の柱3 障害福祉サービス等の充実	3-(1) サービス提供体制の確保	P●●
	3-(3) 重症心身障害・医療的ケアの支援の推進	P●●
	3-(5) 発達障害支援の充実	P●●
	3-(6) サービスの質の向上	P●●

○ 障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、どのようなことが重要だと思いますか。（複数回答）

・在宅障害者（18歳以上）**図表3-15**

単位：％

区分		回答者数（件）	気軽に相談ができること	地域で自立した生活を送るためのサービスがあること	子どもの成長を支える療育や、家族を支えるサービスがあること	緊急時や災害時の安全が確保されていること	障害のある方の生活をサポートする人材を育てること	一人ひとりの状況に合わせた支援を行えるサービスがあること	一人ひとりの状況に応じて働ける就労の支援があること	一人ひとりの権利や尊厳を守ること	障害の有無に関わらずともに生活できるよう、理解と共感を深めること	その他	わからない	無回答
全 体		1,832	62.8	49.9	27.7	47.7	39.0	49.6	39.5	41.7	48.4	3.2	7.3	4.6
障害種別	視覚障害	90	48.9	54.4	17.8	48.9	41.1	47.8	27.8	40.0	48.9	7.8	11.1	6.7
	聴覚・平衡機能障害	59	62.7	40.7	22.0	57.6	44.1	47.5	32.2	44.1	62.7	1.7	1.7	5.1
	音声・言語・そしゃく機能障害	39	74.4	51.3	41.0	61.5	56.4	48.7	38.5	51.3	53.8	2.6	0.0	5.1
	肢体不自由	330	60.0	46.7	30.0	51.8	40.6	54.8	31.5	37.9	50.6	4.8	5.2	4.2
	内部障害	219	58.0	39.3	14.6	47.5	25.6	34.7	25.6	31.1	34.2	1.8	9.6	5.5
	知的障害	416	64.4	50.0	37.5	56.5	49.8	55.5	41.8	45.9	53.4	1.9	6.7	6.0
	発達障害	446	65.5	53.8	35.9	51.6	47.5	57.0	51.8	47.1	54.0	4.9	4.7	4.9
	精神障害	815	67.1	53.9	29.0	44.0	38.4	51.8	47.1	44.9	49.1	4.0	7.1	3.4
	高次脳機能障害	74	50.0	40.5	14.9	36.5	33.8	43.2	28.4	31.1	39.2	5.4	6.8	9.5
	難病・特定疾患	189	59.8	54.0	27.5	58.2	39.7	54.0	31.2	41.3	51.9	5.8	6.9	2.6
	慢性疾患	249	64.7	45.4	20.9	50.6	38.2	48.2	32.5	37.3	45.4	3.2	8.0	4.8

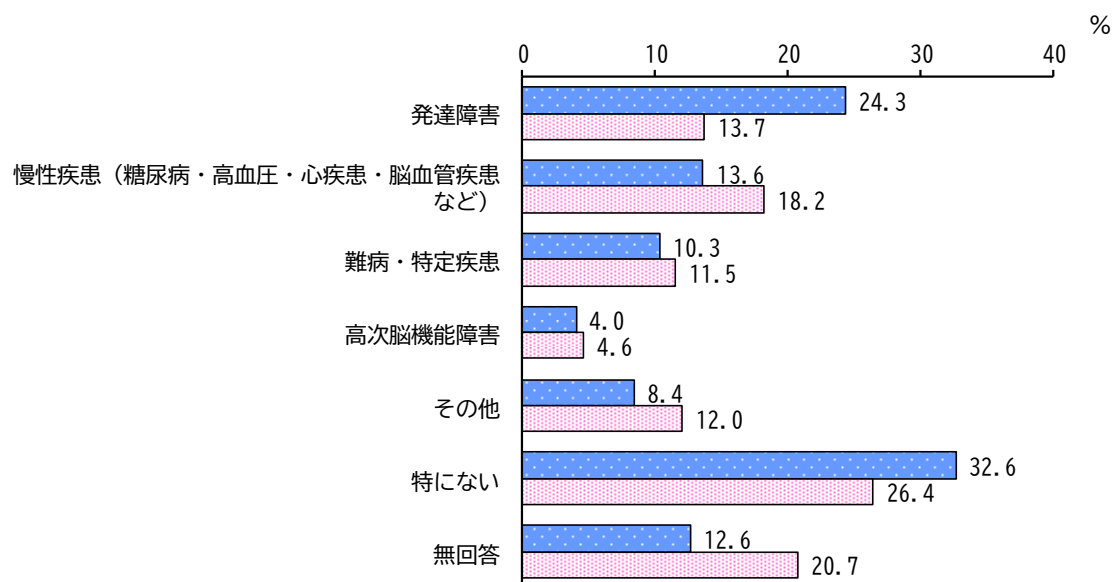
・在宅障害児（１８歳未満） 図表３－１６

単位：％

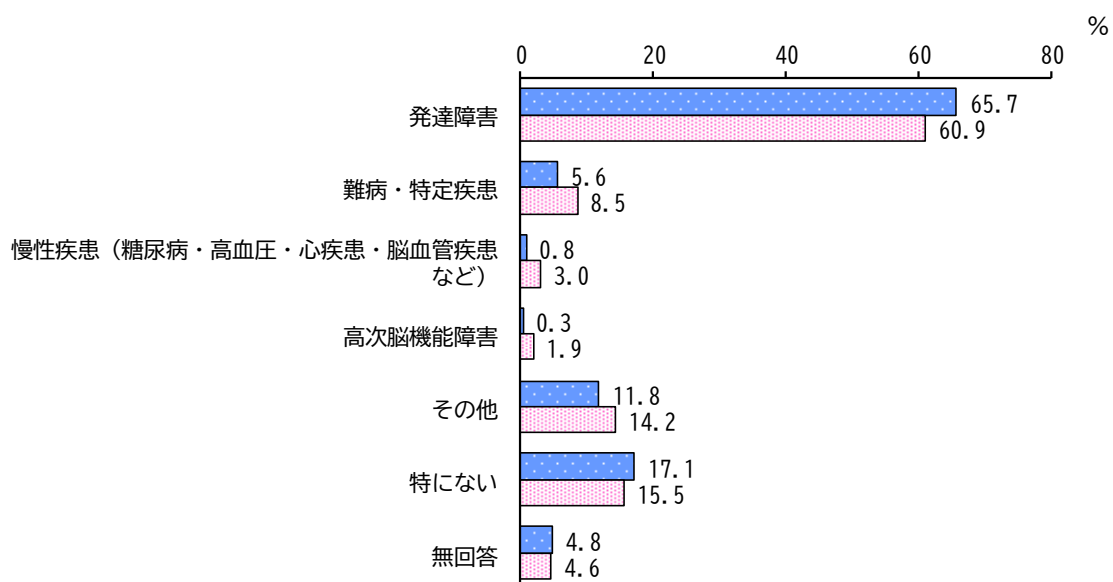
区分		回答者数 (件)	気軽に相談ができること	地域で自立した生活を送るためのサービスがあること	子どもの成長を支える療育や、家族を支えるサービスがあること	緊急時や災害時の安全が確保されていること	障害のある方の生活をサポートする人材を育てること	一人ひとりの状況に合わせた支援を行えるサービスがあること	一人ひとりの状況に応じて働ける就労の支援があること	一人ひとりの権利や尊厳を守ること	障害の有無に関わらずともに生活できるよう、理解と共感を深めること	その他	わからない	無回答
全 体		889	63.1	58.7	82.2	44.4	50.3	62.7	60.0	47.8	52.9	3.1	1.9	0.3
障害種別	視覚障害	3	66.7	66.7	100.0	33.3	33.3	66.7	66.7	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0
	聴覚・平衡機能障害	18	72.2	77.8	77.8	50.0	61.1	83.3	72.2	55.6	61.1	0.0	0.0	0.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	75.0	75.0	50.0	0.0	0.0	0.0
	肢体不自由	38	57.9	52.6	84.2	65.8	65.8	78.9	50.0	52.6	57.9	0.0	2.6	0.0
	内部障害	16	43.8	31.3	87.5	62.5	31.3	68.8	43.8	50.0	37.5	0.0	0.0	0.0
	知的障害	294	54.8	68.4	79.3	52.7	64.6	65.3	69.0	52.4	61.6	3.7	1.7	0.3
	発達障害	584	64.9	62.7	84.1	46.9	53.8	65.6	62.8	50.7	55.1	4.1	1.5	0.2
	精神障害	69	63.8	62.3	75.4	37.7	49.3	62.3	56.5	42.0	52.2	1.4	2.9	1.4
	高次脳機能障害	3	100.0	100.0	100.0	66.7	100.0	100.0	100.0	66.7	100.0	0.0	0.0	0.0
	難病・特定疾患	50	48.0	52.0	80.0	48.0	58.0	68.0	60.0	48.0	60.0	0.0	0.0	0.0
	慢性疾患	7	14.3	57.1	85.7	14.3	42.9	71.4	71.4	42.9	28.6	0.0	0.0	0.0

○ あなた（お子様）は、次の疾患や障害に該当しますか。（複数回答）

・在宅障害者（18歳以上） **図表3-17**



・在宅障害児（18歳未満） **図表3-18**



○ あなたが抱えている悩みや困り事を解決するために、必要なことは何ですか。
(複数回答)

・在宅障害者（18歳以上）**図表3-19**

単位：％

区分	回答者数 (件)	相談場所が近いこと	夜間や休日の相談対応 があること	プライバシーが守られ る相談の場があること	と 早期に支援が始まるこ と・支援につながるこ と	どこでどんな相談がで きるのかがわかりやす くなっていること	訪問での相談が受けら れること	じっくり話を聞いても らえること
全 体	1,832	24.1	17.0	25.2	21.6	30.7	12.4	33.7
障害種別	視覚障害	90	22.2	21.1	28.9	25.6	16.7	21.1
	聴覚・平衡機能障害	59	25.4	20.3	25.4	15.3	11.9	25.4
	音声・言語・そしゃく機能障害	39	20.5	15.4	23.1	23.1	20.5	35.9
	肢体不自由	330	17.0	13.6	15.2	23.3	16.4	24.2
	内部障害	219	15.5	11.9	11.4	11.0	5.0	14.2
	知的障害	416	25.5	12.5	16.6	24.0	15.6	30.5
	発達障害	446	32.5	19.1	30.0	27.8	13.7	43.5
	精神障害	815	30.2	21.8	36.7	25.6	12.8	47.5
	高次脳機能障害	74	20.3	16.2	13.5	18.9	14.9	20.3
	難病・特定疾患	189	21.7	19.0	21.2	27.5	18.0	33.3
	慢性疾患	249	20.9	17.7	22.5	18.1	10.0	24.9

区分	回答者数 (件)	多様な相談先が幅広く 用意されていること	一緒に解決策を考えて くれること	その他	わからない	特 に ない	無 回 答
全 体	1,832	20.3	37.9	3.2	7.2	20.7	6.3
障害種別	視覚障害	90	20.0	30.0	4.4	8.9	7.8
	聴覚・平衡機能障害	59	22.0	37.3	1.7	1.7	5.1
	音声・言語・そしゃく機能障害	39	15.4	33.3	2.6	7.7	5.1
	肢体不自由	330	20.0	30.9	3.0	9.4	7.0
	内部障害	219	11.4	20.1	1.4	6.4	7.8
	知的障害	416	19.5	42.1	3.4	9.6	9.1
	発達障害	446	26.9	52.2	4.5	6.5	5.2
	精神障害	815	24.8	47.4	3.9	6.6	3.1
	高次脳機能障害	74	14.9	31.1	6.8	8.1	17.6
	難病・特定疾患	189	20.6	40.2	4.8	5.8	2.6
	慢性疾患	249	16.5	29.3	3.2	6.0	4.4

日々の介助を担う家族等の就労やレスパイト(休息)を支えるための総合的な支援体制の構築が求められています。

現状と課題

◆ 介助者の負担軽減

在宅障害者(18歳以上)および在宅障害児(18歳未満)ともに、**家族等**の介助者の悩みや不安に関する声が多く寄せられており、就労意向はあるものの、介護等を理由に就労できない介助者も増加傾向にあります。(図表3-20、図表3-21、図表3-22、図表3-23、図表3-24、図表3-25)

また、施設入所者を対象とした調査では、施設に入所した理由として71.3%が「家族による介助が難しくなったため」と回答しており、**家族介助への偏った依存体制を改善し、本人と介助者双方にとって持続可能な生活体制の構築が求められています。**(図表3-26)

◆ 「18歳の壁」問題への対応

特別支援学校卒業後、障害者向けのサービスである生活介護等に移行すると、夕方以降のサービス提供が手薄となり、家族が就労を継続できない「18歳の壁」問題については、制度の切り替わりによりサービスが途切れることのないよう、**生活実態に合わせた多角的な支援体制の構築に向けて、サービス提供体制全体の充実が求められています。**

主な施策体系・取組み

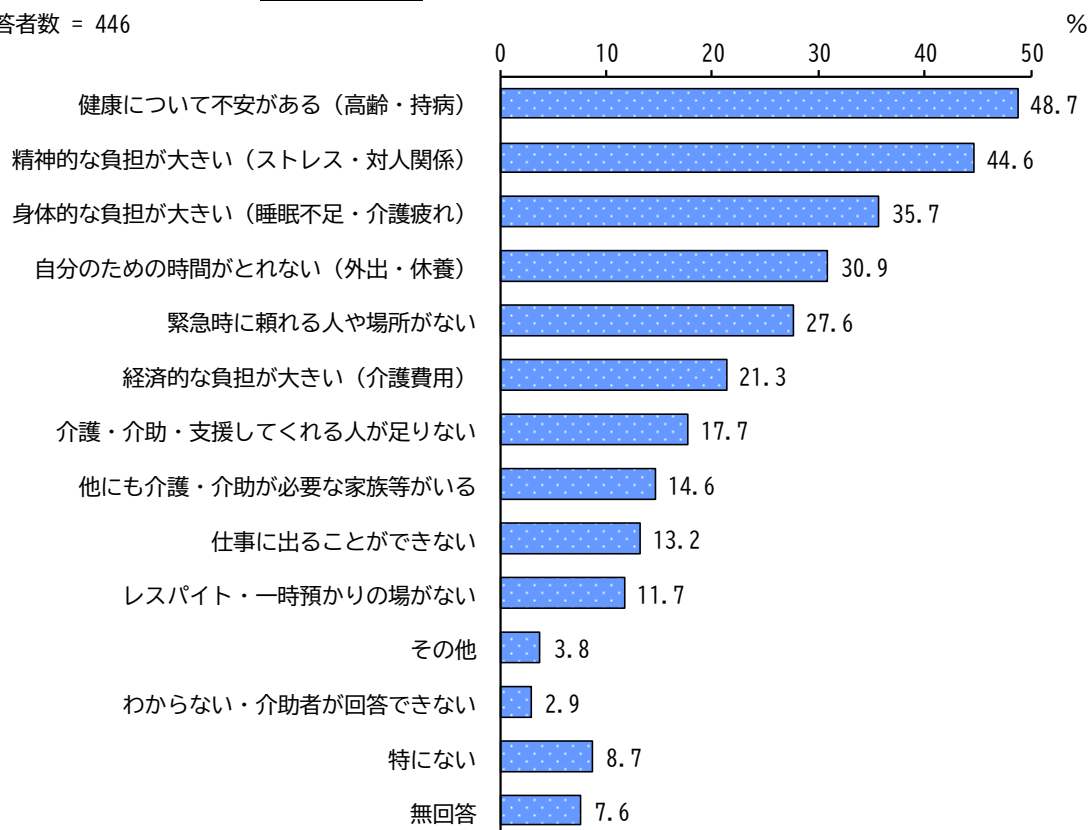
第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画

施策の柱	主な施策・取組み	掲載ページ
施策の柱3 障害福祉サービス等の充実	3-(1) サービス提供体制の確保	P●●
施策の柱5 障害のある子どもへの支援の充実	5-(2) 地域における支援体制の充実	P●●
	5-(4) 家族支援の充実	P●●

○（介助者に対して）介助や支援をするにあたり、どのような不安がありますか。
（複数回答）

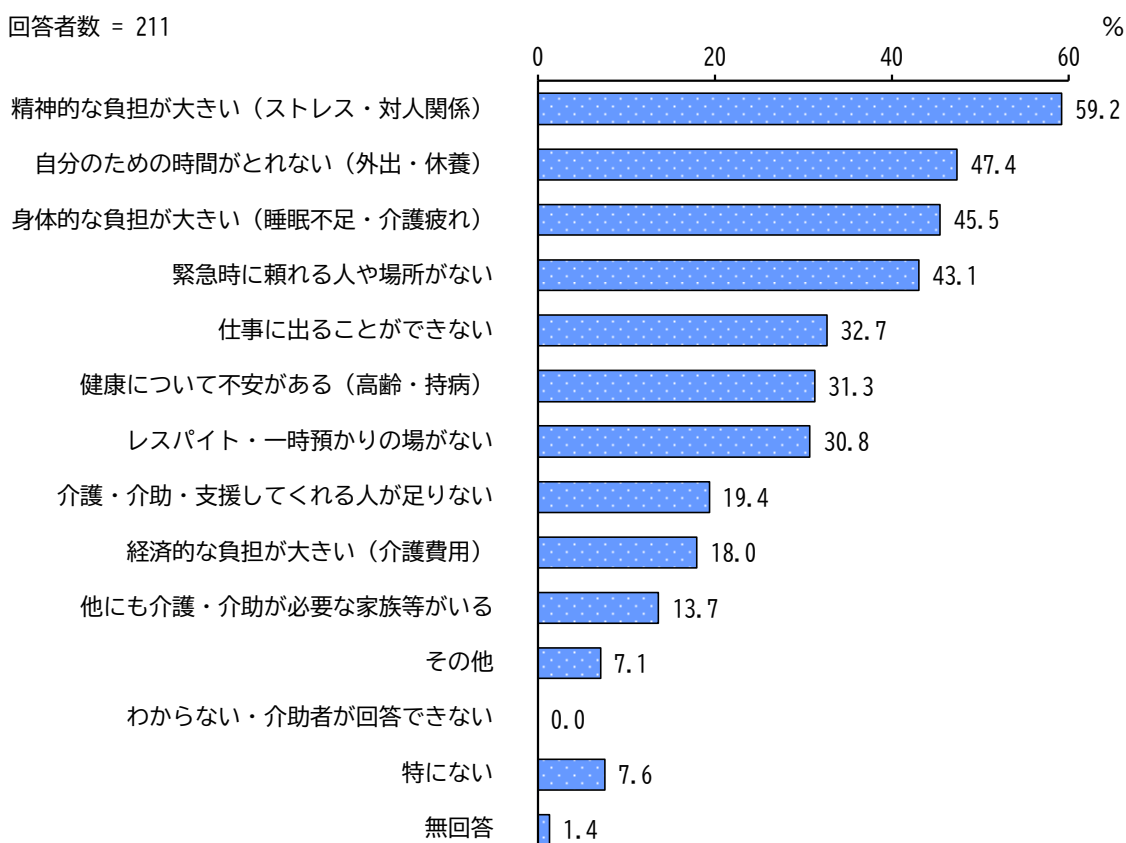
・在宅障害者（18歳以上）**図表3-20**

回答者数 = 446



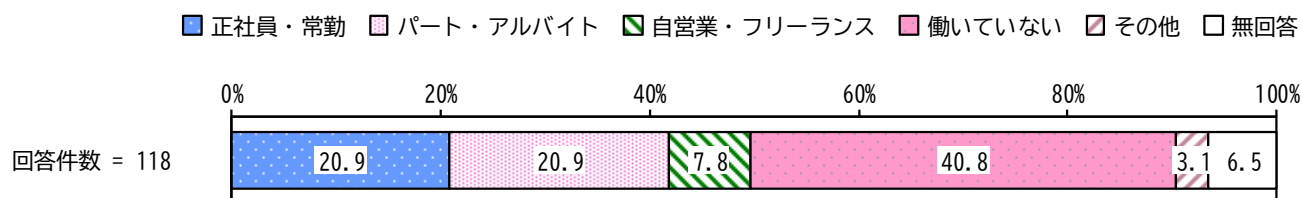
・在宅障害児（18歳未満）**図表3-21**

回答者数 = 211

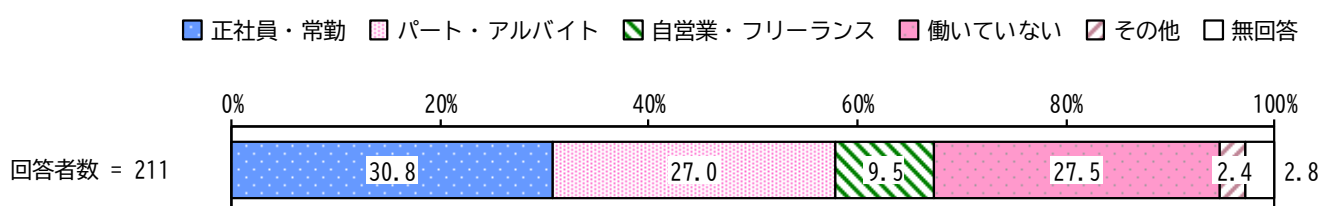


○ あなた（お子様）の主な介助者の就労状況についてお聞きます。

・在宅障害者（18歳以上）**図表3-22**



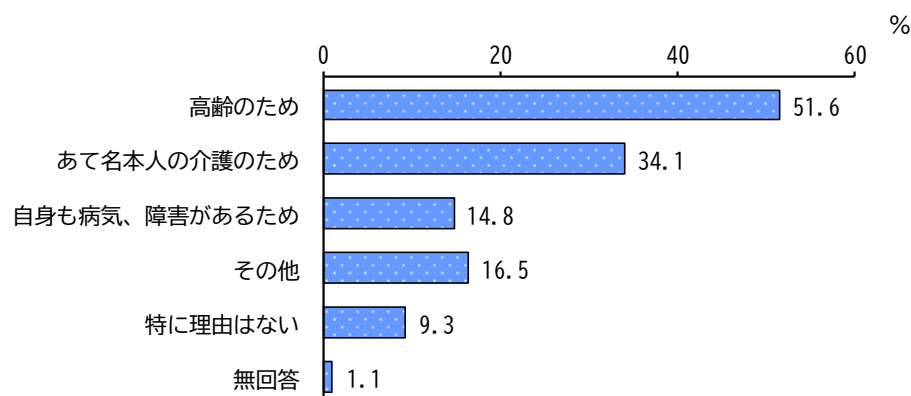
・在宅障害児（18歳未満）**図表3-23**



○ 働いていない理由は何ですか。（複数回答）

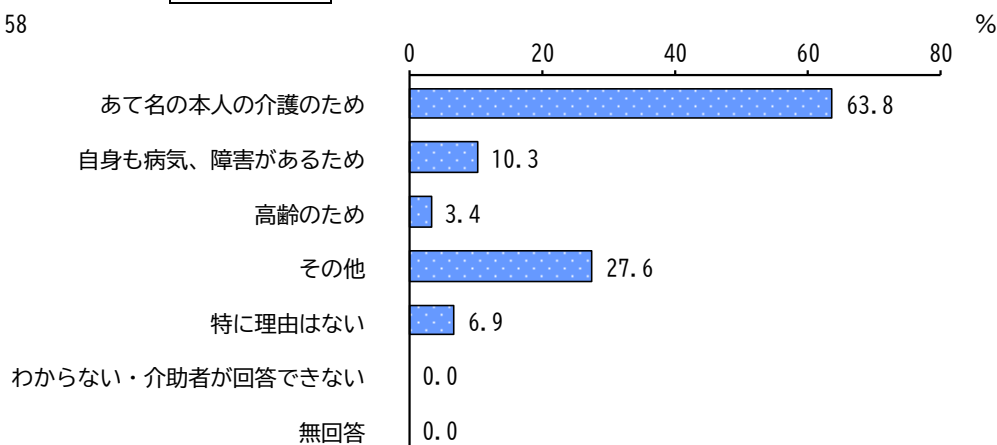
・在宅障害者（18歳以上）**図表3-24**

回答者数 = 182



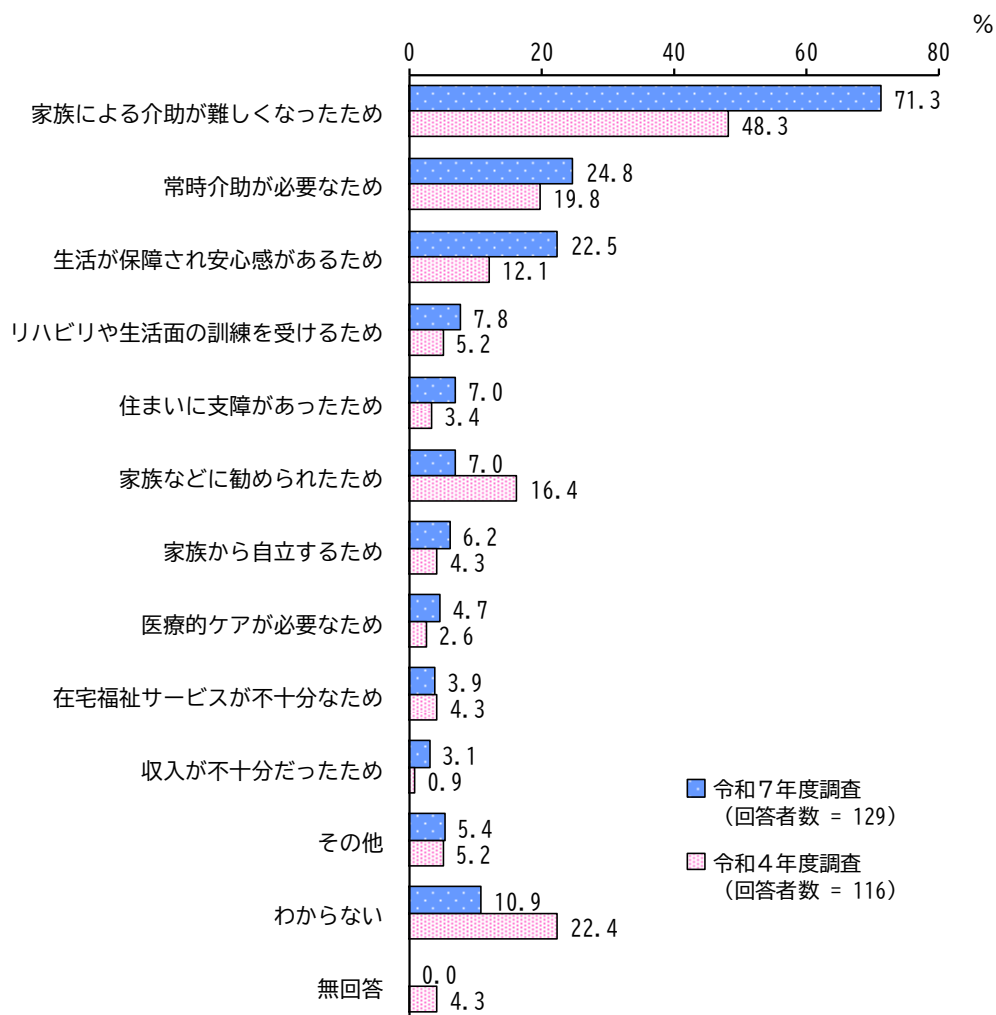
・在宅障害児（18歳未満）**図表3-25**

回答者数 = 58



○ あなたが現在の施設に入所することに決めた理由は何ですか。(複数回答)

・施設入所者 図表3-26



障害福祉人材の確保・育成・定着を支援するとともに、利用者本位の質の高い障害福祉サービス等の提供が求められています。

現状と課題

◆ 区内事業所における人員体制の確保・維持

区内の事業所の51.7%が、「職員が不足している」と回答しており、令和4年度調査と比較し、増加しています。(図表3-27)

人材が不足している理由としては、「募集しても応募がない」が77.0%、「職員の退職・休職」が31.1%となっており、事業運営に必要な人員体制の維持に対する取組みが求められています。(図表3-28)

◆ 専門的人材の養成・確保

医療的ケアや重症心身障害児者に対するサービスを提供していない事業所のうち、81.8%の事業所が、提供するために必要なこととして、「専門知識・介助技術の習得」と回答しています。(図表3-29)

障害者の重度化・高齢化により、今後ますます障害福祉サービス等の需要の増大・多様化が見込まれ、また、利用者本位の質の高いサービスの提供が必要であることから、サービス提供の根幹である障害福祉人材の養成・確保が求められています。

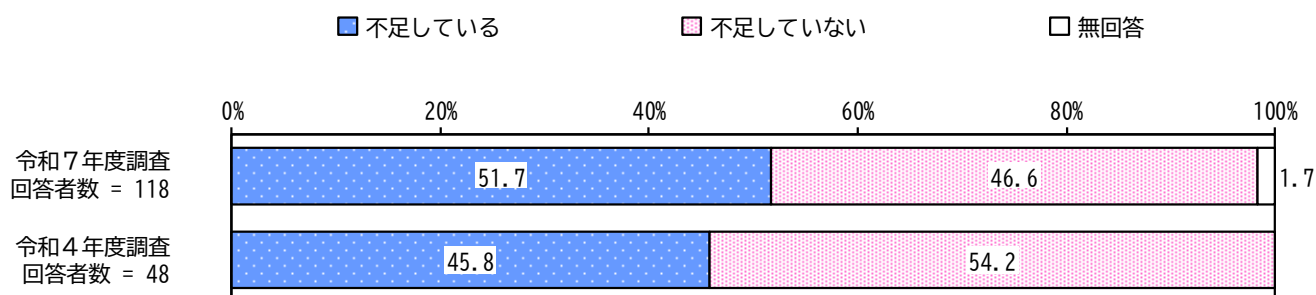
主な施策体系・取組み

第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画

施策の柱	主な施策・取組み	掲載ページ
施策の柱4 障害福祉人材の確保・育成	4-(1) 障害福祉人材の確保・定着	P●●●
	4-(2) 研修の充実・職場環境の整備	P●●●

○ 貴事業所の職員の過不足の状況をお聞きます。

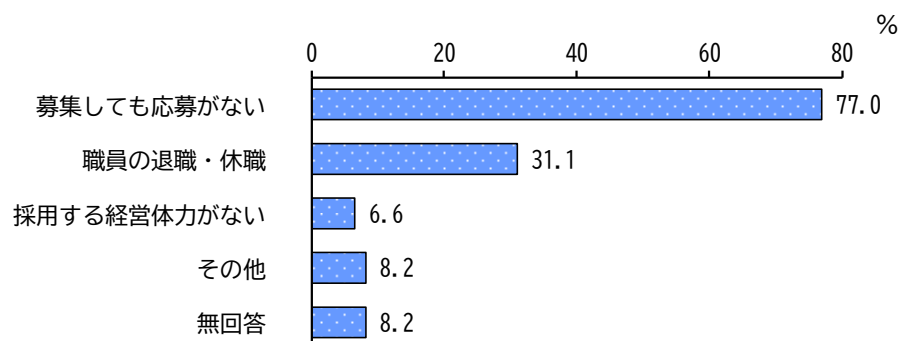
・区内事業所 図表3-27



○ 職員が不足しているのは、どのような理由からですか。（複数回答）

・区内事業所 図表3-28

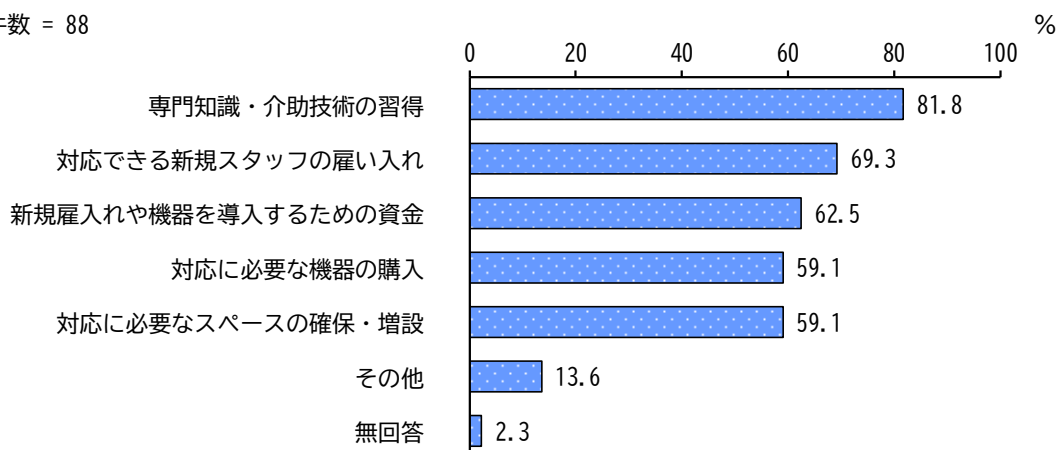
回答件数 = 61



○ 貴事業所において、医療的ケアが必要な人や重症心身障害児者に障害福祉サービスを提供するために必要なことは何ですか。（複数回答）

・区内事業所 図表3-29

回答件数 = 88



障害児通所支援へのニーズの高まりに伴い、放課後等デイサービスをはじめとする、障害のある子どもへの支援体制の拡充および医療的ケア児・重症心身障害児への伴走型支援の充実が求められています。

現状と課題

◆ 早期発見・早期支援の充実

在宅障害児(18歳未満)が障害や疾患に最初に気づいた時期は、「1歳」が24.0%、「2歳」が22.8%、「3歳」が15.9%の順に高い割合となっており、「生まれたとき」を含めると、8割以上が3歳までに障害や疾患に気づいたと回答しています。(図表3-30)

また、在宅障害児(18歳未満)の57.6%が、困り事を解決するために必要なこととして、早期の支援を希望しており、法定健診等による早期発見に加え、早期支援を実施できる専門機関との連携等による体制整備が求められています。(図表3-31)

◆ 医療的ケア児等支援体制のさらなる構築

医療的ケア児の主な介助者に対する設問において、医療的ケアについての困りごととして、「主たる介助者が、ケアにより自分の時間を持てない」、「身長や体重が大きくなるにつれて介助者の体力が不安」と回答した人がそれぞれ39.5%と最も高く、「時間的制約により働きたくても働くことができない」と回答した人も32.6%と高い割合となっており、介助者の負担に関する声が多く、医療的ケア児等への支援体制の強化が求められています。(図表3-32)

◆ 障害児通所支援等の充実

在宅障害児(18歳未満)の今後(2～3年以内)のサービス利用意向として、51.9%が放課後等デイサービスを「もっと利用したい」または「今後利用したい」と回答しており、令和4年度調査と比較し大きく増加しています。(図表3-33)

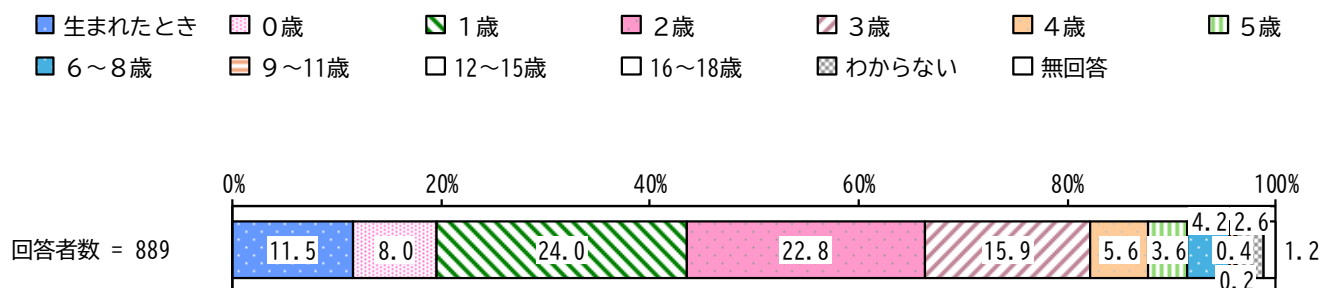
自由意見および障害者団体ヒアリングにおいても、放課後等デイサービスを中心にサービスを十分に利用できないとの声があがっています。

また、「重要だと思う区の取組み」については、82.2%が「子どもの成長を支える療育や、家族を支えるサービスがあること」と回答しており、障害児通所支援等のさらなる充実が求められています。(図表3-34)

施策の柱	主な施策・取組み	掲載ページ
施策の柱3 障害福祉サービス等の充実	3-(1) サービス提供体制の確保	P●●
	3-(3) 重症心身障害・医療的ケアの支援の推進	P●●
施策の柱5 障害のある子どもへの支援の充実	5-(2) 地域における支援体制の充実	P●●
	5-(3) 早期発見・早期支援の充実	P●●
	5-(4) 家族支援の充実	P●●
施策の10 インクルージョンの推進	10-(2) 地域におけるインクルージョンの充実	P●●

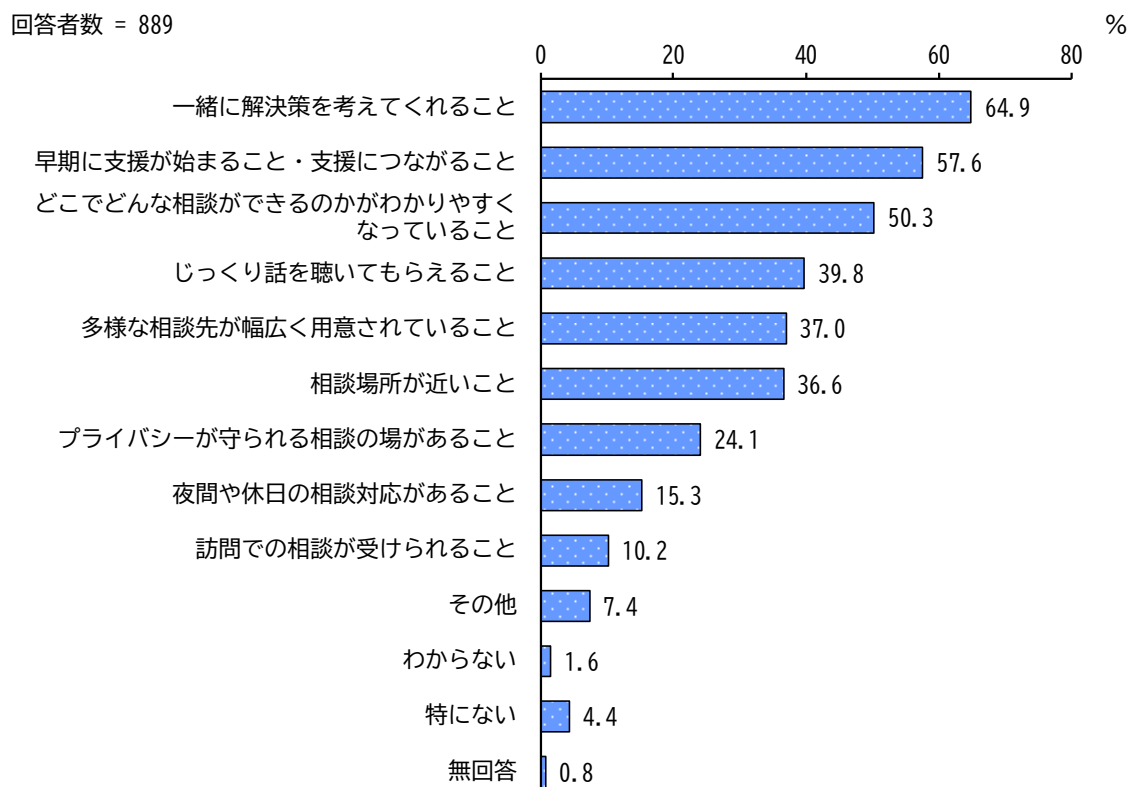
○ お子様の障害や疾患に最初に気づいた時期をお聞きます。

・在宅障害児（18歳未満）**図表3-30**



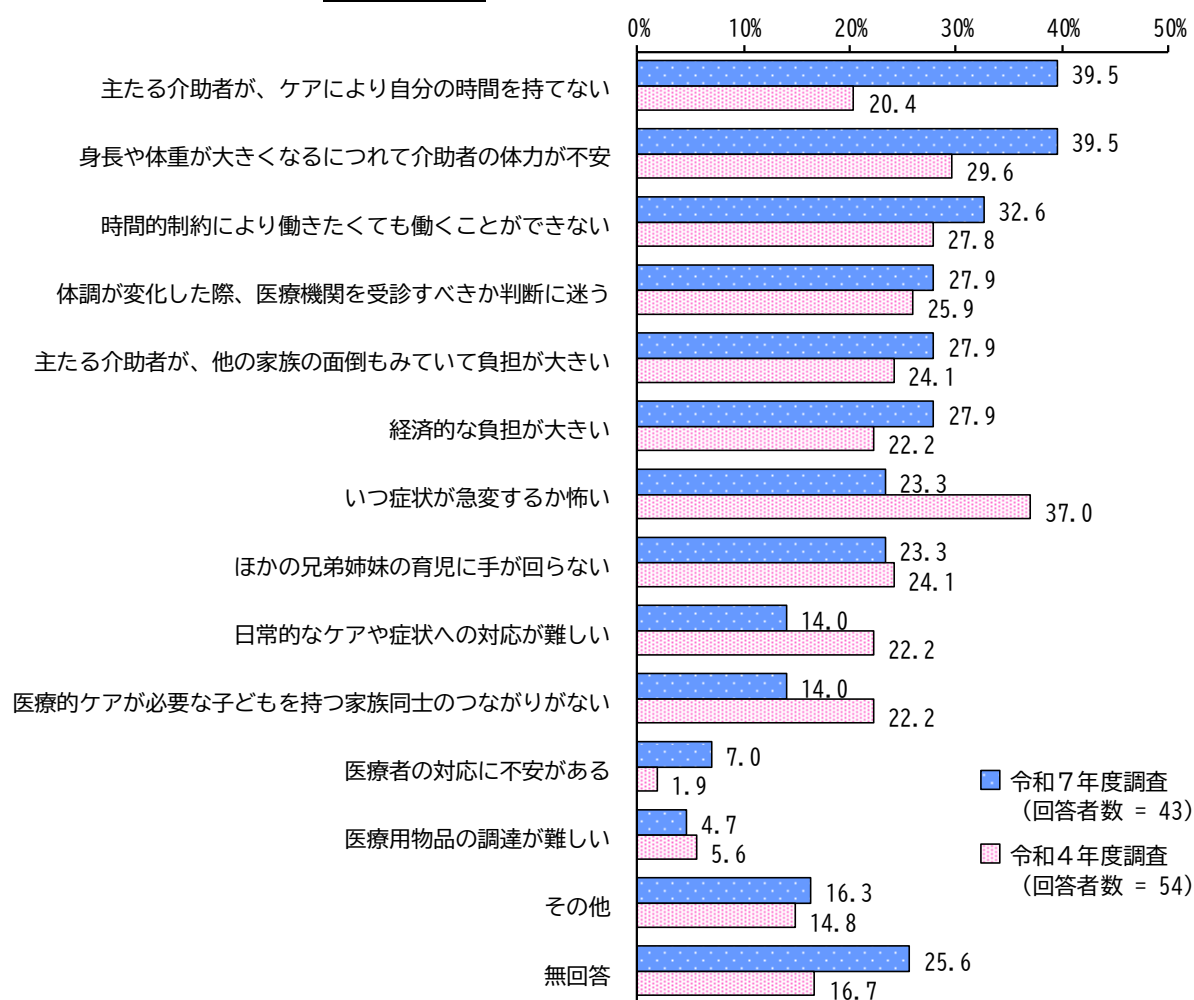
○ お子様について、抱えている悩みや困り事を解決するために必要なことは何ですか。（複数回答）

・在宅障害児（18歳未満）**図表3-31**



○ お子様の医療的ケアに関して、困っていることや不安に思うことはありますか。
(複数回答)

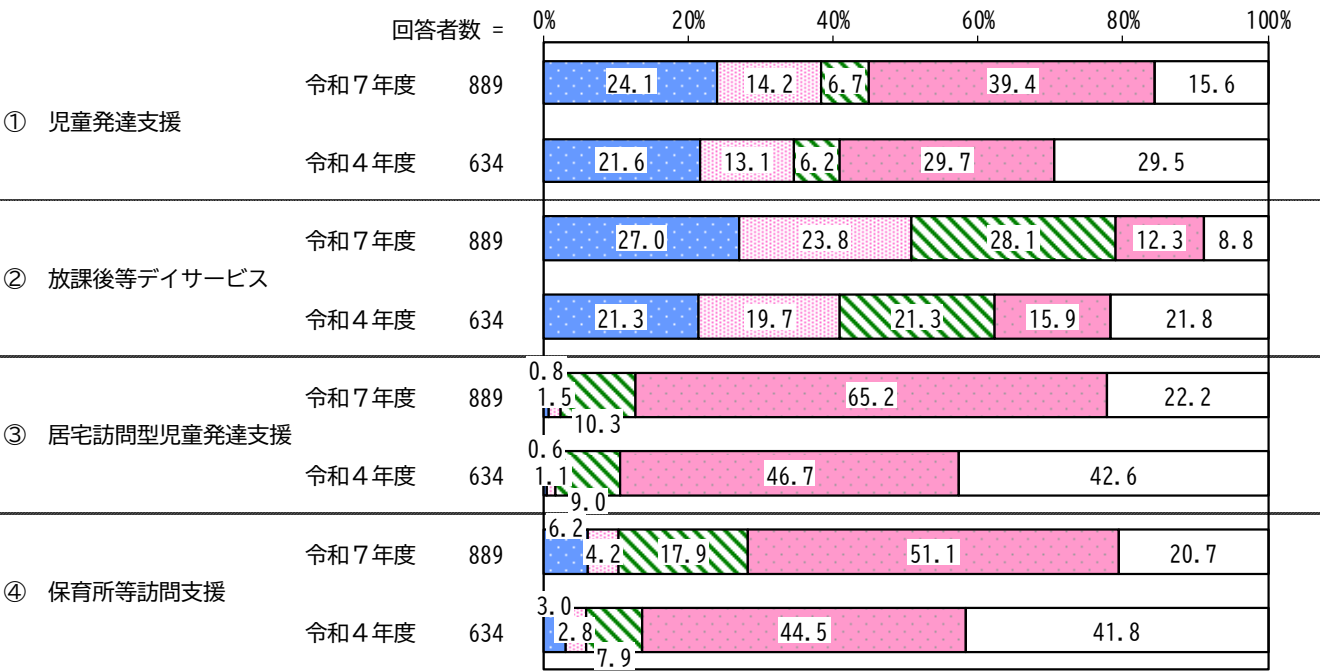
・在宅障害児（18歳未満）**図表3-32**



○ お子様の今後（２～３年以内）の利用希望を選択肢から１つ選んでください。

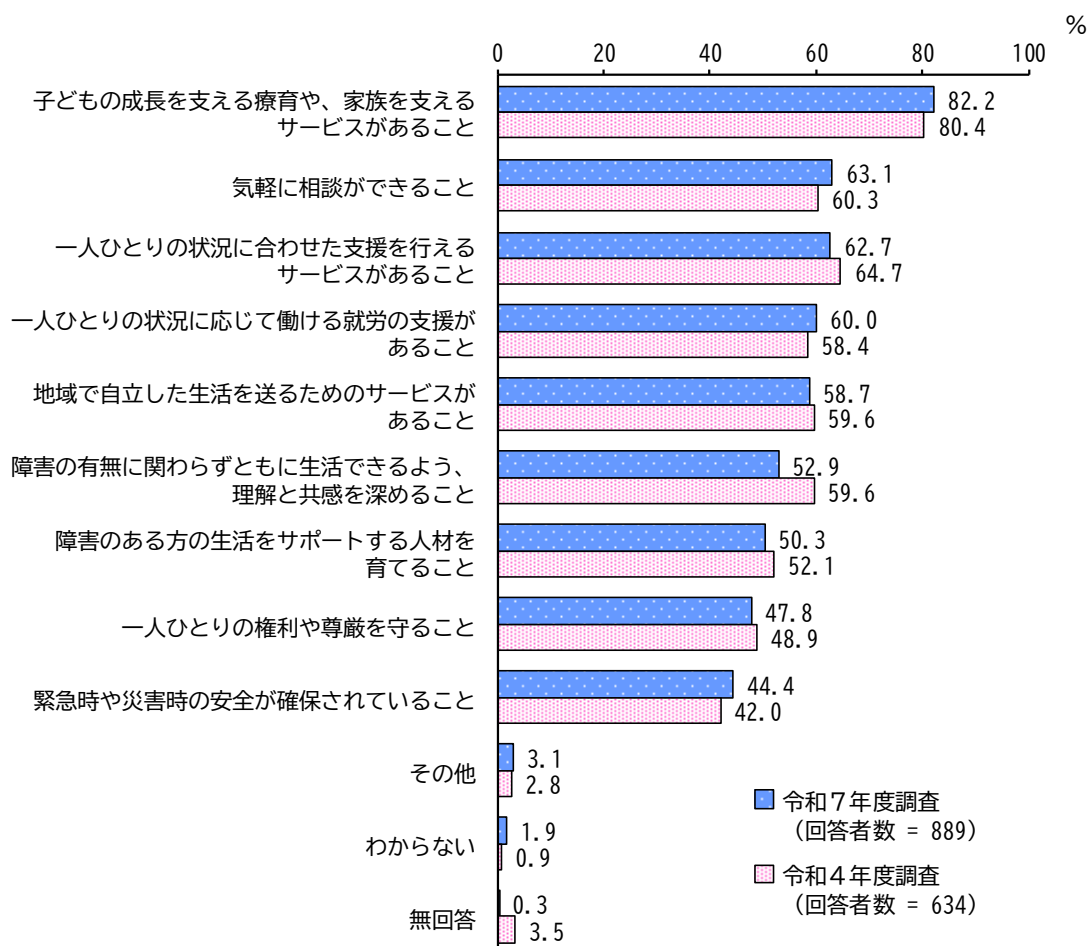
・在宅障害児（１８歳未満）**図表３－３３**

■ 十分利用できている ■ もっと利用したい ■ 今後利用したい ■ 利用希望はない □ 無回答



○ 障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、どのようなことが重要だと思いますか。（複数回答）

・在宅障害児（18歳未満）**図表3-34**



災害時における個々のニーズに応じた支援体制の確保等、災害時の安全確保に向けた取り組みが求められています。

現状と課題

◆ 発災時における情報格差の解消

地震などの災害が発生したときに困ることや不安なこととして、在宅障害者(18歳以上)の15.6%が「助けを求める方法がない」、8.6%が「災害の発生を知る方法がない」と回答しており、在宅障害児(18歳未満)でも同様に、それぞれ15.3%、8.9%と、令和4年度調査と比較して増加しています。**災害時の安全確保には、災害の発生を認識し、必要な支援を求める手段を確保することが重要です。そのため、障害があることによって生じる情報格差の解消に向けた取り組みが求められています。**(図表3-35、図表3-36)

◆ 災害時における障害特性に応じた支援の充実

災害発生時においては、障害特性に応じた配慮・支援に関する不安も多く寄せられました。

在宅障害者(18歳以上)では、「薬や医療的ケアを確保できるか不安」、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」、「ひとりでは避難できない」等、災害発生後の避難所等における不安が多くなっています。また、在宅障害児(18歳未満)においても、「ひとりでは避難できない」、「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」等、障害のある子どもの年齢や障害特性等、個別ニーズに応じた対応が求められています。

(図表3-35、図表3-36)

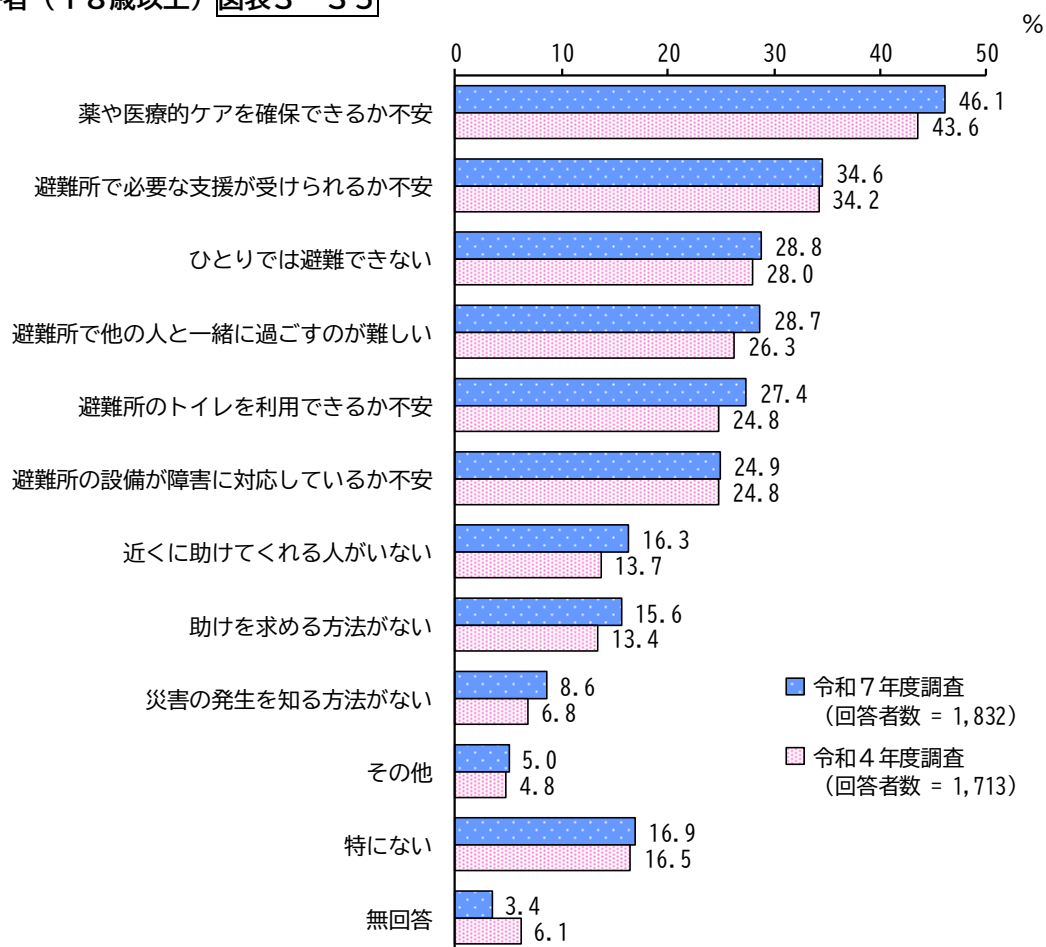
主な施策体系・取り組み

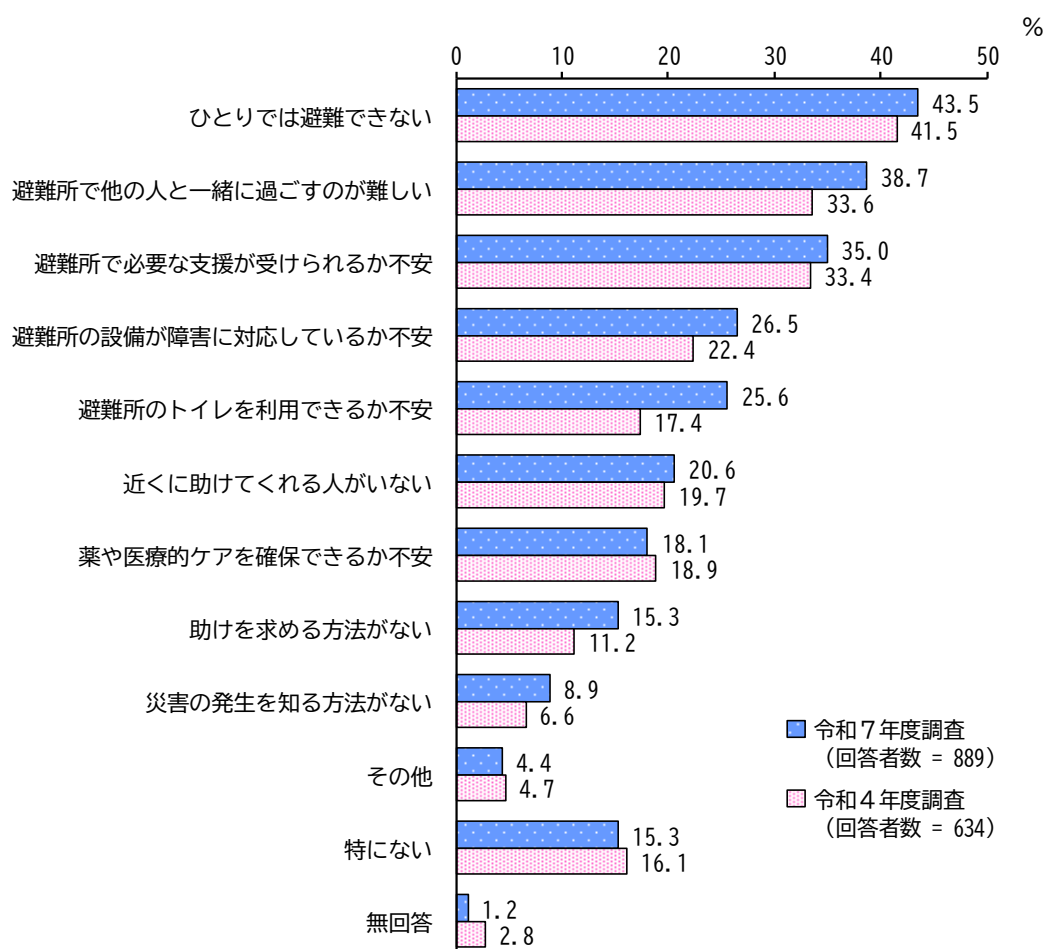
第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画

施策の柱	主な施策・取り組み	掲載ページ
施策の柱6 安全・安心な暮らしの確保	6-(2) 災害対応等の推進	P●●●

○ あなた（お子様やご家族）が、地震などの災害が発生したときに困ることや不安なことは何ですか。（複数回答）

・在宅障害者（18歳以上） **図表3-35**



・在宅障害児（18歳未満）図表3-36

障害のある人の就労意欲の高まりに伴い、働くことを希望している人の就労支援の充実等が求められています。

現状と課題

◆ 就労支援の充実

現在の就労状況について、在宅障害者(18歳以上)の22.8%が正社員として働いており、令和4年度調査と比較し増加しています。(図表3-37)また、現在は働いていない人の今後の就労意向について、15.6%が「正社員として働きたい」と回答しており、同じく令和4年度よりも増加しています。(図表3-38)

在宅障害児(18歳未満)では、18歳以降の日中の過ごし方として、障害のある子どもの42.9%、主な介助者の57.3%が「一般企業などで働く」ことを希望しており、障害児者ともに高い就労意向がうかがえる結果となりました。**こうしたニーズに対応するための就労支援の推進が求められています。**(図表3-39、図表3-40)

◆ 職場環境の整備と多様な働き方の推進

自由意見や障害者団体ヒアリングでは、「デスクワーク系の福祉作業所」や「安定した賃金が保証される環境整備」等、就労環境に関する要望も寄せられており、多様なニーズに対応した就労支援、就労の場の確保が求められています。

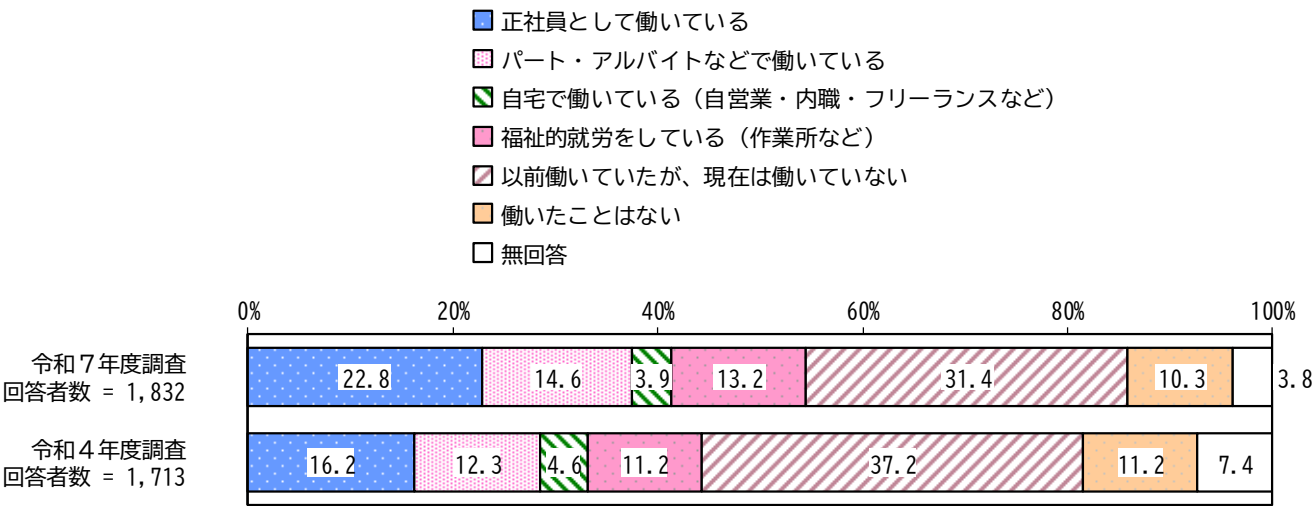
主な施策体系・取組み

第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画

施策の柱	主な施策・取組み	掲載ページ
施策の柱7 就労支援の充実	7-(1) 就労支援の推進	P●●
	7-(2) 多様な働き方の推進	P●●
施策の柱9 障害理解と権利擁護の促進	9-(2) 障害理解・差別解消の促進	P●●
	9-(3) 合理的配慮の提供の充実・促進	P●●

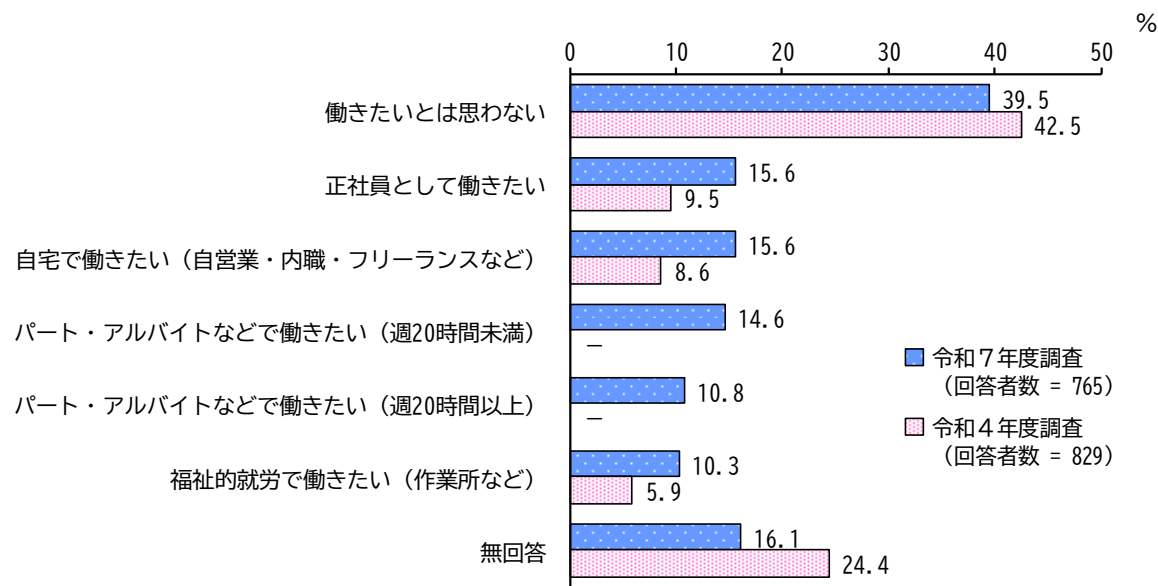
○ あなたは現在、仕事をしていますか。仕事をしている人は働き方についてもお答えください。

・在宅障害者（18歳以上）**図表3-37**



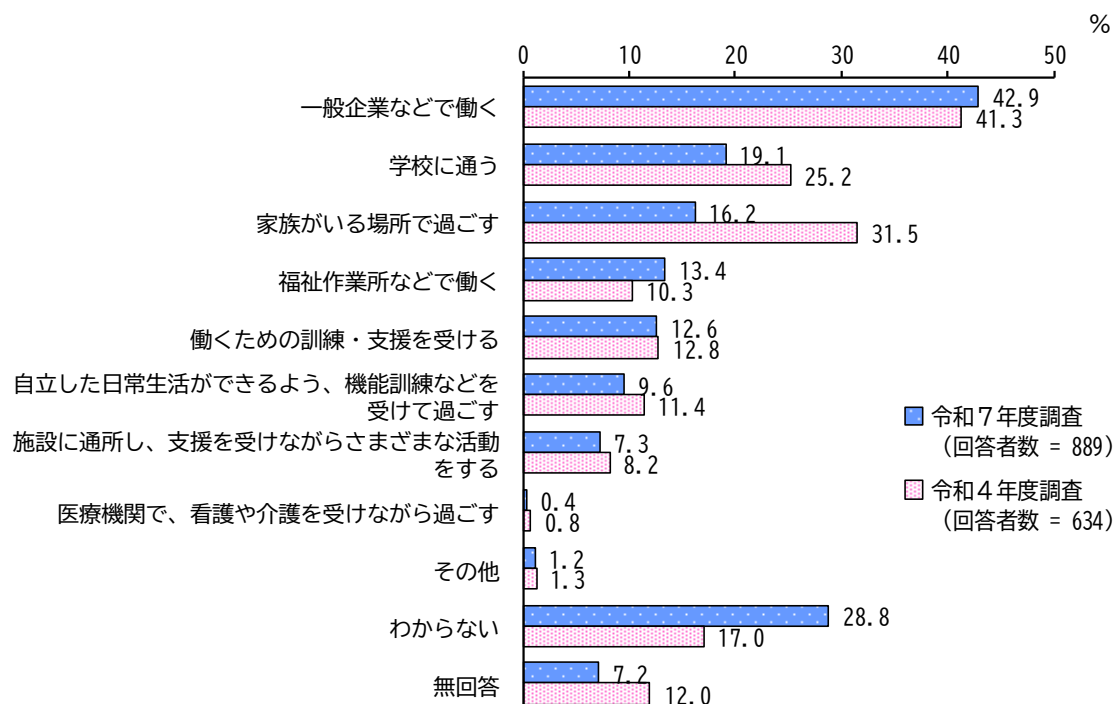
○ （現在は働いていないと回答した人に対して）
あなたは今後どのように働きたいと思っていますか。（複数回答）

・在宅障害者（18歳以上）**図表3-38**



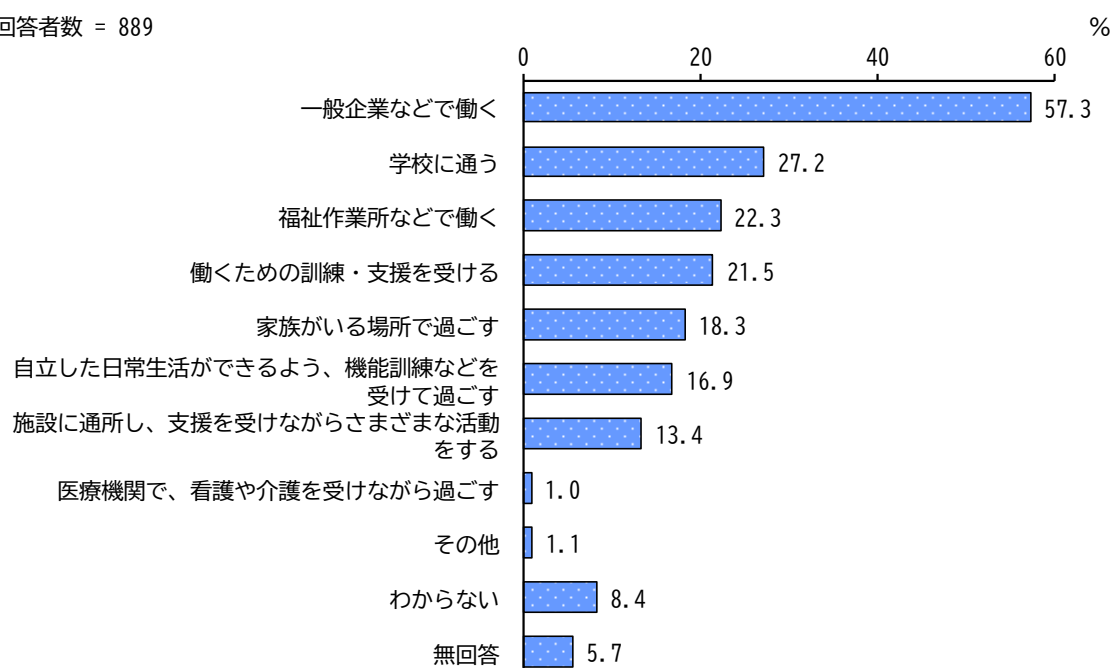
○ お子様は将来（１８歳以降）、どのように日中を過ごすことを希望していますか。
また、主に介助や支援している人（ご家族など）は、将来お子様がどのように日中
を過ごすのが良いと思っていますか。（複数回答）

・在宅障害児（１８歳未満）：お子様の希望 **図表３－３９**



・在宅障害児（１８歳未満）：主な介助者の考え **図表３－４０**

回答者数 = 889



情報取得や行政手続きに不便を感じる人への配慮として、障害特性に応じた情報アクセシビリティの向上等のさらなる充実が求められています。

現状と課題

◆ 情報取得と情報アクセシビリティの向上

情報入手の手段として、「インターネット・SNS」を利用する割合は、在宅障害者(18歳以上)で36.2%、在宅障害児(18歳未満)で68.3%と最も高く、デジタル化が進んでいます。(図表3-41、図表3-42)

一方、サービス利用時の困りごとに関する設問において、在宅障害者(18歳以上)の28.7%、在宅障害児(18歳未満)の38.9%が「サービスに関する情報が少ない」と回答しています。さらに、「区役所での手続きが大変」と答えた割合も、在宅障害者(18歳以上)で28.5%、在宅障害児(18歳未満)で25.8%と高くなっており、情報取得や行政手続きに関する利便性の改善が求められています。(図表3-43、図表3-44)

また、自由意見や障害者団体ヒアリングでは、「各種申請のオンライン化」、「区ホームページのリニューアル」、「福祉制度のわかりやすい情報提供」等の要望が多く寄せられた一方、デジタル化の弊害として、情報格差についても指摘されており、**すべての障害のある人が必要とする情報に等しくアクセスできるよう、多様な情報提供方法の確保が求められています。**

主な施策体系・取組み

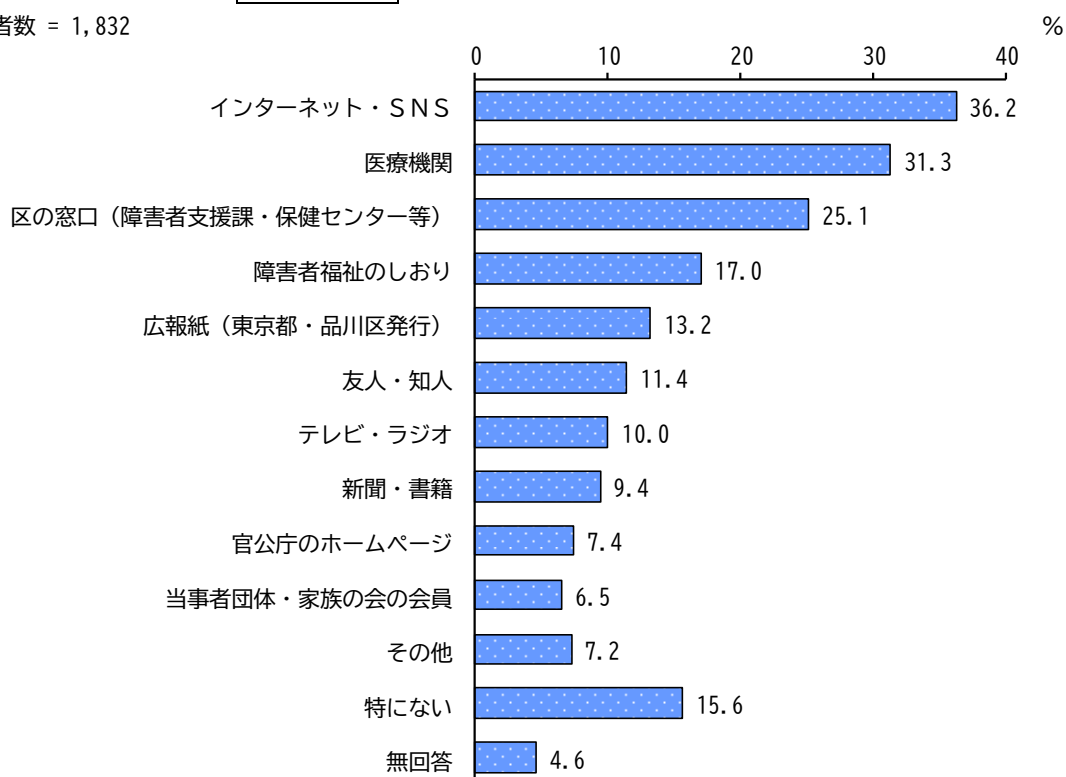
第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画

施策の柱	主な施策・取組み	掲載ページ
施策の柱8 社会参加の促進	8-(1) 情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実	P●●
施策の柱9 障害理解と権利擁護の促進	9-(3) 合理的配慮の提供の充実・促進	P●●

○ あなた（ご家族）は、障害に関する知識や情報を、どこから得ていますか。
（複数回答）

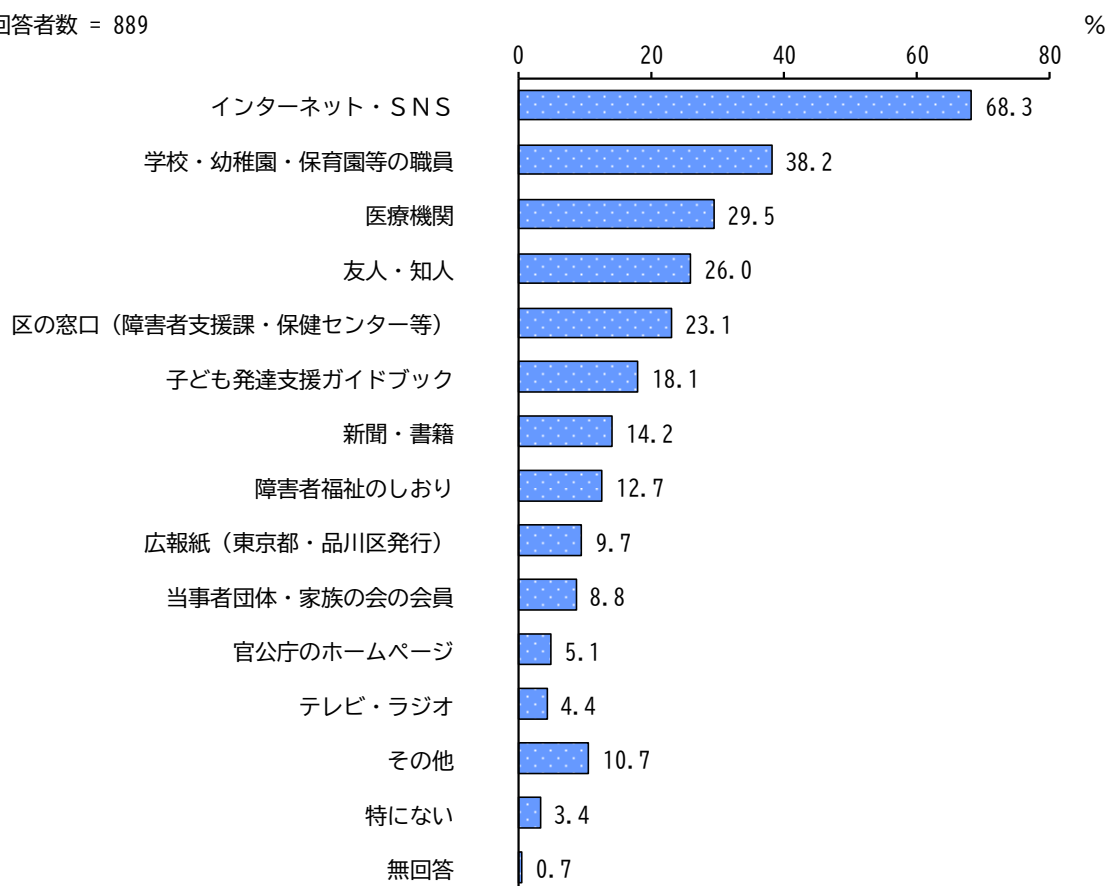
・在宅障害者（１８歳以上）**図表３－４１**

回答者数 = 1,832



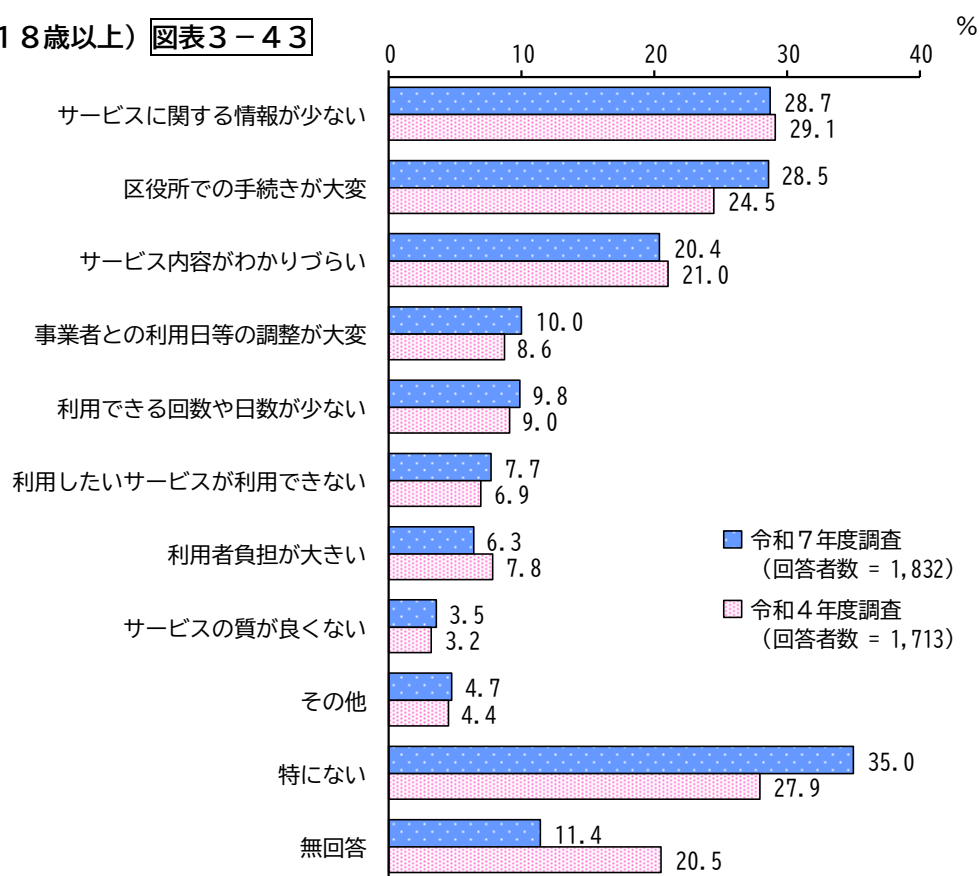
・在宅障害児（１８歳未満）**図表３－４２**

回答者数 = 889

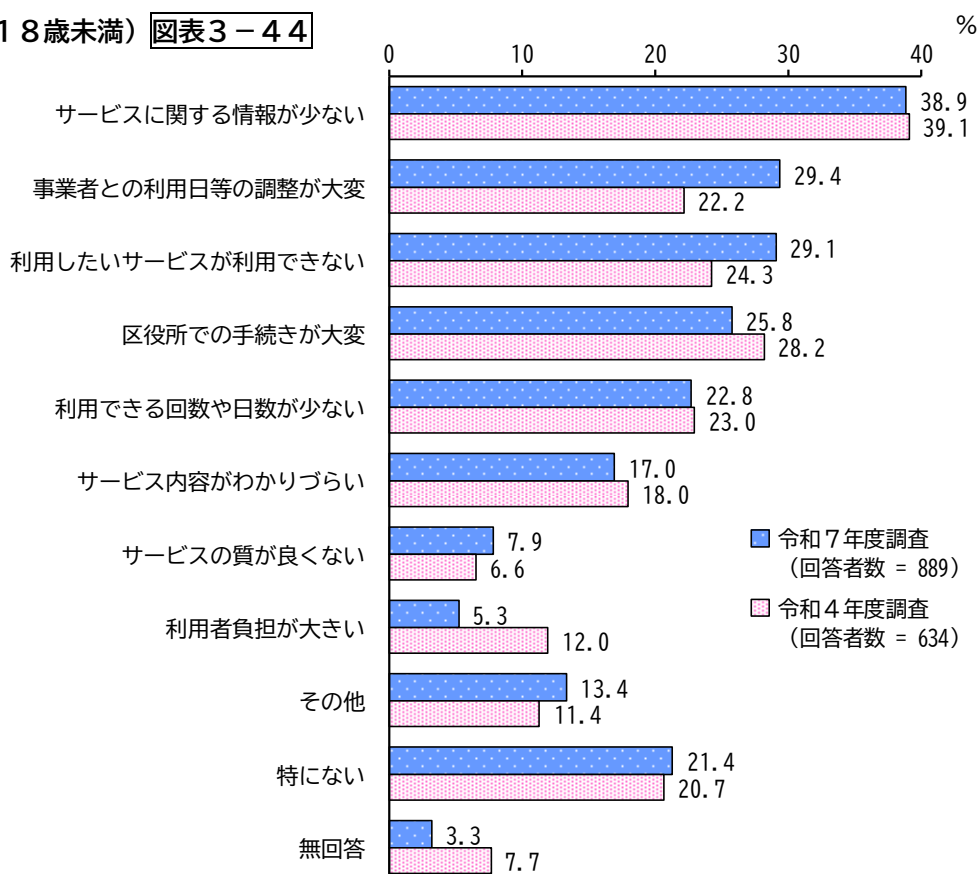


○ あなた（お子様）は、サービス利用の際に困ることがありますか。（複数回答）

・在宅障害者（１８歳以上） 図表３－４３



・在宅障害児（１８歳未満） 図表３－４４



障害に対する差別や偏見をなくし、障害特性への理解促進および合理的配慮のさらなる周知・啓発が求められています。

現状と課題

◆ 障害に対する差別や偏見の解消

在宅障害者(18歳以上)の41.6%が、障害に対する差別や偏見、誤解や理解不足について、「常を感じる」または「ときどき感じる」と回答しており、在宅障害児(18歳未満)においても47.1%と、依然として高い割合となっており、在宅障害者(18歳以上)では、令和4年度調査と比較して増加しています。施設入所者においても、在宅障害者(18歳以上)と同様に令和4年度調査から増加しています。(図表3-45、図表3-46、図表3-47)

また、自由意見や障害者団体ヒアリングでは、障害に対する理解が十分に進んでおらず、特に、外見からは障害があることがわかりにくい、心や体の働きに障害のある人への誤解等から生じる差別や偏見についての声が多く寄せられ、**障害に対する理解啓発をより一層推進していくことが求められています。**

◆ 合理的配慮の提供の促進

合理的配慮の提供に関する認知度調査では、在宅障害者(18歳以上)の63.0%、在宅障害児(18歳未満)の49.4%、施設入所者の72.1%が「知らなかった」と回答しており、合理的配慮の提供に関する認知度改善が求められています。(図表3-48、図表3-49、図表3-50)

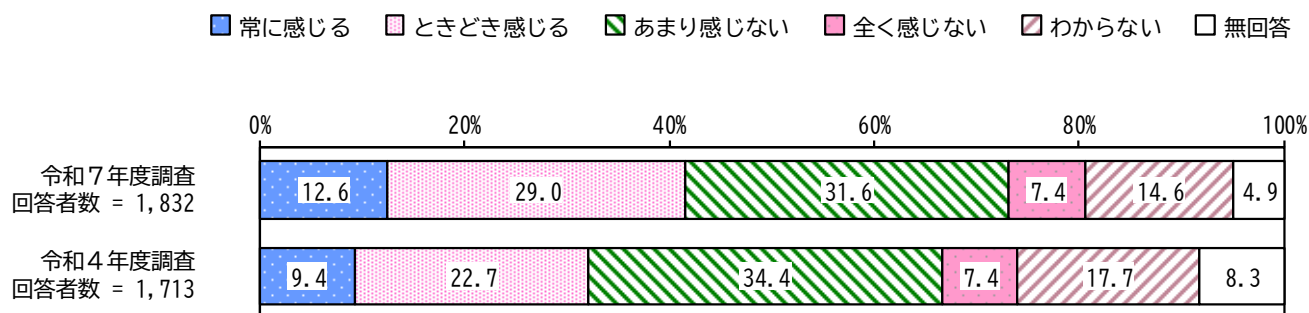
主な施策体系・取組み

第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画

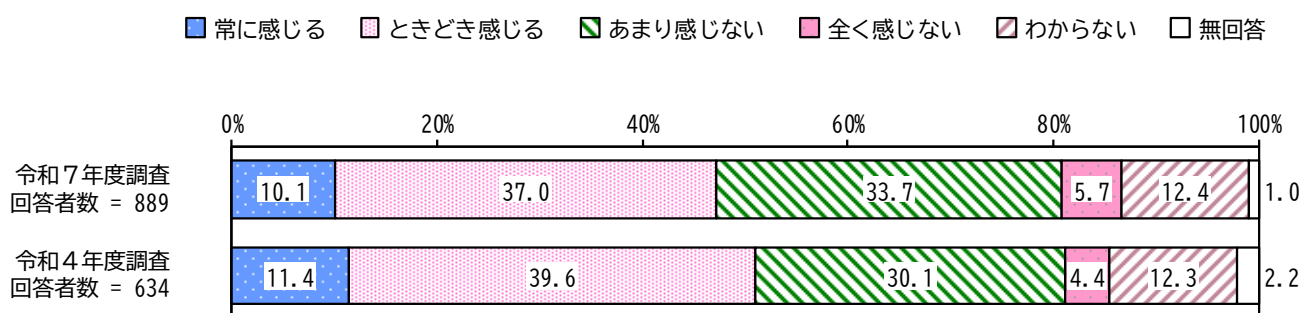
施策の柱	主な施策・取組み	掲載ページ
施策の柱9 障害理解と権利擁護の促進	9-(2) 障害理解・差別解消の促進	P●●
	9-(3) 合理的配慮の提供の充実・促進	P●●

○ あなた（お子様やご家族）は、障害に対する差別や偏見、誤解や理解不足を感じますか。

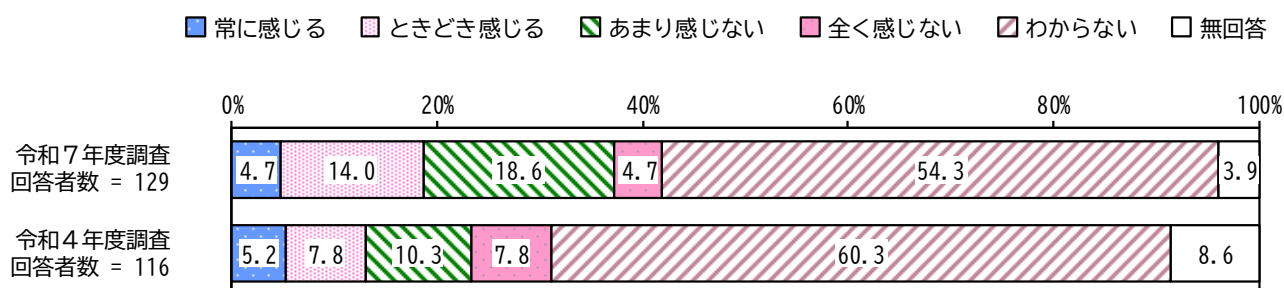
・在宅障害者（18歳以上） 図表3-45



・在宅障害児（18歳未満） 図表3-46

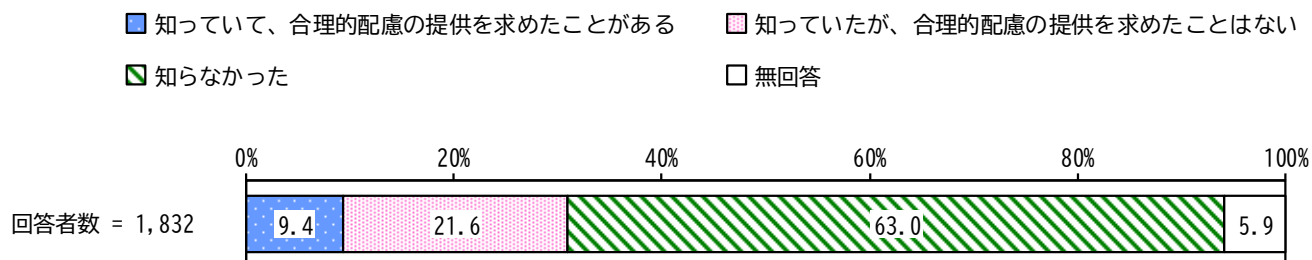


・施設入所者 図表3-47

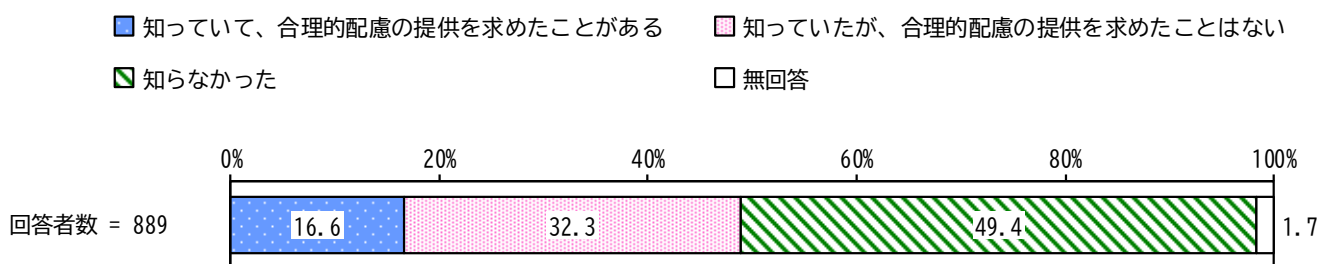


○ あなた（お子様やご家族）は、合理的配慮の提供について知っていましたか。

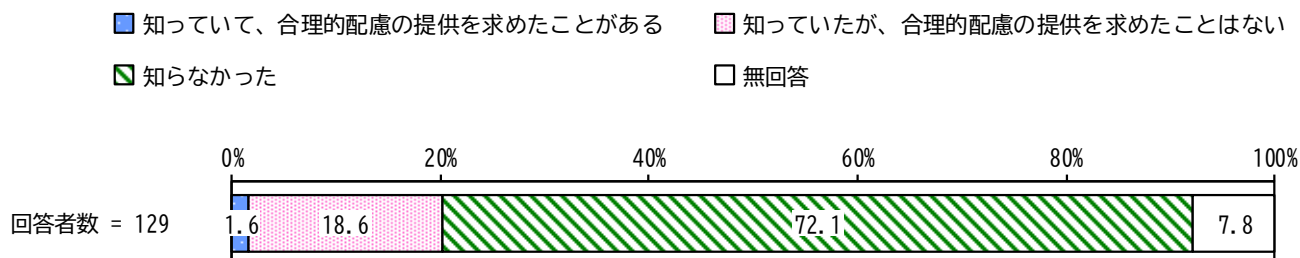
・在宅障害者（18歳以上） 図表3-48



・在宅障害児（18歳未満） 図表3-49



・施設入所者 図表3-50



第 2 部

障害者施策の方向性について

< 品 川 区 障 害 者 計 画 >

第1章

基本理念

自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ

～だれもが自分らしく暮らし、しあわせを実感できるまち、しながわ～

障害者基本法の目的は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ものとされています。

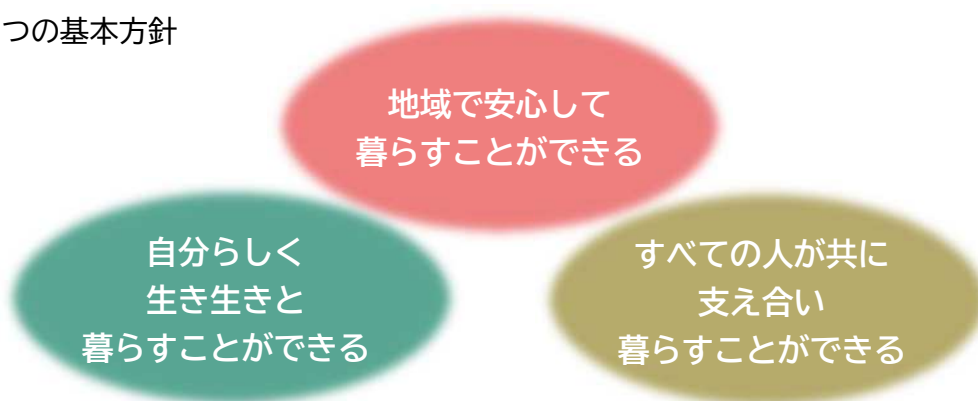
本区では、『自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ ～だれもが自分らしく暮らし、しあわせを実感できるまち、しながわ～』を基本理念とし、障害のあるなしに関わらず、すべての人が分け隔てなく地域で共に暮らす共生社会の実現を目指して、今後の障害者施策を推進していきます。

第2章

基本方針

基本理念に掲げる共生社会を実現するため、「地域で安心して暮らすことができる」、「自分らしく生き生きと暮らすことができる」、「すべての人が共に支え合い暮らすことができる」を基本方針として、今後の障害者施策の展開を図っていきます。

■3つの基本方針



基本方針1

地域で安心して暮らすことができる

障害のある人が地域で安心して暮らすためには、困ったときに気軽に相談できること、必要なときに質の高い障害福祉サービスが提供されること、災害に備えることなど生活全般にわたる幅広い支援が必要となります。

そのため、相談支援の充実、障害福祉サービス等の充実、障害のある子どもへの支援の充実、安全・安心な暮らしの確保などに取り組み、障害のある人が地域で安心して暮らすことができるように、包括的な支援体制の整備を進めます。

基本方針2

自分らしく生き生きと暮らすことができる

自分らしく生き生きと暮らすことができるためには、障害のある人が希望する生活や生き方を自ら選択・決定することを尊重し、また、意思と選好の最善の解釈に基づく意思決定支援を提供して、本人の希望する生活を実現することができる環境が必要となります。

そのため、社会参加の促進や就労支援の充実などに取り組み、障害のある人が自分らしく生き生きと暮らすことができる環境づくりに取り組みます。

基本方針3

すべての人が共に支え合い暮らすことができる

障害のあるなしに関わらず、地域のすべての人が共に支え合いながら暮らすためには、お互いのことをよく理解し、考え方や生き方などの理解に努めること、そして、相手の立場に共感し支えあいや助け合いの気持ちを持って接することが必要となります。

そのため、障害理解を促進して障害者への差別・偏見などの社会的バリア（社会的障壁）を無くし、地域および教育の場においてインクルージョンを推進することにより、すべての人が共に支え合って暮らすことができる地域づくりに取り組みます。

第3章

施策体系

基本理念	基本方針	施策の方向性
くだれもが自分らしく暮らし、しあわせを実感できるまち、しながわ 自分らしく、あなたらしく、共感と共生の社会へ	地域で安心して暮らすことができる	地域生活の支援の充実・意思決定支援の推進
		保健・医療・福祉の連携の推進
		安全・安心な生活環境の整備
		防災・防犯等の推進
	自分らしく生き生きと暮らすことができる	雇用・就業の支援
		情報アクセシビリティの向上 および意思疎通支援の充実
		文化芸術活動・スポーツ等の振興
	すべての人が共に支え合い暮らすことができる	差別解消、権利擁護の推進および虐待の防止
		行政等における配慮の充実
		教育の振興

(1) 地域生活の支援の充実・意思決定支援の推進

自ら意思を決定および表明することが困難な障害のある人に対して、必要な意思決定支援を行うとともに、障害のある人が自らの決定に基づき、地域で必要な相談を受けることができるように支援します。

また、障害のある人の自立と社会参加を促進するため、様々な生活上の課題やニーズに対応した支援体制の整備を進め、障害のある人の自己選択や自己決定が尊重される利用者本位の支援を促進します。

【主な内容】

- 意思決定支援の促進
- 相談支援の充実
- 地域生活への移行・継続の支援
- 障害福祉サービス等の充実
- 障害のある子どもへの支援の充実

(2) 保健・医療・福祉の連携の推進

精神障害、高次脳機能障害、難病、医療的ケアなど医療的支援を受ける障害のある人が地域で安心して暮らせるように、分野を超えた多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の連携強化に取り組めます。

また、精神障害のある人が地域の一員として、安心して暮らせるように、保健、医療、福祉、就労、居住等が包括的に支援する精神障害にも対応した地域包括ケアを推進します。

【主な内容】

- 障害特性に応じた専門相談の充実
- 保健・医療・福祉の連携強化
- 精神障害にも対応した地域包括ケアの推進

(3) 安全・安心な生活環境の整備

障害のある人が地域で安全・安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障害者グループホーム整備等の住まいの確保、歩道や建物などのバリアフリー化、障害者に配慮したまちづくり等を推進し、障害のある人の生活環境における社会的バリア（社会的障壁）の除去を進めます。

【主な内容】

- グループホーム整備などによる住まいの確保
- 歩道や建物などバリアフリー化の推進
- 障害のある人に配慮したまちづくりの推進

(4) 防災・防犯等の推進

障害のある人が地域において、安全・安心して暮らすことができるよう、日常から地震・風水害等の備えなどの防災対策に取り組むとともに、未然に障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、注意喚起のための情報提供などを行います。

【主な内容】

- 防災対策の推進
- 犯罪被害、消費者被害の防止

(5) 雇用・就業の支援

働く意欲がある障害のある人が、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、多様な就労機会の確保や就労支援の充実を図るとともに、就労が継続できるように支援します。

また、福祉的就労を希望する人に対しては、就労先確保のために就労継続支援事業所の整備など福祉的就労の充実を図ります。

【主な内容】

- 就労支援の推進
- 就労継続の支援
- 多様な働き方の推進
- 福祉的就労の充実

(6) 情報アクセシビリティの向上および意思疎通支援の充実

障害のある人が必要とする情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害のある人に配慮した情報やサービスの提供等に取り組み、情報アクセシビリティの向上を図ります。

また、障害のある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、手話研修の実施など意思疎通支援の充実を図ります。

【主な内容】

- わかりやすい情報の提供
- 情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実

(7) 差別解消、権利擁護の推進および虐待の防止

すべての人が共に支え合いながら暮らす共生社会の実現に向け、社会のあらゆる場面において障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を進めるため、障害者差別解消法に関する広報・啓発活動を積極的に推進します。

また、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害のある人の権利擁護のための取り組みを着実に推進します。

【主な内容】

- 障害を理由とする差別の解消の推進
- 権利擁護の推進、虐待の防止
- 合理的配慮の提供の充実・促進

(8) 文化芸術活動・スポーツ等の振興

文化芸術活動およびスポーツへの参加は、障害のある人の生活を豊かにするだけでなく、活動を通じた地域の人々との交流により、障害への理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加の促進が期待できます。

そのため、障害のあるなしに関わらず、誰もが文化芸術活動やスポーツ活動に親しめる機会を創出するなど環境づくりに取り組んでいきます。

【主な内容】

- 文化芸術活動の充実
- スポーツ・健康増進活動の充実

(9) 行政等における配慮の充実

障害のある人が区の窓口で合理的配慮の提供など、適切な支援を受けることができるように区職員の障害への理解促進に取り組みます。

また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の理念を踏まえて、手話通訳者の配置、筆談器の設置等による意思疎通の支援、分かりやすい案内表示など障害のある人が情報を取得・利用しやすい環境づくりに取り組みます。

【主な内容】

- 行政窓口での合理的配慮の提供
- 行政手続きの際の意思疎通手段の確保
- 障害特性に応じた情報提供の充実

(10) 教育の振興

障害のあるなしによって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指し、適切な支援を行うための教育環境の整備を進めるとともに、障害への理解を深めるための取り組みの推進や合理的配慮の提供等の一層の充実を図ります。

【主な内容】

- インクルーシブ教育システムの推進
- 教育環境の整備

<第1部> 修正項目一覧

No.	ページ 番号	修正前	修正後	備考
1	4	記載なし	成年後見制度の見直しに係る民法改正について追記	障害分野でも関わりが深い内容であり、公布済みのため (委員からのご意見あり)
2	4	記載なし	改正医療的ケア児支援法について追記	第2回策定委員会にてお伝えしたとおり追記
3	19	国の難病医療費助成対象348疾病と都が独自助成している8疾病について、関係性が不明確	国の助成対象疾病に加え、“さらに”都は8疾病を対象にしていることが分かるよう文章を修正	委員からのご意見あり
4	23～ 25	未掲載	(8)主なサービスの利用状況を追加	第2回策定委員会にてお伝えしたとおり追加
5	26	区外施設利用者が含まれるかの記載なし	・「区外施設利用者を含む」の追記 ・事業所調査の配付・回収結果表記を修正	委員からのご意見あり
6	29 ～67	各課題の項目に括弧で付番	付番しない形(◆)で修正	主な施策・取組みの項番との区別 (委員長からのご意見あり)

No.	ページ 番号	修正前	修正後	備考
7	29	(課題1◆専門性の向上および連携体制の整備) 8行目「要望が多く寄せられました」	「～の要望も多く寄せられ、専門性の向上および連携体制の整備が求められています」に修正	表記ゆれを改善
8	34	(課題2◆居住の場の確保と整備) 11行目「体制の整備をしていく必要があります」	「体制の整備が求められています」に修正	
9	38	(課題3◆障害特性等に応じたサービスの充実) 12行目「拡充が求められています」	「拡充が必要です」に修正	
10	38	(課題3◆障害特性等に応じたサービスの充実) 15行目「提供が必要です」	「提供が求められています」に修正	
11	39	(課題3◆サービスの質の向上) 3行目「充実を図っていく必要があります」	「充実が求められています」に修正	
12	44	(課題4◆介助者の負担軽減) 介助者が誰を指すのかが曖昧	家族に限らないものの、主な介助者として「家族等の」を追記	事前打合せにて副委員長からご意見あり

No.	ページ 番号	修正前	修正後	備考
13	44	(課題4◆介助者の負担軽減) 家族介助が前提の内容と誤解される可能性	家族介助が前提であると誤解が生じないように文章を修正	正副委員長との事前打合せにて副委員長からご意見あり
14	44	(課題4◆「18歳の壁」問題への対応) 5行目「夕方時間帯に障害のある人が過ごす場を提供する日中活動系サービス事業所の充実等、サービス提供体制の確保を図っていく必要があります」	「生活実態に合わせた多角的な支援体制の構築に向けて、サービス提供体制全体の充実が求められています」に修正	日中活動系サービス事業所の充実を例示すると限定的に見えてしまうため修正 (副委員長からご意見あり)
15	48	(課題5◆区内事業所における人員体制の確保・維持) 4行目「人員体制の維持が課題となっています」	「人員体制の維持に対する取組みが求められています」に修正	表記ゆれを改善
16	48	(課題5◆専門的人材の養成・確保) 5行目「サービスの提供が求められることから」	「サービスの提供が必要であることから」に修正	
17	48	(課題5◆専門的人材の養成・確保) 6行目「人材の養成・確保が極めて重要です」	「人材の養成・確保が求められています」に修正	

No.	ページ 番号	修正前	修正後	備考
18	50	(課題6◆早期発見・早期支援の充実) 6行目「体制整備も必要です」	「体制整備が求められています」に修正	表記ゆれを改善
19	50	(課題6◆医療的ケア児等支援体制のさらなる構築)5行目「介助者の負担に関する声が多くなっています」	「介助者の負担に関する声が多く、医療的ケア児等への支援体制の強化が求められています」に修正	
20	56	(課題7◆発災時における情報格差の解消) 4行目 災害時の課題を「根本的な課題」と記載	何が課題として求められているのかを具体的に記載して修正	事前打合せにて副委員長からご意見あり
21	59	(課題8◆雇用・就労の充実) 記載なし	文末に「こうしたニーズに対応するための就労支援の推進が求められています」を追記	表記ゆれを改善
22	62	(課題9) ◆情報アクセシビリティの向上	◆情報取得と情報アクセシビリティの向上に修正	取得に関する課題についても記載しているため、タイトルにも追記 (委員からのご意見あり)
23	62	(課題9◆情報取得と情報アクセシビリティの向上) 11行目「情報格差についての指摘もありました」	「情報格差についても指摘されており、すべての障害のある人が必要とする情報に等しくアクセスできるよう、多様な情報提供方法の確保が求められています」に修正	表記ゆれを改善

No.	ページ 番号	修正前	修正後	備考
24	65	(課題10◆障害に対する差別や偏見の解消) 8行目「～についての声が多く寄せられました」	「～が多く寄せられ、障害に対する理解啓発を より一層推進していくことが求められていま す」に修正	表記ゆれを改善 (委員からのご意見あり)
25	65	(課題10◆合理的配慮の提供の促進) 3行目「求められます」	「求められています」に修正	